

参議院大蔵委員会議録第二十三号

昭和五十六年五月二十一日(木曜日)

第九十四回
午前十時二分開会

古賀雷四郎君
河本嘉久蔵君

昭和五十六年五月二十一日(木曜日)

委員の異動
藤井裕久君
佐藤昭夫君
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
委員長
理事
委員
事務局側
事務局側
常任委員会専門
警察庁刑事局搜
查第二課長
警部保安課長

五月十八日
辞任
藤井裕久君
佐藤昭夫君
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月十九日
辞任
藤田正明君
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月二十日
辞任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月二十一日
辞任
野呂田芳成君
大木正吾君
和田靜夫君
宮本顯治君
片岡勝治君
瀬谷英行君
近藤忠孝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月二十二日
補欠選任
藤井裕久君
昭夫君
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月二十三日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月二十四日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月二十五日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月二十六日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月二十七日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月二十八日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月二十九日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月三十日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月三十一日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月六月一日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月六月二日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月六月三日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

五月六月四日
補欠選任
近藤忠孝君
藤田正明君
増岡康治君
宮本顯治君
瀬谷英行君
和田靜夫君
多田省吾君
矢追秀彦君
近藤忠孝君
三治重信君
野末陳平君
渡辺美智雄君
藤井裕久君
山口光秀君
梅澤節男君
吉田正輝君
中村太郎君
衛藤征士郎君
増岡康治君
碓山篤君
塙出啓典君
岩動道行君
岩本政光君
大河原太一郎君
梶原又三君
片山正英君
出席者は左のとおり。

○本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀

行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

○銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十八日、佐藤昭夫君及び藤井裕久君が委員

を辞任され、その補欠として近藤忠孝君及び藤田

正明君が、また十九日、藤田正明君が辞任され、

その補欠として増岡康治君がそれぞれ委員に選任

されました。

また、昨二十日、近藤忠孝君が委員を辞任さ

れ、その補欠として宮本顯治君が選任されまし

た。

○委員長(中村太郎君) 理事の補欠選任について

お詫びいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となつており

ますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと

存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長にその指名を仰ぐ一任願いたいと存じますが、御

異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に増岡康治君を指名いたしま

す。(拍手)

○委員長(中村太郎君) この際、藤井大蔵政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。藤井大蔵政務次官。

○政府委員(藤井裕久君) このたび、浅野前政務次官の急逝に伴いまして、はからずも大蔵政務次官を拝命いたしました。

このむずかしい時局にかんがみまして、自重、自戒して渡辺大臣のもとで職責の遂行に誤りなきを期してまいる所存でございます。よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(中村太郎君) 銀行法案、中小企業金融

制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫

法等の一部を改正する法律案、証券取引法の一部

を改正する法律案、銀行法の施行に伴う関係法律

の整備等に関する法律案、以上四案を一括して議

題とし、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田静夫君 恐縮ですが、五月十二日の本委員

会で質問が許されませんでしたので、若干用意を

しておった問題に触れておきます。

○和田静夫君 来論議をしてまいりました東洋信販が会社更生法

を申請をいたしました。すでに何度も私はこの問題を取り上げて、出資法の違反あるいは住宅ローン

名義貸し、詐欺などの疑いがあることを指摘をしてきましたわけですが、銀行局、この出資法の検討

はどちらなりましたか。

○政府委員(米里恕君) 東洋信販の出資法違反の

容疑につきましては、率直なところ、現在まで明快

な判断ができるまでには至っておりません。大蔵省といたしましては、可能な範囲内で独自に調査

を進めておりますが、何分強制的権限を持つてゐるわけでもございませんし、東洋信販自体が大蔵省の監督下にあるといふような性質のものでもございませんので、おのずから調査に限界もございません。今後関係当局と十分協力しながらさらにまして、今後関係当局と十分協力しながらさらに事態の解明に努めてまいりたいと思っております。

○和田静夫君 この会社に対しても新しい一つの疑惑が生じています。

東洋信販の子会社に有限会社一途という会社がありまして、所在地は渋谷区代々木四の二十七の二十五、これは東洋信販と同じ番地であります。資本金は三千万円、会社設立の目的は「不動産の売買、不動産の管理、金融、貴金属・絵画の売買及びリース」、こうなっています。社長は大谷茂子さんといって大谷昭雄東洋信販社長夫人であります。

そこで、問題だと思われる点は、この東洋信販が昭和四十九年に代々木に本社ビルを建てました。地上十階地下一階のビルでありますが、このビルの建設に当たって東洋信販は、本社ビル落成記念協力特別出資という名目でお医者さんから出資金を募ったわけであります。その金額は約五億円、出資の条件として一口五十五万円で、五年間で一〇〇%の約束をしているわけなんです。これがまず第一、出資法違反の疑いが非常に濃いと私は思ひます。

しかし、これから先が問題なんですが、この新社屋、登記上の名義は一途のものになつてゐるんですけど、出資は東洋信販で募つた。しかし、実際本社ビルを建てたのは一途だつたという疑いが強いわけです。出資した開業医は、当然本社ビルは東洋信販のものだと思つてゐる。私のところに来る幾つかの投書は皆そう訴えているわけです。これが特別出資のコピーであるなんですが、銀行局と警察庁にすでにお見せして通告してありますけれども、これはやっぱり出資法違反ばかりでなくして、私は背任の疑いがきわめて強いと思うのでありますか。御両者いかがですか。

○説明員(森間英治君) ただいま御質問のありますけれども、なぜございませんか。出資法の問題は、さつきと答弁一緒ですか。

○政府委員(米里怒君) 実態を完全に把握いたしませんと、出資法との関係はどうなるかということが一言では申せないわけでございますが、さら

に実態を究明していく必要があると思います。

○和田静夫君 さらにこの会社は、東洋信販に事務所を貸しているという形をとつていまして、四十九年七月に敷金として一億二千二百六十四万円が東洋信販から一途に支払われています。五十四

年七月にも二億四千五百万円が契約更新料として支払われている。家賃は坪一万元の計算で月額一千二十万円、年額約一億二千万円。しかもこのビルは大谷一家の居宅として使用されているわけ

であります。まだありますが、この一途は宅建業法上の不動産売買の免許を取つてはいません。これは五月十二日の質問通告に当たつて五月十日、建設省に調査を依頼しましたところ、建設省はそ

のよう確認をしてまいりました。にもかかわらず、北海道や富士の別荘用地、それを一途がます

買い取る、それを東洋信販に転売する、こういうふうになつてゐるわけですね。たとえば、四十七年十二月一日に北海道芦別町の土地六万二千五百九へクタールを一途が購入をして、そして所有権

移転をやつて、それを三ヶ月後の四十八年二月十五日に東洋信販に転売をする、こういうことになつているわけです。同様のことは山梨県上九一色

村の問題の別荘地でも行われてゐるわけです。こ

こでは四十五年八月二十七日、一途が購入をして、四十六年十月二十日に東洋信販が入手をす

る。一途が東洋信販の土地売買の中間に介在をしており、中間利益をかせいでの、そういう疑いが強いわけです。出資した開業医は、当然本社ビルは東洋信販のものだと思つてゐる。私のところに来る警視庁、恐らくこのような事実はすでにつかまっていると思いますし、私が質問通告してからもう十日以上たつてゐるわけありますから、その

後調査もあつたと思つてますが、それはたゞされたる土地の固定資産税を本人が払つていないと、いう事実関係が指摘をされるわけですね。この事実が確認をされれば、住宅ローン詐欺といふことになるというふうに考えます。論理としては、まだ事実関係が具体的につかめておりませんので、なかなか判断を申し上げにくいわけですが、それでも、詐欺が成り立つた場合にはやはり勘定行為があり、それに基づいて、ローンを貸し出す側が錯誤に陥つてそのためローンを交付した、こういふ図式が成立することが必要であると考えます。

○説明員(内田文夫君) ただいまの事実関係につきましては、まだ十分事実関係把握しておりませんが、実態を完全に把握いたしました。

○和田静夫君 かなり、私が前の委員会でこれを述べる機会がなかつたから時間がたつてゐるわけではありませんが、警察庁としては、私が述べ続けてきたことについて、重大な関心をお持ちですか。

○説明員(内田文夫君) 関心を持ちまして、関係官庁とも連絡をとつて、この成り行きを見ているところでございます。

○和田静夫君 せんだつての委員会で取り上げましたが、住宅ローンの名義貸しについて、銀行局は調査をされていると聞くのであります。その結果は報告でありますか。

○政府委員(米里怒君) 住宅ローンの名義貸し云々の問題でございますが、私どもいたしましては、独自の調査を行つて際しまして、東洋信販を直接調査するということは困難でございます。金融機関ではございませんし、大蔵大臣の直接の監督下にあるわけでもない。したがつて、私どもとしては銀行側の被害意識というものは恐くないので

はないかというふうに考えられます。したがいまして、この事件そのものが必ずしも現段階で詐欺罪にならぬとも言ひにくいわけであります。

○政府委員(米里怒君) 住宅ローンの名義貸し云々の問題でございますが、私どもいたしましては、独自の調査を行つて際しまして、東洋信販を直接調査するということは困難でございます。金融機関ではございませんし、大蔵大臣の直接の監督下にあるわけでもない。したがつて、私どもとしては銀行側の被害意識というものは恐くないので

はないかというふうに考えられます。したがいまして、この事件そのものが必ずしも現段階で詐欺罪にならぬとも言ひにくいわけであります。

○説明員(内田文夫君) 云々の問題でございますが、私どもいたしましては、独自の調査を行つて際しまして、東洋信販を直接調査するということは困難でございます。金融機関ではございませんし、大蔵大臣の直接の監督下にあるわけでもない。したがつて、私どもとしては銀行側の被害意識というものは恐くないので

はないかというふうに考えられます。したがいまして、この事件そのものが必ずしも現段階で詐欺罪にならぬとも言ひにくいわけであります。

○和田静夫君 この問題終わりにしますが、大臣、私はこの事件から教訓を取り出すとすれば、あるいはまだ教訓を云々するという時期ではないのかも知れませんけれども、一つは法人税と個人所得税の関係があるといふに思つてゐるのです。税制上の違いが厳然としてあるわけであります。個人事業者は、青色申告制度あるいはみなし法人課税制度によつて法人並みの扱いを制度的には受けているわけですが、実態はこの青色申告制度も近年では頭打ちの感があるわけですね。みなし法人課税制度に至つては、青色申告者総数のうちの届け出割合は五・八%、これは昭和五十

四年十一月三十一日現在ですが、にすぎないわけあります。こういう問題が第一にある。この点の問題をどうも私は感ずるんですが、大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 質問の趣旨がよく私わからぬのであります。みな法人といふのが案外利用されていないということはやつぱり問題がございます。一つは、売掛金その他で所得に算入されたものが全部みな配当にされるというようなことなどもあって、あんまり、青色申告以上にメリットが少ないというようなことなどが、みなし法人という制度が伸びない理由の一つではないかと考えております。

○和田静夫君 二つ目には、私は教訓などと言えるかどうか知りませんが、悪名高い医師優遇税制がやっぱりこの問題とは切り離して考えるわけにいかぬという感じがいたします。そもそも診療報酬の改定が医師会の思うようにならないために医師優遇税制というのはある形で導入をされた。診療報酬の方はもう何度も改定されてきた。ところが、優遇税制の方は一昨年に五段階方式という部分的、あくまでも部分的手直しと思われるが、そういうことが行われただけです。ここはもうどういうのですか、やっぱりと優遇税制はやめるぐらいの処断がなければやっぱりこういうような事件というのはずっと続くなれないだらうかという感じがしているんですねが、いかがですかね。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私もかねてがらこの医師税制の特例措置といふものは医療荒廃の諸悪の根源であるという考え方を持っておりまして、これはやめた方がいいということを言っておったわけでございます。しかし、それはそれなりに何せ三十数年の長い歴史がございますし、一方医療の公益性というものもわれわれは認めておるわけでございますし、また校医というようなもの等に地方の開業医が低廉な報酬で携わっておるという人には残すことは暫定的にやむを得ないなどと思つ

ておつたわけであります。いろいろ議論の結果、ともかく五段階制ということにいたしまして、実質上は二千五百万円以下の中よりもやや下の方の収入階層の医者にだけ現状のまま残す。あとはそれがござります。

したがつて、今後所得税法等の全面的な改正が行われる、そしてその一方において、医療といえども医療業という業でございまして、その業がどうなり勘定でいいとは限らない。やはり医業である以上は、経営と技術と私生活とみんな分離され明瞭化をしてまして、一向に鎮静化の兆しがないものでござります。

以上は、経営と技術と私生活とみんな分離され明瞭化をしまして、一向に鎮静化の兆しがないものでござります。世評、銀行法は婚期を逸した娘さんであると認められることが多いとあります。そこで銀行法は、その業がどうなり勘定でいいとは限らない。やはり医業である以上は、経営と技術と私生活とみんな分離され明瞭化をしてまして、一向に鎮静化の兆しがないものでござります。

特にこの間も参考人がお見えになつたときに質問させていただきましたが、やはりこの銀行と証券両業界の論戦というのはここでもやっぱり依然過熱化をしてまして、一向に鎮静化の兆しがないのではないだろうかと、いうふうに素人目に見えます。世評、銀行法は婚期を逸した娘さんであると認められることが多いとあります。そこで銀行法は、

あるいは教訓と言つていいのですか、その辺腹膜炎のないところをまずお聞かせ願えませんか。○國務大臣(渡辺美智雄君) 今回の銀行法は五十一年ぶりの改正でござりますから、数年間の長い間の規制について、一人でも医療法人がある一定の条件のもとに認められるというようなことと私は一つのものとして、ワンパッケージとして全廃するというようなことなどは一つの案ではないか、さように考えております。

○和田静夫君 これは大臣、秋に予定されている乗つてくるというふうに踏んでおいていいんですか。○國務大臣(渡辺美智雄君) まあ行管の方のことによくわかりません。乗るかどうか、それもちょっと予測がつきません。

できればそれでいいんじゃないのか、そう思つて取りまとめた次第でございます。特別に異様とか異常ということは考えておりません。

○和田静夫君 大臣が必ずしも前進をした面だけがあると思つていいだらうくらいのことはわれわれも判断をいたしていまして、時間をかけて大変前進をしたという成果が残っているのなら話は別であります。これは後ほど触れますように、

そういう状態にはなつてないと思うのです。私は、今回の与党、業界、そういういろいろのないところをまずお聞かせ願えませんか。○國務大臣(渡辺美智雄君) 今回の銀行法は五十一年ぶりの改正でござりますから、数年間の長い間の金融制度調査会の御審議でございました。十分人以上とかべッド数二十以上とかその他たくさん条件のもとに認められるというようなことと私は一つのものとして、ワンパッケージとして全廃するといふことでもございますが、また政党側、特に与党の方でもえらい関心を持つておつて、銀行法についていろいろ御意見があつたことも事実でございます。与党・政府一体でございまますので、まず与党の意見を十分にそしやくするということも大切であります。

また一方、私は国会の財政演説の中で、この銀行法の提案に当たりましては関係方面との意見調整も十分した上で提案したいということを就任早々冒頭に申し上げておるところでございます。したがいまして、一応銀行法について大蔵省の素案といいますか、たたき台といいますか、そういうものはこしらえてみたわけでございますが、それらに対しまして業界側またその審議の過程等において与党の方からいろいろ御意見のあったことは事実であります。しかし、それらは時間の許す限り御意見を採聽いたしまして満足に解決ができます。たとえば「東洋經濟」の一昨年八月一日号の教

はござりますか。

三

りました。私は、何もこの調査会だけを言うのではありません。地方制度調査会にしたつて、政府関係の調査会全体のことについても、佐々木調査会長の御意見をそぞろに、兩絡みといいますか、三つが絡んだといいますか、とにかく百日戦争を招いた一つの理由としては、調査会審議のあり方に問題がありはしないかと思つて、せんだつての参考人の質疑でも、私は佐々木調査会長の御意見をそぞろに、もう少しやつぱり十分に審議を尽くせばよかつたんだ、そういう意味では尽くせなかつた部分があるのだということを率直に述べられていました。私は、何もこの調査会だけを言うのではありません。地方制度調査会にしたつて、政府が、この種の審議会の模様を報道なりでつと見ていましていつも疑問を感じます。私も地方制度調査会の委員などを務めてきながらそういうことを非常に感じてきましたが、最近金制調の委員でありました館龍一郎東大教授も、この調査会に学者の立場から幾つかの疑問を投げかけられております。

三

○政府委員(米里忍君) 調査会、この銀行法の問題に関連しましては、御承知のように四年余りにわたりまして合計百十二回の会合を開いておられまして、非常に熱心に金融機関をめぐるバックグラウンドの変化から始まりまして、金融機関業務、銀行業務のあり方に及び、それからさらに各論に及ぶというようなことで御熱心に討議されたと思います。館先生もそのメンバーの一人として、いろいろ有益な御意見を吐いていただいたわけございまして、むしろそういう討議を通じまして金融制度調査会の方の議論を踏まえながら行政が行われてまいりました。その中で新金融効率化といいましょうか、公共性、社会性と効率性というものを二つの中心として追求していくという行政の基本的な方針が出てまいりたというふうに私どもは考えております。

○和田静夫君 質問の趣旨から少し離れていました

けれども、やっぱりこの機会に私は、調査会のあ

り方の論議をやっておくことはむだでもないと思

いますから述べていいのであります。たとえば

館教授は、委員の構成についても、中立的な委員

が少ない、大蔵省のOBであるとか日銀であると

か金融機関の代表者など、それぞの利害代表が

大きな力を持つような構成になつているといふ

うに指摘をされているわけですね。言つてゐるわ

けですね。中立的な委員といふと一般的には学者

といふことになるんでしようが、学者は悠長だから

なかなか答申が出ないというようなことがある

かもしだせんけれども、やっぱり委員構成など

はもつと銀行局長反省をしていいんじゃないかと思

うんですが、どうです。

○政府委員(米里忍君) 本委員と臨時委員とござ

いまして、本委員はあらゆる問題を通じまして御

審議いたいでおる。臨時委員は、その都度その

都度専門的な立場から当該金融制度調査会の問題

につきまして専門家としての御発言をいただいておるといふことございまして、本委員につきましては、かなりいろいろな方面からの委員の方に参加していただいているという

ふうに考えております。館先生を初めとする学者たる先生などは、こういった本委員として御活躍願つております。臨時委員につきましては、どうしても専門的な知識というようなこともございまして、まさに議論をされておる金融機関の代表の方といふでございまして、むしろそういう討議を通じまして金融制度調査会の方の議論を踏まえながら行政が行われてまいりました。その中で新金融効率化といいましょうか、公共性、社会性と効率性というものを二つの中心として追求していくという行政の基本的な方針が出てまいりたというふうに私どもは考えております。

○和田静夫君 質問の趣旨から少し離れていました

けれども、やっぱりこの機会に私は、調査会のあ

り方の論議をやっておくことはむだでもないと思

いますから述べていいのであります。たとえば

館教授は、委員の構成についても、中立的な委員

が少ない、大蔵省のOBであるとか日銀であると

か金融機関の代表者など、それぞの利害代表が

大きな力を持つような構成になつているといふ

うに指摘をされているわけですね。言つてゐるわ

けですね。中立的な委員といふと一般的には学者

といふことになるんでしようが、学者は悠長だから

なかなか答申が出ないというようなことがある

かもしだせんけれども、やっぱり委員構成など

はもつと銀行局長反省をしていいんじゃないかと思

うんですが、どうです。

○和田静夫君 指摘があるところは、もう少し謙

虚に反省をされるべきだらうというふうに

私は思います。どう抗弁されてみたところで、制

度調査会のあり方というは長い間いろいろ批

判があるのであります。私は後ほど法改正論

議の中でも、これらの制度調査会の持ち方そのも

のが、今日の予定をされた大蔵省原案と提出をさ

れた法律案との差になつてあらわれてきていると

いうふうにも考えますかゆえに、そのことを指摘

をしておきたいと思うのであります。

館さんは、またこうも言つておられます。

「それから、調査会の最後のほうは時間が足りない

かったたというか、たいへん急いだ形になつていい

だつたんでしようか。

○政府委員(米里忍君) 特に最後の段階で急いだ

ところが、事実としますと、急がれた理由は何

かありました。これが事実としますと、急がれた理由は何

教授は言つておられます。

こういうような事実は、もう税調でもあるいは

財政制度審議会でも指摘をされているわけです

ね。この点は、さつきの「行政を合理化するため

だけ挙げましたけれども、たくさんの方が言つて

いらっしゃるわけですから、十分審議が尽くされ

なかつた。尽くさなかつた、あるいはそういうよ

うな思惑が残つた。今回の問題が、実はいわゆる

百日戦争を呼ぶ問題の発端がここにあつたよう

な気がして仕方がないのであります。大臣いかが

であります。

佐々木会長は、証券とのかきね論争というの

調査研究も必要でございますが、やはりタイミング

ミットも必要なわけであつて、ただ理想論だけを

追つかけておつてもなかなか結論の出るものでは

ありません。まる四年間調査をやつたわけですか

ら、普通の法案とは違つてかなり時間をかけてお

る。刑法改正なんというときには法務省で四年も

五年もかけますが、大蔵省の法案としては、もう

三年以上かけて勉強したというのは余り例がほ

かつかないといふことではないと承知しております。

「それから、調査会の最後のほうは時間が足りない

かったたというか、たいへん急いだ形になつていい

だつたんでしようか。

○政府委員(米里忍君) 特に最後の段階で急いだ

ところが、事実としますと、急がれた理由は何

かありました。これが事実としますと、急がれた理由は何

す公社債市場の諸問題につきまして十分な御検討販あるいはディーリングの問題、これらにつきまして審議会で十分御審議をいただきまして、結論といたしましては、行政当局において適切に取り扱うようにならうとして、これらがござる。正をお願いした、こういうことでござります。

○和田静夫君 大臣、銀行法の改正の理念としての見解を十分踏まえまして、私どもとしては、銀行法と証取法との整合性という観点から今回の改正をお願いした、この第一に、安定成長に伴う銀行をめぐる環境の変化、それに伴うところの健全経営の維持、第二には大衆化であり、第三には公共部門との関係であり、第四には国際化というふうなことを挙げていらっしゃるわけですね。私は、この第一、第二の理由というのは、銀行の収益構造あるいは資金調達、融資のあり方、そういうものなどの変化を指すものだらうと、こう思いますが、いかがでしよう。

○政府委員(米里恕君) 最近における経済成長パターンの変化ということが金融環境にも非常に大きな影響を与えておるということは、先生よく御承知のとおりでございます。これは世界的にも大体同じような傾向がございまして、そういった中において経済活動の変化が金融活動の変化に及び、それによりまして金融機関の融資のあり方といふものも非常に変わつてまいつておると。(まず)成長率の鈍化ということから来る量的な伸び悩みという問題と、それがら取扱金融機関の融資先が、從来の主として企業部門の設備投資といふものの需要を中心とした融資形態から、個人部門あるいは公共部門といふようなウエートが非常に高まつてしまつた。それとともに、融資面だけではなくして資金調達面でも、個人の預金者しかも国民大衆幅広い方々からの預金といふものが非常にウエートを占めてまいつたというようなことがござり、金融機関の社会性、公共性といふものが一層資金調達面でも、あるいは資金運用面でも高まつ

てまいつたということが大きな変化だと思いま
す。

○和田静夫君 それは具体的にはどういうふうに把握をされているわけでしょうかね。私は、第一に大企業が自己金融化をした、それで銀行からの借金を余りしなくなった。そのため、都銀が中小企業金融部門に参入してきた。また資金調達面でも都銀はコミュニケーション銀行であるとか、あるいはピトブルズバンクとかの合い言葉で零細な預金を集めようになってきた。こうした都銀のビービアが既存の金融システムに混乱を生じさせているというふうに言えないだらうか。その点はどうなんですか。

○政府委員(米里惣君) 資金需要全体が変わつてまいりましたので、そういう意味で都市銀行もまたのウエートがかつてに比べて非常に高くなつてしまつたということは御指摘のとおりでござります。ただ、都銀などが中小企業金融を行つてましても、そこは、中小企業金融専門機関が行います地域に密着した非常にきめ細かな、いわばホームドクター的な融資というものはなかなかすくなく入つていけないというような点もござります。取引層もおのずから中小企業といつても千差万別でございますので、中小企業の中でそう零細なところにまで及んでいるというようなわけではない。したがつて、中小企業金融機関自体は、今回の法改正でもお願いしておりますように相互銀行、信用金庫、信用組合、それそれ対象を異にし、かつそれが相互にオーバーラップして競争しながら全体としての中小企業のファイナンシャルギヤップというものをできるだけ起らぬないようにサービスを拡大していくというレゾンデントルは、金融制度調査会でも確認されておるわけではありますので、そういう意味で都市銀行が中小企業金融分野に非常にシニアを拡大しつつあるから、したがつて混乱が起きているということよりもむしろ中小企業金融がより一層いろいろな角度からきめ細かく行われるようになつてきたとい

○和田静夫君 そう言われても、銀行の資金量ランキンギを見てみますと、都銀はおむね上位を占めているわけでしょう。一応安定した地位を確保しているよう見えます。地銀、相銀、信金ということですと見えてきますと、ここへ来るともうかなり入り乱れていますよ。資金量のランキンギだけを見て判断をしようなどとは早計だと思ひますから、そなへどは考えませんけれども、金融機関の役割り分担がかなり混乱してきているのではないかという印象を受けるのは、これはひとり私だけではありませんよ。そうじやありませんか。

○政府委員(米里智君) 確かに相銀、信金、信組といふように見てまいりますと、資金量の最高、最低といふものを並べてみると、相当オーバーラップしておるということは御指摘のとおりでござりますが、オーバーラップしておりますけれども、それぞれの資金量を持つた中小企業金融専門機関がそれぞれ法律によって独自の融資対象といふものを本来のあり方として規定されておりますので、そういう意味でオーバーラップしておるというような資金量の問題はかえってお互に競争をして、できるだけ経営の効率化を進めていくこと、しかもその対象は、それぞれの法律によって三段階に分かれておるというようなことから、競争原理を導入するというような意味でのサービス向上につながるものではなかろうかというふうに思つております。

○和田静夫君 日本の金融システムは間接金融優先であると言われてゐるのですが、間接金融のメリット、デメリットというのはどういうふうな点でしょうか。

○政府委員(米里智君) 御承知のように、戦後わが国において資本の蓄積が非常に小さかったことができた。しかも、それを金融面から支えることができたということに対しまして、間接金融といふのは非常に大きな役割りを果たしてきたといふ状態ではないかと思つております。

うメリットはあるたかと思います。

しかし、企業サイドから見ますと、資本蓄積のわりに高度成長というようなことでございましたので、どうしても自己資本比率といふものが非常に少くなつて、高度成長の過程で非常に外部負債の割合があえていたと。このことは、企業の内容の健全性という角度から見れば問題はあったと思いますけれども、しかし、そういった高度成長を通じましてわが国の経済体質が改善された、強化されていったというような点もあるかと思います。

間接金融のデメリットということは、やはり最大の問題は、いま申しましたような企業サイドの安定性というようなものから、あるいはまだ景気変動に対する安定性というような問題もあろうかと思いますが、企業のあり方として間接金融に頼るよりはできるだけ自己資本の充実を図っていくというようなサイドからの必要性というものは強いてよいのではないかと思います。

○和田静夫君 銀行の企業支配を排除することが間接金融の重要な目的の一つでもあるわけです。これはいま言われましたが、たとえばドイツのように銀行が独占を助長するような事態を避けるということですね、これは間接金融の一つの目的であるというふうにいまの答弁との関係で認識をしてよろしいですか。

○政府委員(米里怒君) おっしゃるようなこともあらうかと思います。

○和田静夫君 その程度ですか。

○政府委員(米里怒君) 間接金融の弊害として、金融機関の企業支配といふものが既に起こつくるかどうかということについてはいろいろ問題はあるかと思いますけれども、そういった弊害が起ころうかどうかといふのは主として銀行のビペニアに係る問題であらうかと。したがつて、間接金融であるから即に企業支配という問題が非常に懸念されるということでもないかと思いますけれども、しかし、過度の金融機関による経済の支配ということがいろいろな弊害を国民経済的にもたらす

らすという面もあるらかと思ひます。そういうたよな意味で、いわゆる独禁法による5%以内の持ち株比率の制限、そういうたよなことが金融の企業支配の弊害防止のために置かれているといふことではないかと思ひます。

○和田静夫君

この間接金融の優位というのは、金融統制の意図に根差すものじゃないかという批判が一部ありますね。そして、銀行法の改正においてもいろいろ言つておられるけれども、結果的には直接金融はそのままにしておいて、金融統制の強化できる間接金融をそのまま続けていこうとするというものだ。したがって、証券市場の育成といふことは真実考へてはいないんだろう、そういう議論がどうも成り立つて思ひます。

○政府委員(米里恕君)

今度の銀行法改正の審議に当たりまして、特に銀行の証券業務といふものとの関連から、今後の資本市場あるいは公社債市場といふものの方についていろいろ議論をされたわけでございます。

銀行の証券業務といふことは、金融制度面の問題といふことももちろんありますし、あるいは国債管理政策面といふこともありますが、もう一つ、御指摘のような公社債市場の分野において、投資家の保護といふようなことについてどう考へるべきか、あるいは市場の発展、あるいは円滑な運営といふためにはどういう形がいいんだろかといふようなことが議論をされまして、その結果出てまいりましたのが、俗に言つておりますように、銀行の証券業務の三原則といふ考え方方であった。これが当然でございますけれども、公共債の証券業務といふものにつきましては、アメリカにおいても金融機関の証券業務が一般に禁止されてい

る中で、公共債だけはその除外例を認められておるというようなこととも結果的には符節が合つたわけでございますけれども、むしろ資本市場の一層の発展になるんではないかというふうに考えておるわけでございます。

○和田静夫君 北裏参考人は、この間私の——い

まほほ銀行局長が述べられたような形の設問について余り欣然とされていないようだつたんですか。これは証券局長どうですか。

○政府委員(吉本宏君)

先ほど銀行局長からも話がございましたが、今回の改正は戦後の日本の金融構造、これが直接金融は証券会社、間接金融は銀行、こういう形で金融構造が成り立っているわ

けであります。その基本は何ら変更させない、

その基本は変えないで分離主義を基本としながら

銀行と証券会社がそれぞれ機能を發揮していくよ

うにということで、六十五条を前提とした法改正を図つておるところでございまして、公共債

に証券業務は限定されたということから見まして

も、金融機関としてはそれだけ業務分野をきつ

と明定されたということございまして、私ども

としては、それなりに証券業務にとつてもメリッ

トがあつたんではないか、このように考へておる

わけであります。

○和田静夫君 証券局長も政府側、大蔵省側の見

解としてはそういうことでございませんが、その辺は証券業界との意思の統一といふのはびつたり

いっているんですかな。

○政府委員(吉本宏君)

当初、今回の改正の論議が始まりました段階では、証券業界は銀行法に証券業務の規定を明記することに反対でございま

した。明記すると、結局いつの時点から金融機関に

対応するといふことになりますが、そのところを、ま

ず事実でございます。

しかし、よく考へてみると、現在でも証取法の六十五条の一項で公共債については証券業務を認めておるわけであります。そのところを、ま

ず六十五條の一項を削つて完全な形で証券業務を

あらかじめ認めていますが、有価証券報告

書を見ますと役員の名前が出ております。その役員をまた一人一人フォローしてみまして、金融機関出身かどうかということを当たつてみると、そういう前提に立つて、銀行法と証券取引法との整合性を図るのが妥当ではないかということで私ども説得をいたしまして、業界としてはいろいろ論議がございましたけれども、最終的にはこの三原則の考え方を受け入れるということになつたわけであります。

○和田静夫君 らよつと先ほどの銀行の企業支配の問題に戻らせていただきますが、上場企業に銀行が役員派遣をしているケースが非常に多いわけです。

そこで、銀行が役員派遣をしている企業は、上場企業のうちの何%ぐらいになりますか。○政府委員(米里恕君) 私どもそういう統計をちょっととったことございませんので、申しわけございませんがお答えいたしかねます。

○和田静夫君 このところはちょっととぼくはどうしても知りたいと思って、けさ事前通告してあるんですがね。

○政府委員(米里恕君) 有価証券報告書などをひっくり返してやつてみればできないことはないかと思いますが、とつきのお話でござりますので、ちょっと手元にそういう数字がございませんので申しわけございません。

○和田静夫君 そうすると、少し調査して後で知らしてくれますか、全然できないというものがございません。これ。

○政府委員(米里恕君) 金融機関サイドを調べて

もわかりませんので、企業サイドからどれだけ前歴が金融機関にいた者がいたかいかといふチ

ックをすることにならうかと思います。できな

いことはないと思いますが、なかなか手数のかかる問題ではあらうかと思います。

○和田静夫君 じやり方に少しあ協議しま

しょうか、それもいやですか。

○政府委員(米里恕君) どうやり方がいいだ

らかということを考へてみますか、有価証券報告

書を見ますと役員の名前が出ております。その役員をまた一人一人フォローしてみまして、金融機関出身かどうかということを当たつてみると、そういう中を取扱つて、最近弾力化論もありますが、そういう中を取り扱つて、最も弾力化論者なんですか、どちらでしょ。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これも程度問題じゃ

ないか、結論から言うと、まあ理屈の上から言え

ば、自由化をするということは非常にいいことだと、国際的な問題も関係あるということなどさいます。しかしそれもおのずから限界があるんじゃないかな。貯蓄性預金などについては自由化といふことは必ずしもいいというよりも思えない節もあります。一遍に自由化をすれば、競争力といふ点からしても中小、弱小の金融機関が一番先にお手上げになるという可能性もございます。したがって、自由化という方向はいいにしても、その手順それから時期、範囲、そういうものについてはやはり四隅の状況を見ながら慎重に検討して並行的に進めるべきものである、さように考えております。

○和田静夫君 局長、金利を自由化した場合に、金利はどのように決定されますか。

○政府委員(米里怒君) 通常自由化と言つておりますのは、個々の関係者が自由に金利を決めるということではなくて、市場の実勢に応じまして、需給がマッチした市場価格といふようなものに従ってすべての金利が決められるということであろうかと思います。

○和田静夫君 そうでしょうかけれども、しかし結局は、だれかが決めなくちゃいけないという関係にありますでしょ。私は、結局は大手銀行がプライスリーダーとなる可能性が大きいと考えているわけですけれども、もし私が考えているような形になりますと、だとすると、周囲のものあるいは下位の金融機関、そういうものは無理にそれに合わせるということで収益を悪化させるといいますが、そういう危険性を多く持つということになります。それはそういう判断でいいわけですか。

○政府委員(米里怒君) 市場のあるものとないものとのざいますので、市場のあるものについては市場の実勢に従つて決まる。たとえば預貯金金利一が出てきて、それがやはり、金といふものは一定程度に流れるとのことだと思いますので、全体に影響を与えるというようなことがござります。

す。したがいまして、そういう意味で大都市銀行が決めて中はとてもそれについていけないと

いうような問題が預金金利を考える際の一つの重要な問題、預金金利の自由化ということを議論する場合の一つの重要な問題であろうかと思ひます。

○和田静夫君 いまも述べられましたけれども、小口の預金金利を考えてみると、現在の銀行の預金集めの状態がずっとあるわけですが、それからすればかなり下の方が便直化をするのではないかと思うわけです。長期的には小口預金者に不利だ。まあそれはともかくいたしまして、預金金利の自由化を導入した場合に、大口預金者と小口の預金者との間に金利差が生まれまして、そして大口預金者がずっと有利になつていく、そういうおそれは当然あるわけでしょう。

○政府委員(米里怒君) おっしゃるように、主としてコストの問題になりますので、そういう意味では、経済的に申しますと大口預金の方がコストが小さいというようになりますので、経済原理だけいきますと大口預金の方が金利が高いというようなことにならうかと思います。

○和田静夫君 預金金利は、この答申を読んでみると、「各種預金の特性を考慮しながら金利の彈力化・自由化を進めることとすべきである」と、そういうふうにされているわけですね。これは具体的にはどういうことでしょう。

○政府委員(米里怒君) 預金に個人預金、法人預金というのもござりますし、それから要求払い預金、定期性預金といふようなものもござります。あるいはまた金融機関相互間の預金といふようなものもござりますので、そいつたようなもの

かね、これは。

○政府委員(米里怒君) まあ定期預金が必ずしも貯蓄性預金ばかりとも限りませんけれども、少なくとも自由化ということになりますと先ほどいろいろお話をありましたような問題が残ると。彈力化についてどう考えるかという問題、両様の考え方があるうかと思いますが、現に貸出金利に比べまして定期預金を中心とする預金金利というのは、動いてはおりますけれども、アップ、ダウンの幅がトレンドで見ますと貸出金利ほど激しくはないというような状態になっているかと思います。

〔委員長退席、理事藤井征士郎君着席〕

貯蓄性でございますのでやや長い期間のものでもござりますので、短期の金融政策あるいは金利政策と即結びつくというものでもなからうかと思いますけれども、しかし、わが国の間接金融土体の金利体系におきます預貯金金利の位置というものは非常に大きなものがございますので、そういう意味では、全体の経済政策なり何なりの政策目標だけいきますと預貯金金利の位置といふものは非常に大きなものがございますので、そういう意味では、全体の経済政策なり何なりの政策目標だけいきますと大口預金の方が金利が高まっていることになりますので、そういうふうなことにはならないかと思います。

○和田静夫君 金利政策には福祉的な要素が含まれているわけですね。で、景気調整機能であるとかあるいは資源配分機能であるとか、それらと一緒に福祉的な機能が含まれていると私は思うのですが、金利を自由化した場合にこの金利政策の福祉的な機能というのは一体どうなるんだらうか。たとえば預貯金金利の目減りあるいはインフレによる収奪という問題があるわけですが、小口の預金に対しまして福祉的な観点からの配慮は、これはどうしても私必要だと思うんですけれども、大臣いかがお考へでしようか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) そういう有力な意見もござります。私も否定するものではありませんが、たとえば預貯金金利の目減りあるいはインフレによる収奪という問題があるわけですが、小口の預金に対する効率化と、いわゆるあらうかと思いますが、これは十八日の参考人質疑に際しても私は伺つたのですが、答申にはこう書いてあるわけですね。合併による規模の拡大は経営の効率化に結果的には資する、そうなつてはいるわけです。しかし、合併によつて大規模化が行われる、そのことは私は、必ずしも効率化につながるというふうに思はならない、そういう議論もあるわけですから、そういうふうなじやないかと思うんですね。これは先ほど引用した館教授の論文の中にもそういうふうに指摘をしていましたね。

そうすると、コストという点からすると、大銀行のコストが低いことはこれはあたりまえの話であります。が、預金にして貸し出しにしても大銀行には大口が集まるわけでありますから、コストは低い。しかし、別の比較の仕方をやってみますと、従業員一人当たりの取り扱い口数は中小の方が多いし、あるいは貸金についてもこれは中小

か、そう思つております。

○和田静夫君 さて、金融効率化についてであります。が、答申では、新しい金融効率化の展開として効率性と社会的公正の調和をうたつてゐるわけあります。この効率化のパロメーターというものはどういうものでしようか。

○政府委員(米里怒君) 効率化という中にいろいろ意味があらうかと思いますが、金融政策の効率化、金融制度の効率化、それから金融機関経営の効率化と、いろいろあらうかと思いますが、金融機関経営の効率化というような意味で考えてみると、やはり本来できるだけ高い金利で預金を預かり、安い金利で貸し出しが行えるというようなことのための企業努力であるというように思います。したがいまして、いわゆる企業経営に関しまして健全性とともに効率性を示す諸指標というものがあらうかと思ひます。貸出金利をできるだけ低くできる、ほかよりも低いというのは一つの効率化的指標もあると思いますし、その他、人件費率がどうだとか物件費率がどうだとかいうようないいろいろな指標があらうかと思います。

○和田静夫君 この効率化と合併の関係なんですが、これは十八日の参考人質疑に際しても私は伺つたのですが、答申にはこう書いてあるわけですね。合併による規模の拡大は経営の効率化に結果的には資する、そうなつてはいるわけです。しかし、合併によつて大規模化が行われる、そのことは私は、必ずしも効率化につながるというふうに思はならない、そういう議論もあるわけですから、そういうふうなじやないかと思うんですね。これは先ほど引用した館教授の論文の中にもそういうふうに指摘をしていましたね。

そうすると、コストという点からすると、大銀行のコストが低いことはこれはあたりまえの話であります。が、預金にして貸し出しにしても大銀行には大口が集まるわけでありますから、コストは低い。しかし、別の比較の仕方をやってみますと、従業員一人当たりの取り扱い口数は中小の方が多いし、あるいは貸金についてもこれは中小

の方が低いわけです。したがって効率化、効率化とよく言われるのですけれども、何をもって効率化と言ふかという点では、いま局長も言われましたか、議論はもう一つ私はほつきりしてしないといふ感じがするんですね。少なくとも私にはわからぬわけであります。この部分というのは、合併の勧めじきありませんかというふうにこの間参考人に、佐々木会長にお聞きをいたしましたら、いやそうじやありませんというお答えが返ってきたわけでありますけれども、これは当局としてはどういうふうにお考えになつてゐるわけですか。

○政府委員(米里怒君) 効率化というのは、やはりこれだけ経済環境、金融環境が変わつてまいりましたし、企業も大変ないわゆる減量経営の努力をなさつた時代でござりますので、金融機関としても国民的なサービスを拡大するためには、できだけその経営自体の合理化を図つていかなければならぬというようなことがありますらかと思ひます。

その効率化の手段としていろいろあるうかと思ひますが、そのうちの一つとして合併ということとも考へられないことはない。しかし、これはもちろん、合併をすればすべての場合に効率的であるというようなことではないと思ひますし、その他の置かれたいろいろな条件いかんによるかと思ひます。そういう合併、再編成というようなことを、いまの行政として必ずしも青写真をかいて意図的に考へるというような考え方はとつておりません。効率化の方法として合併したいということとが両当事者間及びその取引先まで含めまして合意が得られた場合に、それが効率化に資するものであれば、行政当局としてもお手伝いするというような意味合いでございまして、一方、中小企業金融の問題が重要であるということはおっしゃるところ専門機関というものを制度上設けておる。したがいまして、そういった専門機関、各種存在する中の現在の制度の中でも――その制度というののももちろん効率という意味でございますし、一方、公

共性・社会性という観点も入らなければならぬと思いますが、そういった制度の中で、自由にできるだけ競争するということによって競争原理を活用して効率化を個々の経営について図っていくことになります。

したがいまして、いたずらにその規模の利益とか合併とか再編成とかいうことを一般論として申上げてはいるわけではないということをございましょう。

○和田静夫君 そうでしょう。ただ、こういうことは言えますね。異種間の合併の場合、この場合コストの面での効率というふうに考えてみると、大きい方からすればこれはダウンするということになるでしょう。

○政府委員(米里智君) 他の条件が全く同じであれば、もし大きいところと小さいところとがあって、それが合併したということになれば、それは規模の利益が一般的に言ってあるということだと私は思います。しかし、そういうた規模の利益を生かせるかどうかというのは、またその後の経営のビービアが最大の問題でございまして、いたずらに店舗が重複しておるとか、人間の数が多くなつたというようなことだけでは、決してこれは弊社になるところはない。

一方、そういった大きなところと小さなところとがそれぞれいままで社会的に果たしておった役割り、中小企業金融とか個人部門に対する融資とか、そういうたようなものが合併することによって失われたんでは、これは金融機関のあり方としては非常に問題であるということで、そのよきを残しながら、かつ経営効率の向上に役に立つということであればそれは意味があるということだと思います。

○和田静夫君 効率化といつても、それぞれの金融機関の専門別でその概念はかなり異なる。そういうな趣旨を含んだ先ほど來の答弁よく理解できるんですが、都銀と信金とでは効率化の内容は、もちろん共通のものもあるでしょうけれども、かなり異質なものだと言えます。それから地

銀と相銀でも私は違うと思う。そういう点を踏まえて、そいつた意味での信金の効率化と申しますか、効率性と公共性、社会性との調和ということがむしろ一番議論の主たるところではなかつたかと思つております。中小金融機関の効率化、効率性という中には、ただ単に、何といいますか合理化とか何比率が低いとかいうことだけではなくて、やはり中小企業金融の専門家であるという専門家に中小企業金融をやらせるということによる表現は適当でないかもしませんが、分業による全体の効率化みたいな点も含まれているのではないかと思います。そういう点が都銀とも違うところではないかと思います。

○和田諭夫君 いまの議論とも少し関連するんですけれども、金融機関相互の同質化は、これは牛込ほど来いろいろ答弁がありましたが、大蔵省としては肯定的に評価されておられるわけでしょうね、これは。

○政府委員(米里恕君) ともかく専門機関制度が現在の制度として望ましいというふうに考えておるわけでござりますので、基本的にはそれぞれの専門機関としての特色を生かすべきである。しかし、その周辺の部分について本来の業務の中心ではなくて、周辺業務についてはできるだけ相互に競争し合うことにより効率的に全体を進めていく、ということが望ましいのではなかろうかというふうに考えております。

一方、同質化していくような形になつておりますのは、多分にたとえ取引先中小企業のニーズが変わつてきておる。今まで余り輸出入関係を扱つてなかつたものが、国際化に伴つて為替業務に対するニーズが非常に出てきているとか、そついたようなニーズに即応して中小企業金融機関もそれなりの機能の拡大を図つていかなければならぬといふような面から、結果的に同質的になら

つておるというような点もあるらうかと思ひますけれども、本質はやはり専門機関制度をつくっておるといふことで、それぞれの独自の役割りがあるということを基本的に考えておるわけではございません。

○和田静夫君 答申では金融機関のかきねを維持しながら、一方、同質化を所与のものとして認め、それも進める、ちよと表現は違いますが、私が要約すればそういうふうな感じを受けるわけですね。これはこういう感じ方でよろしいですか。

○政府委員(米里怒君) 大体私が今まで申し上げておることは、答申でも基本的な考え方方はそういうことだというふうに理解しております。

○和田静夫君 最近オンラインシステムの故障が多発していますね。私はこれは効率化の一つのカリカチュアだとも思うのですが、「一月二十一日の富士銀行の故障、これは銀行局にきちんと報告されたんですね。時間を経過してから報告をされているんでしようけれども、間髪を入れず正確な報告といいますか、銀行局は事故を知ったのは大分遅かったというような話がずっとあの当時伝わりましたね。

○政府委員(米里怒君) 御指摘のコンピューターの事故は、二月二十一日の土曜日に発生いたしました、私どもは事故発生日に富士銀行から概要についての口頭報告を受けております。それから二月二十七日付、一週間ぐらいたしましてから担当役員名による正式の報告がなされております。

○和田静夫君 やっぱり信用第一の銀行にとって、私は故障が続くというのは好ましくないと思うんですね、たびたびこうあるわけですが。こういうような事故が続発をするというのは、私はコンピューターの知識というのをうるうる十分に持つてゐるわけじゃありませんけれども、システムが複雑化していることに原因があるのではないかといふ疑いを持つのです。これはどうです。

一の事故がなぜ起こったかということにつきまして、富士銀行自体で調べました結果は、IBM社の事前の設計指導に問題があつたと、その結果記憶装置の一部に故障が生じて、その結果オンラインがストップすることになった。あわせましてIBMが作成しましたオンライン復旧プログラムにも配慮漏れがあつたということで、再開までに長時間を要したというのが原因であるというようになります。

○政府委員(米里怒君) 一二、三の都市銀行でコンピューター事故が生じております。

○和田静夫君 これらの事故を通じて、言ってみれば預金者の保護という観点に立って考えた場合に、どういう被害状況であったたといふうに見たらいいんですか。

○政府委員(米里怒君) いわゆる現金自動支払機などを利用しておられるお客さんにつきましたて、事故が発生いたしましたので店内に説導いたしまして支払機を丁寧とこうことでございま

○政府委員(米里怒君) 同業信用金庫で五十四年の六月以来四回にわたりまして偽造カードの使用による払い出しの被害を受けておるということございまして、一回目は五十四年の六月に発生しております。この際、対策としてカード作成を本部・営業店、本部と三段階を経ないとできないことととしたという対策を講じております。それから、五十五年一月、五十五年八月、五十五年十月と三回にわたって、これは発行店舗は同一の支店でござますが、やはりかなりの金額の被害額が

申しますのは、相互銀行は、御承知のように、戦後から金融機関である。それが高度成長期に非常に業容を拡大した。高度成長期に非常に伸びた新しい企業群といふものの融資機関として今日までかなりの成長を遂げてまいったわけでござりますが、そういった意味での前提条件である成長ペーターントが違ってきたというようなことから、業界全体としてなかなかむずかしい立場に立つておるというものは御指摘のとおりだと思います。

さん、古い話ですがもう十年も前に来てもらつて富士銀行事件というのをやつたときに、あのころこのオンラインシステムができ上がって、開所に当たつては夢の殿堂などというような大変な笑い方をされたわけであることを思い出すのですが、私は、この簡単なプログラムミスであっても複雑化されている中で立ち直りがおくれるという事態が生まれてきているような感じがして仕方がないのですがね、そんなことはありませんか。

○政府委員(米里怒君) 私どもが理解しておりますままで、先ほど申し上げたように「二重のミス」があつたと、それで最初の記憶装置の一部故障だけであればすぐ立ち直つたものだと思いますが、そのオンライン復旧プログラムに配慮漏れがあつたということで、「二重のミスから長時間を要した」ということだと思います。

○和田静夫君　それはそうじゃないでしょう。土曜日の午後に起こって、どうして店内に誘導して適切に対応できたんですか。それはあなた、銀行局長の答弁ちょっとと納得できません。

○政府委員(米里賀君)　土曜日の午後でございましてしたけれども、そういう事故を起こしました責任を感じて店内に入れて支払いを行つたというふうでございます。

○和田静夫君　あの当時の記事を思い出してもらえばわかりますが、必ずしもそんなふうになつていいんです。本題じゃありませんからそのところはあれですが……。

もう一つは、コンピューターの故障ではありますので、若干がたがいたしましたけれども、実質的な御迷惑といふものはかけてないというふうに報告を受けております。

出でおります。その都度プログラムを変更いたしまして、使用限度額を五十万円未満、さらに四十万円未満というふうに一段階に分けて引き下げ、あるいは架空口座が利用されておりましたので、残高ゼロの場合は払い出しが行われないようシステムを変更したり、あるいは犯行の起こりましたオフ時間帯にカードの使用を制限するというような対策を講じてまいっております。

〔理事衛藤征士郎君退席、委員長着席〕

○和田勝天君 事件の問題、また別の機会にやります。

再び効率化行政と金融再編成の問題に戻りますが、相銀の状態というのは都銀、地銀あるいは手信用金庫などとのサンドイッチになつて、いろいろな事態で収益が悪化していくと言われます。相銀が金融再編成の草刈り場になりかねない、

そういうふた相互銀行業界を今後どういうふうに考
考えるべきかということを、先ほど来お話が出てお
ります五十年から五十四年までの金融制度調査
会に引き続きまして、一昨年の十月から昨年の十
一月まで金融制度調査会で中小企業金融専門機関
のあり方の中でも最も大きな議論になつた問題の一
つでございます。しかし、これは単なる制度いじ
りで問題が解決つくというようなものではない。
やはり相互銀行としては中小企業のうちの比較的
大きなものを対象とした中小企業金融専門機関を
して生きしていくといふことが、いままでの実績を
ら見ましても、現在の取引層から見ても、最も望
ましいあり方であるというような観点から三中
企業金融専門機関の中の位置づけがなされたわけ
でございますが、しかし今後、相互銀行 자체がそ
ういった苦しい状態にありますので、安定的な運

いずれにいたしましても、こういったことで業務に一時支障を生じたということは金融機関として非常に問題がござりますので、私どもの方から指導を全金融機関に対していたしまして、一つは、オンラインの機器及びチェックシステムを再点検すること、もう一つは、障害発生時に中における事務管理体制の強化ということを中心として障害の未然防止に万全を期すよう指導しておるところでございます。

○和田静夫君 そうですね、三月二十三日にそぞういふ銀行協会あてに大蔵当局は故障防止のための行政指導をされているわけですが、その後その種の事故はやっぱり起きたわけでしょう。

せんが、キャッシュカードを使った盗難事件が起きてますね。たとえば同業信用金庫、この同業信用金庫で五十四年の秋から事件が相次いでいるんです。五十五年四月の各紙で報道されました。ところが、その後の状態も、実は余り公表されませんが、この種の事件がずっと起きているようなんですよ。この事件はオンラインの時間帯に起きてるようですが、預金者の便宜のため夜間のCDをやっているわけですから、このような事件の続発ということは非常に私はまずいことだらうと思ふんです。この同業信用金庫の事件の経過とそれを受けてとられた対策、これをちょっと御報告を願いたいと思うんです。

そういう事態に入りつつあるというふうにも私は思ひますが、たとえば徳陽相互の事件などもその一例だと思われるわけであります。徳陽相互事件の原因として一般に指摘されていた点は、仙台における大手都銀の進出が過当競争を招いたことのようでもありました。効率化、自由化あるいは競争の導入という行政の方向というのは、私は第一、第三の徳陽を生み出しかねない、そういう危惧があるのですが、これは杞憂でしようか。

○政府委員(米里怒君) 金融機関の収益環境がぐる般として非常に厳しくなつてしまつて、いるわけでありますが、その中でもこういった経済環境、金融環境の変化というものを業種として一番強く受け付けて

○政府委員(米里怒君) 同業信用金庫で五十四年六月以来四回にわたりまして偽造カードの使用による払い出しの被害を受けておるということでおあります。この際、対策としてカード作成を本部 営業店 本部と三段階を経ないとできないこととしたとしたという対策を講じております。それから、五十五年一月、五十五年八月、五十五年十月と三回にわたって、これは発行店舗は同一の支店でございますが、やはりかなりの金額の被害額が出ております。その都度プログラムを変更いたしまして、使用限度額を五十万円未満、さらに四十万円未満というふうに二段階に分けて引き下げ、あるいは架空口座が利用されておりましたので、残高ゼロの場合は払い出しが行われないようにしてシステムを変更したり、あるいは犯行の起こりまつたオフ時間帯にカードの使用を制限するというような対策を講じてまいっております。

るのではなく、相互銀行ではないかと思います。申しますのは、相互銀行は、御承知のように、戦後から金融機関である。それが高度成長期に非常に業容を拡大した。高度成長期に非常に伸びた新しい企業群というものの融資機関として今日までかなりの成長を遂げてまいったわけでござりますが、そういう意味での前提条件である成長ペーパーが違つてきたというようなことから、業界全体としてなかなかむずかしい立場に立つておるというのは御指摘のとおりだと思います。そういうふうにした相互銀行業界を今後どういうふうに考えるべきかということを、先ほど来お話を出ております五十年から五十四年までの金融制度調査会に引き続きまして、一昨年の十月から昨年の十一月まで金融制度調査会で中小企業金融専門機関のあり方の中で最も大きな議論になつた問題の一つでございます。しかし、これは単なる制度なりで問題が解決つくというようなものではないやはり相互銀行としては中小企業のうちの比較的大きなものを対象とした中小企業金融専門機関として生きしていくことが、今までの実績から見ましても、現在の取引層から見ても、最も望ましいあり方であるというような観点から三中立企業金融専門機関の中の位置づけがなされたわけですが、しかし今後、相互銀行自身から見ましても、やはり苦しい状態にありますので、安定的なな引きを開拓するあるいは効率、内部留保などについて一層の努力が必要だらうというようなことについて議論されたわけであります。

したがいまして、いま相互銀行にとってやは一番大事なことは、取引基盤の安定さらに健全化のためには業界としても十分努力をする必要があるわけですが、必要に応じまして行政当局でもういった方向に役に立つような、個別の問題でなしに、相銀全体の地盤を今後安定化させるものにしなければならないということについて補完的な措置を講じるべきではないかというように答でも述べられておりまして、私どももこれを受けて

まして、新しい資金調達面の問題あるいは店舗行政の面などで相互銀行の取り扱いにいろいろ配慮しておるというところでございます。

○和田静夫君 鶴陽にしても、の大光相銀にしても、救済融資で救われたわけですね。これが救済合併とはならずによくあるような形で行われた背景には何かがあるわけでしょうか。

○政府委員(米里恕君) 一般論で申しまして、その金融機関に対してどういう取り扱いが一番望ましいかということは、やはりその銀行の取引先あるいはまた地元というもの意見がどうであるかということによって基本的に決まってくるものだと思います。そういうう意味で、大光相互の場合は処理の形態を御承知のような形で行つたわけでございます。

○和田静夫君 都銀などでは、都市型銀行ならば救済合併で、たとえば平和相互あたりならば十分乗れるという話もあるようあります。こういふような再編のあり方というのは、結局資金の都市集中を助長すると言わなきやならぬと思うんです。そういうような再編のあり方には大変問題があるよう私は思つてますが、それはそうでしょう。

○政府委員(米里恕君) おっしゃるように、地域の金融、ということが地方銀行あるいは相銀、信金、信組、それぞれ最も重要なことの一つでござりますので、そういう意味で、それぞれの現在果たしている役割りに反するような合併なり再編成というものは、国民经济的に見て望ましくないというふうに考えております。

○和田静夫君 公取の橋口委員長は、中規模銀行論者だそうありますが、勝手にそんなことを私が言つていいかどうかわかりませんが、私も素人として、何も大きいことはいいことだとは思いません。金融機関はそれぞれの専門性に応じて適正な規模があるはずでありますし、先ほど来銀行局長御答弁のとおりであります。大蔵省なり金融制度調査会なりで、このあたりの詰めた議論を私はさる必要がありますあるんじゃないだろうかと思っている

んですが、いかがでしょうか。

○政府委員(米里恕君) 金融制度調査会では、かなり詰めた議論がそれのテーマに応じましてなされていいると思います。特にやはり問題になりますのは、いわゆる公共性、社会性の問題あるいは効率化の問題、専門機関制度の問題、そういうことがこの銀行法答申をいたしました金融制

度調査会でも、あるいは先ほど申しましたその後の中小企業金融専門機関の答申をいたしました調査会でも最も大きな問題であったと記憶しております。

○和田静夫君 相互銀行が要望しています統一経理基準の改定の内容、これに対して当局としてはどういうような見解をお持ちですか。

○政府委員(米里恕君) 相互銀行の統一経理基準改定の要求というのは、相銀の地区別経理打合会といたところでことしの二月に議論をされまして、幾つかの項目が出ております。一つは、貸し倒れ引当金有税分の任意取り崩し、あるいは国債価格変動引当金の廃止、不動産有税償却の廃止等でございます。この統一経理基準といふのは、申し上げるまでもなく相銀だけの統一経理基準といふものではございませんで、全金融機関を通じるものでございますので、ほかの業態が統一経理基準についてどういう意見を持つていてるかといふところを現在情報を集めておるという段階でございます。各所の要望が出そろいました場合に、私どもとしては統一経理基準の検討というは絶えず行なつております。この統一経理基準といふのは、ふと見えてるんですが、金額はまあいいですけれども、この実態はいま答弁できますか。

○政府委員(米里恕君) 消費者ローンのこげつきにつきましてとりました統計がございませんので、具体的な数字ちょっとお答えいたしかねます。

○和田静夫君 いや、ふえてるということはふえてるんですが、金額はまあいいですけれども、向にあるよう思つております。

○政府委員(米里恕君) トレンンドとして増加の傾向にあります。

○和田静夫君 小口の貸し出しがこういうようなことで後退することは好ましくないと思うのですけれども、対策としてはどういうようなことをお考えになつておるわけでしょう。

○政府委員(米里恕君) 二つあるかと思いますが、一つは、まず貸し出す段階で十分その対象になる消費者の審査、検査、チェックを十分にやるということであろうかと思ひます。あとは、二つ目はアフターケアの問題で、消費者ローン返済が困難になった場合に、十分その消費者の方と話して、十分検討してみたいというふうに考えておる段階でございます。

○政府委員(米里恕君) 御承知のように、一般的

企業がほとんど一年決算になつておる。たしか東証上場企業の中で半年決算をとつておるのは宇部興産一社であるというようなところまでまいって

いるかと思いますが、そいつた中におきまして、金融機関も企業との関係というような問題もありますが、それが問題になります。特にやはり問題になりますのは、いわゆる公共性、社会性の問題もござりますし、それから決算事務の合理化ということがこの銀行法答申をいたしました金融制

度調査会でも、あるいは先ほど申しましたその後の中小企業金融専門機関の答申をいたしました調査会でも最も大きな問題であったと記憶しております。

○和田静夫君 ちよつとこれは通告してあります。が、消費者ローンのこげつきがあえているといふようにずっとたくさん聞かれるのですが、この実態はいま答弁できますか。

○政府委員(米里恕君) 消費者ローンのこげつきにつきましてとりました統計がございませんので、具体的な数字ちょっとお答えいたしかねます。

○和田静夫君 三月の末のこの席で総理も、断固願いしておるという状況でございます。

○和田静夫君 ちょっとこれは通告してあります。が、消費者ローンのこげつきがあえているといふようにずっとたくさん聞かれるのですが、この実態はいま答弁できますか。

○政府委員(米里恕君) につきましてとりました統計がございませんので、具体的な数字ちょっとお答えいたしかねます。

○和田静夫君 いや、ふえてるということはふえてるんですが、金額はまあいいですけれども、この実態はいま答弁できますか。

○政府委員(米里恕君) つづけてとりました統計がございませんので、具体的な数字ちょっとお答えいたしかねます。

○和田静夫君 いや、ふえてるということはふえてるんですが、金額はまあいいですけれども、この実態はいま答弁できますか。

業が与党の内部で進められ、十二日には見直し試案ですか、そういうものも出されたようあります。連日報道の一部は与党内グリーンカード問題をめぐる論議でござつていますが、大臣、この問題は何遍も確認しますが、雑音は気にされず、原案どおりに進められるべきだと私たちは思つてゐるのですが、大臣はそうでしょうね。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私といたしましては、グリーンカードの延期とか廃止、そういうことは一切考えておりません。

○和田静夫君 斎藤の導入に伴つて、マル優などの少額の貯蓄の非課税限度額の枠を拡大しようとする動きもやつていただきかなくてはなりません。そのグリーンカードの導入に伴つて、マル優などの少額の貯蓄の非課税限度額の枠を拡大しようとする動きを検討されているわけですか。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま御指摘ございました非課税貯蓄につきましては、御案内のとおりいわゆる民間のマル優について限度額三百万、それから特別マル優と称しておりますけれども、国債、地方債三百万、それから郵便貯金で三百万、そのほかに財形貯蓄で五百万という限度額が設定されておるわけでございます。この非課税貯蓄の限度額の問題につきましては、実はグリーンカード制度を御論議願いました五十四年の税制調査会でも御議論がございまして、むしろこの限度額はもう少し引き下げるべきではないかという議論もあつたわけでございますけれども、この制度

度額については現状のままでこれ以上引き上げる必要はないという経緯を経まして、五十五年の所得税法改正をお願いしたわけでございます。

最近時点で総理府が、毎年十二月末で貯蓄動向調査というのをやつておりますが、五十五年の十二月末の数字で見ますと、全世帯の貯蓄現在高、これが平均で五百七十九万四千円、約五百八十万

でございます。勤労者世帯になりますとこれが四

百七十万ぐらいの水準になつております。この貯蓄現在高の中には生命保険等も含まれておりますので、この中からいわゆる預貯金の資産を取り出してみますと、ただいま申しました全世帯五百八十万のうち民間金融機関の定期性預金、これの平均残高が全世帯で二百十二万円ぐらいになつております。そのほかに郵便貯金の定期性のもの、これは定額貯金が中心であると思いますが、これの平均残高が八十七万六千円でございますので、現在の貯蓄水準等から見まして、先ほど申し上げました現在の非課税貯蓄それぞれの種類別に設けられております限度額を引き上げる必要はないといふふうに私どもは考えております。

○和田静夫君 いまの数字でちょっとあれですが、マル優などの限度額、言われるところの財形を入れて一千四百万、サラリーマン。この枠を超えて貯蓄している労働者世帯というのはわかりますか。

○政府委員(小幡俊介君) マル優の限度管理の問題になるわけでござりますけれども、現在税務署の方に提出をされております非課税貯蓄の申告書等の枚数というものは、累積でおよそ二億五千万枚程度というものがあるわけでございます。

一方、先生御案内のように、税務署の定員はふえない中で納税者数は増大する等々、事務量は非常に圧迫をされているという現状でござりますので、私どもの方では、これらの提出をされました非課税貯蓄申告書の全部について名寄せをし、一〇〇%の管理を行ふということができない現状でございまして、そういうふうなこととから、いわゆるグリーンカード制度というふうなことによりまして、これをグリーンカード番号により、そしてこれをコンピューター管理するということが行われようというふうになつてゐるわけでございますので、現在の状況におきましてどの程度マル優の限度オーバーのものがあるかという現状について

私どもで把握はいたしておりません。

ただ、私どもがサンプル的に銀行の店舗に調査に参りました、非課税貯蓄の内容についてチエツ

課税貯蓄申告書につきましてもサンブル的に名寄せをするというふうなことも一部について行っておりますけれども、そういうふうなのは、正確な数字はございませんが、一割まではいっていいというふうな現状でございます。

○和田静夫君 国税の職員の皆さん苦労されていて、しかも人数が足りないと前々からあって、われわれは大蔵省部内で動かせばできるじゃないか、地方財務局財務部なんというのは要らぬのだから、その辺の人数はひとつ国税に送つたらどうだと大臣言い続けてきたんですが、いま国税からああいう答弁があつたこの機会に、やはり行革との絡みでもっと考えなきゃならぬところは考えなきやならぬわけでありますから、まず腕より始めよ。いかがです、大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) できるだけ内部で融通し合えるものは融通をいたしますが、それでも不足の分については、財源確保というような観点から人員の増加も要求してまいりたいと考えております。

○和田静夫君 いま推計も余り出なかつたんですが、サラリーマン以外では九百万円、それからサラリーマンでは一千四百万円、三人世帯で二千七百万円。これ以上預貯金している世帯を庶民と呼べるでしょうかね。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 大体庶民はその中に大部分入ると思つております。

○和田静夫君 いずれにせよ、現行の限度額が少額貯蓄者の貯蓄奨励や住宅取得資金の積み立てにとってネットになつてしている状況では私はないだらう、そういうふうに判断をしておいていいんだらうというふうに思うんですが、グリーンカード制度が国民の貯蓄意欲を阻害をさせるのではないだらうかと危惧している人々がかなりいらっしゃるようになりますが、この点当局の見解というのはどういうふうなことですか。

○政府委員(梅澤節男君) グリーンカード制度につきましては、五十五年の所得税法改正でお願いをしたわけでござりますけれども、基本的にはグリーンカードでチェックを受けないと貯蓄の非課税扱いが受けられないというのが、まず制度の基本にございます。

同時に、もう一つは、これは從来から御議論がございました利子・配当につきましての分離課税、これを総合課税によつて一段と税制の公平の確保を進めるという二つのねらいがあるわけでございますが、巷間いろいろグリーンカード制度になりますと、いわゆる金融資産のシフトと申しますか、預貯金から他の資産に流れるのではないか。たとえば土地とか貴金属とか、あるいは場合によつては国外に流れるのではないかといふ御議論がござります。これらの点につきましては、私どもはグリーンカード制度そのものがそういう資産のシフトを起こすような性格のものではないと確信をいたしておりますのでござりますが、ただ問題は、この制度の内容につきまして、いわゆる誤解と申しますか、あるいは私ども含めまして、いわゆるPRが徹底していないというような側面がございまして、いろんな無用の御不安を生じている向きもあるいはあるのかと思いまので、これは常々大臣からも私ども指示を受けているわけでござりますけれども、いずれこの制度の実施に当たりまして具体的な政令、省令で細かい技術的な手続をこれから決めてまいります。そういうものを決めていきます過程におきまして、この制度の内容をよく国民の皆様に周知していただきまして、五十九年に円滑な形で新制度に移行できるように、これから私どもとしてはそういう方向で努力をしてまいりたいと考えております。

○和田静夫君 グリーンカードを取得する際に住民票を提出しなくとも、印鑑証明であるとか保険証であるとかあるいは運転免許証を見せればよい、そういう方法をとるべきであるという議論もあるようですね。この辺はどういうふうにお考え

○政府委員(梅澤節男君)　ただいま委員御指摘になりましたけれども、グリーンカードを申請する場合には、これは法律によりまして必ず住民票を添付していただくということになつております。ただいま私どもが新聞報道等で承知しております議論は、課税貯蓄をする場合に、五十五年度の所得法改正では、これは個人の場合でございますと、グリーンカードもしくは政令で定める書類で確認を受けなければならぬ。実は、政令で定める書類というのはまだ決めてないわけでございますが、私どもは從来これにつきまして住民票あるいは印鑑証明といったようなものを政令で決したいというふうに御説明を申し上げてきているわけでござります。この辺の問題につきましては、今後各種の議論が出てまゐるかと思ひますので、現時点で一体そういう確認書類をどこまで広げるかといったことについて、私ども内部でまだ決定をいたしておりませんし、今日の段階で、いろいろその種の議論に対する論評は申し上げられるまでもまだ機は熟していないというふうに考えておられます。

○和田静夫君　大臣、過去に課税逃れをしていた貯蓄に対して追徴しない、自主申告分についてはこれを許すという意見があるわけであります。これはどんでもない話で、財政再建に非常に努力をされていらっしゃる大臣としては、とうていこれは見逃したりお許しになるというようなことはなつてないのだろうと思うのですが、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君)　問題は、グリーンカード制が実施をされると過去の正当な蓄積が当然表に出でまいります。それは税金を払った残りのものであれば何ら心配はないものでござりますが、非常にそれに対して心配をしている方がたくさんございます。また古く五年も十年前で引きたものは所得税法上もこれは時効で、仮にその中で税金を払わなかつた者が仮にあつたとしても税法上追及することはできないわけでございま

それがつくられたかといふ理由つけついてよく説明がつかぬとか、証拠が不十分だとかいうようなことを種にして税務署からいじめられるのではなくことを種にして税務署からいじめられるのではないか、それは困るという議論と不安があることがあります。必要な心配であります。そういうことがわからないものでござりますから、そういうことをわからせる必要があるし、仮に正当なものでそういうものができた、仮に子供の名前であったとかなんとかといいましても、そういう過去のものまでさかのぼってせんざくをして、根掘り葉掘り重箱のすみを突つつくようなことはさせません、そういうことを申し上げておる、わかりやすく言えばそういうことを申し上げておるわけでございます。グリーンカードに安心をしてもらわなければならぬ。

ところが、一、三年前に大口脱税があつたといふようなところまで認めるということを言っておるわけじゃございませんので、大部分の普通の人々は心配ありませんということを言つておるわけであります。

○委員長(中村太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後一時再開することとし、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時三分開会

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、四案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田諒夫君 ちょっとと時間の配分を誤つてゆつくりし過ぎましたから、少し早口でやりますが、対応してください。

グリーンカードの導人によつてすべての預金残高がわかつてしまふのはよくない、したがつて運用を工夫すべきだという意見についてはどういう

○政府委員(梅澤節男君) グリーンカード制度が実施されました場合に、これは若干誤解のある向きがあるわけでござりますけれども、まずマル優のよろな非課税貯蓄の場合と課税貯蓄の場合と分けて御説明申し上げたいと思うんですけれども、非課税貯蓄につきましても、グリーンカード制度が実施されましても限度管理されますのはあくまでも非課税枠の設定についてでございまして、その枠内で個々の預金残高が幾らかということは把握される体制になつてないわけでございます。それから課税貯蓄につきまして、グリーンカードもしくはその他の確認書類で本人確認が行われるわけでございますが、その場合、金融機関から課税当局に資料として参りますが、その場合も個別の預金残高が課税資料として参るわけではございません。したがいまして、グリーンカード制度になつた場合には、あらゆる金融資産の残高が把握されるというのではなくてはございません。したがいまして、この問題は誤解であるというふうに私どもは考えております。

積み金は税法上の扱いは利子所得にはなっていませんが、預貯金も税法上も取り扱いが区別されておるわけです。

そういうものを勘案いたしました場合、今後この問題をどうするかという結論はいずれ出さなければならぬわけでござりますけれども、五十五年改正でもって定期積み金なり相互掛金を一応対象の外に置いたというのは、いま申しましたような理由によるものでございます。

○和田静夫君 ディスクロージャーですが、小委員会の意見でもあるのは大蔵省のこの当初案でも、ディスクロージャーは義務規定であった。これは参考人との意見のやりとりたくさんやらしていただきましたが、それが訓示規定に大幅に後退したことは間違いないんです。この点は大臣の見解を承っておきたいと思います。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ディスクロージャーの問題につきましては、御承知のとおり自発的、自主的な創造的努力というものを前提にしてやらせようということになったわけでございます。これも考え方でございまして、画一的なものを出すよりも、それぞれの社風を前提にして、私のところではこういうよう皆様の預金を活用いたしておりますということについて、いろいろ個性的のあるディスクロージャーにして、お互いが競争の中にあるわけですから、やはりわけのわからないようなことを書いておくよりも、きちっとしたことを、うそは書けませんからね。それぞれ競争の中で親切、サービス競争が行われた方がむしろいいわけませんよ。そういうふうなことはやつちややらなくたっていいんだな、うちの銀行はほとんどの秘密を損ねたりあるいは銀行の経営に悪い影響を及ぼしたり、そういうふうなことはやつちやいけませんよ。そういうこと以外は自発的にもと出しなさいということにしたわけでございま

などそういうことはやらないよと言つて通れるものでは実はないのでございまして、訓示規定といえどもある以上は、当然適当だと思われるようなディスクロージャーをやらないという銀行がもしあれば、私はほとんどないと思いますが、あれば適切な行政指導は当然行つてしかるべきものであります。さように考えております。したがつて、義務的に形式張つたものよりも、そうでない方が私は銀行法の自主性を尊重するという点とお互いが競争場裏にあるという点を勘案すれば、少しも後退ではない、そう考えております。

○和田静夫君 そもそも銀行法の改正作業が始まられたきっかけは何だつたろうかということを考えてみますと、それは狂乱物価の折に銀行批判が高まつたからでしよう。そういう銀行法改正の原点からすれば、ディスクロージャーは新銀行法の中心的な課題であり、目玉であつたはずであります。大蔵の側から作業が起つたときにはそういうふうに強くわれわれは説明を受けておつたわけですから。

ところで、村本全銀協の会長は、義務規定にしなくとも自主的な判断で工夫してやります、いま大臣が裏づけ答弁をされたような形で先日の委員会でも参考人として御意見をお述べになつていました。確かにそれは言えるかもしれません。しかし、明確にこれとこれをディスクローズしなければならないと、しなかつたならば、銀行の自主的な判断でどれを出してよいということになるわけでしょう。そうすると、勢い銀行側としては自分をP.R.する文書は出すけれども、出すとまずいものは出さない。これまでの銀行のビヘービアを考えてみると、どうでしよう。私は、P.R.文書と本来の説明書類というのはどこで一体区別するのかといふのを大変疑問に思うんですが、局長どうですか。

○政府委員(米里怒君) 現在すでに相当数の金融機関でいろいろな小冊子、パンフレットというようなものを発行して世の中へ渡しておるわけでございます。そのディスクロージャーをやる目的か

ら見まして実態を正しくディスクローズしなければ何もないということございますが、一方それぞれの銀行の特色がございますから、そういっただセールスポイントのようなものを積極的にディスクローズしていくこととももちろんあります。したがいまして、ある意味で内容を示し、セールスポイントを明らかにするということは金融機関として特に問題はないんではないかと。P.R.の行き過ぎというようなことがございましたら、もちろんこれは行政指導しなければならないわけですけれども、個性のある金融機関といふものが今後育つていくことを行政の一つの目標にいたしておりますので、P.R.の具となるというようなことではいい悪いと思いますが、積極的に自行の特色を開示していくこととは、それはそれで私はいいんではないかというふうに考えております。

○和田静夫君 むしろ法律で義務づけられていた

方が銀行も楽だったんじゃないかという意見があ

るわけですね。これはだれであろう前徳田銀行局長の意見であります。私は、本委員会で徳田さんとい

いろいろ銀行問題のやりとりをしておつたとき

に、答弁の後ろに必ずついたのは、今度の銀行法の改正作業を通じながらいわゆるディスクロージ

ヤーを明らかにしますからということでもって必ず答弁は終わつておるという状態が何遍も統じていることを記憶しておるわけですね。このところはどうお考えになりますか。

○政府委員(米里怒君) 私も、いまお話がありま

したように、法律でたとえば必要記載事項を定めるというような規定があつた方が、金融機関とし

てはある意味では楽であったかもしれない。つまりその分だけ書いて出せばいいというようなこと

になるわけですが、したがつて、それを逆に申しますと、各行の創意工夫に内容をゆだねるとい

うことになりますと、金融機関としても当然社会的に自分の方がどのぐらいディスクローズするかと

いうことが注目されるわけでございますし、それによつてまた相互の金融機関の比較も行われると

スクローズしていくこととももちろんあります。したがいまして、ある意味で内容を示し、セールスポイントを明らかにするということは金融機関として特に問題はないんではないことは、金融機関として特に問題はないんではないかと。P.R.の行き過ぎというようなことがございましたら、もちろんこれは行政指導しなければならないわけですけれども、個性のある金融機関といふものが今後育つていくことを行政の一

つの目標にいたしておりますので、P.R.の具となる

というようなことではいい悪いと思いますが、積極的に自行の特色を開示していくこととは、それはそれで私はいいんではないかといふ

ふうに考えております。

○和田静夫君 むしろ法律で義務づけられていた

方が銀行も楽だったんじゃないかという意見があ

るわけですね。これはだれであろう前徳田銀行局長の意見であります。私は、本委員会で徳田さんとい

いろいろ銀行問題のやりとりをしておつたとき

に、答弁の後ろに必ずついたのは、今度の銀行法の改正作業を通じながらいわゆるディスクロージ

ヤーを明らかにしますからということでもって必ず答弁は終わつておるという状態が何遍も統じていることを記憶しておるわけですね。このところはどうお考えになりますか。

○政府委員(米里怒君) 私も、いまお話がありま

したように、法律でたとえば必要記載事項を定めるというような規定があつた方が、金融機関とし

てはある意味では楽であったかもしれない。つまりその分だけ書いて出せばいいというようなこと

になるわけですが、したがつて、それを逆に申しますと、各行の創意工夫に内容をゆだねるとい

うことになりますと、金融機関としても当然社会的に自分の方がどのぐらいディスクローズするかと

いうことが注目されるわけでございますし、それによつてまた相互の金融機関の比較も行われると

○和田静夫君 当初案の一十二条、貸借対照表等の公告の中で、利益の処分または損失の処理に関する書類を作成して云々とあるわけですね。この法案の二十条ではここがなくなつてしまつて、これはなぜですか。

○政府委員(米里怒君) 御指摘のように、損益計算書、貸借対照表と並びましていわゆる剩余金処

分計算書といふものを考えた時代もあつたわけですが、これは新聞公告の問題でございまして、現在規定がなくとも剩余金処分計算書というような

ものを積極的に公告している金融機関も多いわけですが、特にそれを法律で義務づけるというほど

の必要があるかどうかとということについて再検討しました結果落としたわけでございます。

○和田静夫君 答弁は非常にきれいなことですが、この項が消えることによって実は一般の会社と同じ公告内容になるわけですね。銀行業務の特

殊性、社会性、公共性を示すよい具体例だと思つてました。

○政府委員(米里怒君) 監督規制につきましては、從来こういう通達というものはございません

で、個別に指導してまいりというような形をとつてまいつたわけでございます。したがいまして、

○和田静夫君 通達。

○政府委員(米里怒君) 監督規制につきましては、從来こういう通達というものはございません

で、個別に指導してまいりというような形をとつてまいつたわけでございます。したがいまして、

○和田静夫君 今度の規定というのは現銀行法、昭和二年にできました銀行法の規定にあわせまして、子会社検査権であるとかあるいは国内における資産の保有命令であるとか、そういうたった必要なものだけを補強

をして決めたといふものでございまして、ただこれは法律に監督規定というものを余り織り込みますと、その条文に基づいて命令を出したり处分を

したりといふことは信用機関として実際問題としてなかなかむずかしい話でございます。そういうふうな意味で、きわめてこういった個々の経営内容の悪化あるいは役員の問題といったようなこと

とは、個別の取り扱いにじむ性格のものではないかというようなこともございまして、余り條文を長くおきまして条件を縛りましても、結局また抜かざる伝家の宝刀の数がふえるというようなこと、あるいは屋上屋を架するというような懸念もございましたので、その辺を総合的に判断して中身自体はかなりクリアなものにしたということでござります。

○和田静夫君 商業手形の割り引きだとかあるいは預金担保だとかあるいは国債担保貸し付け、こ

ういうものについてはどうなるんでしようかね。何らかの形で融資規制の対象にされるわけでしょうか、これは。

○政府委員(米里怒君) 大蔵省令で大口融資規制の適用除外になるものを決めようということで、ほ

うことに私どもはこの条文の商法とは違った意味があるというふうに解釈しています。

○和田静夫君 ディスクロージャーの後退をあわせまして、この監督規定も大幅に後退をいたしました。ただ大口規制が法制化された点、これは一步前進だと考えるわけですが、この点は従来の通

達と内容が同じでしようか。

○政府委員(米里怒君) おつしやる意味が監督規制の規定が従来の……

○和田静夫君 通達。

○政府委員(米里怒君) 監督規制につきましては、從来こういう通達というものはございません

で、個別に指導してまいりというような形をとつてまいつたわけでございます。したがいまして、

○和田静夫君 今度の規定というのは現銀行法、昭和二年にできました銀行法の規定にあわせまして、子会社検査権であるとかあるいは国内における資産の保有命令

をして決めたといふものでございまして、ただこれは法律に監督規定というものを余り織り込みますと、その条文に基づいて命令を出したり处分を

したりといふことは信用機関として実際問題としてなかなかむずかしい話でございます。そういうふうな意味で、きわめてこういった個々の経営内容の悪化あるいは役員の問題といったようなこと

とは、個別の取り扱いにじむ性格のものではないかというようなこともございまして、余り條文を長くおきまして条件を縛りましても、結局また抜かざる伝家の宝刀の数がふえるというようなこと、あるいは屋上屋を架するというような懸念もございましたので、その辺を総合的に判断して中

身自体はかなりクリアなものにしたということでござります。

○和田静夫君 いろいろな時期にいろいろな案がございましたけれども最終的にはかなりつきりした

ものにしたわけでございます。

○和田静夫君 私は、どう言われようと、監督権と行政はきちんと法律に明示されなければなりません。それは思うんです。それが行政の恣意を排除する唯一の道であるからであります。この後退といふのは、行政のあり方をやはり根本的に問うものだと言わざるを得ない。そういう意味では、きわめて私は残念なことだと思つてゐるんです。法律の明文から消えても、実際にはそのとおりの行政指導導を行つからいいじゃないかという理屈というのは余り通るべきじゃない、そんなことは通らないと私は思つてゐるんです。まして金融の国際化時代を迎えて、この日本の聲詞不思議な行政指導などいうようなものが外国の銀行に一体通用するんだが、うかということをいろいろ考へるわけですが、大臣、この辺どうです。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま銀行局長から答弁をしたとおりなんです、結論的に申し上げますと。昔の法文ですから、銀行を監督する権限は法三章で書いてあるようなところもあるわけでありますからね。ですから、それじゃ余りにも大蔵大臣の権限が強過ぎると。したがつて、監督命令等についても、もう輕微なやつから中程度、もつと無理やりつていうふうに分けまして、それにいろいろ制限を加えて、預金者の利益を損なうおそれがあると認めるときとか、それからこの法律の目的を達成するために必要な限度においてとか、いろいろ制限的に監督命令のところを変えたんですよ。民主的に。ところが、これは業界などでも何だか銀行法というものは取り締まり法律じゃないから、どこを見たって、なければならない、なければならないばかり書いてあって、取り締まり銀行政法だというようなことで書はない。私の方は親切に、余り強大な権限でも困ると思いまして変更をしたんですが、その方がいいというような話なものでいつもトラブルがあつて、銀行法が上程ですかね。それじゃ、別にどちらも今まで何支障を来さないわけだから、何もそんなところがないということじや困る。それじゃ、昔どおりでいいでしよう。そこに子会社の検査権とかを

ういうものをつければ何ら支障はないし、外国銀
行に対しましても、やはり法律はきちんと書いて
あるわけですから、これは必要と認めるときは何
でも一何でもと言つちやなんですが、かなりな
ことができることは書いてあるわけですから、だ
からこの必要と認める措置を講ずるのだと、その
措置の内容はどうだということになれば、それに
対しては一定の基準は、当然これは何らかいままで
どおり示す必要が当然ある。わからない人は
は、やっぱりこういう基準でやりますということこと
でなければ余りにも、何でもできちゃう話にな
ってしまいますので、ですからそれは適当な方法
で、現実的な方法で対処することがいいんじやな
いか、そう思つております。

○和田静夫君 くどいようですが、私は、法律で
監督行政を明確にするということは、行政と業界
との連携を排除するということにつながる。そう
いうふうにいま思つています。大蔵省が作成した
資料を見ましても、ずいぶんたくさんの大蔵OB
の方々が金融機関に天下りておるわけです。ところ
が、一向に金融機関の不祥事件はなくならない
わけです。大蔵OBの天下り金融機関も、あるいは
そうでない金融機関もさして変わりがない状態
なんですよ。もちろんりっぱにやられている方々
もいらっしゃいます。一般に天下りがいかぬとい
うふうに言い切るつもりなんというのは一つもあ
りませんが、私はこの大蔵が出された資料を見る
ごとに不思議に思われて仕方がないから、ちょっと
と聞くんですがね、天下りの効用というのは、一
体どういうふうに銀行局長考へているのですか。
○政府委員(米里怒君) 天下りの効用と申します
が、金融界も非常に社会経済的に重要な役割りを
担つておるわけで、いろいろな場合に人材が必要
であるというようなことで、外部から人材を招
聘するというようなこともあるわけでございま
す。そういう場合には、場合によつては個々の業
界あるいは金融機関といふものよりは、中立的な
立場にある国家公務員というものが望ましいとい
うような場合も、先方のこれは考え方でございま

○和田静夫君 大蔵省側が提出された資料だけでも、たとえば東京相互、大正相互、平和相互、徳陽相互、東京信金、大阪の信金、門司信金、こういうような形で、大蔵から行っておるところでも不祥事件がずっと続いているわけですね。私は必ずいぶん金融機関の不祥事件を本委員会や決算委員会などで取り上げてきましたが、支店長の不祥事件というのが非常に多いのですね。私の経験上でもそうだし、大蔵省が今度お出しになつた資料でもそうですよ。たとえば京都銀行、第一勧銀、伊予銀行、山口銀行、兵庫相互、東京信用あるいは京都中央等々です。これはみんな支店長とか支店次長などの不祥事件であります。最近の札幌トヨペットに絡むあの東海銀行の事件も支店長の責任で引き起こしている。この支店長の权限と責任といったものをどうとらえたらよろしいですか。

○政府委員(米里怒君) 支店長はともかく一つの店を預かって、対外的にはその金融機関を代表して経済行為を行つておるという人でありますので、そういった立場にある人が不祥事件をいやしくも起こすということは、これは銀行全体の信用にもつながりますし、社会的にも非常に問題があると思います。また、そういった支店長がおると、ということは、人事管理上もその銀行にとって非常に問題があるというようなことであらうかと思ひます。十分今後とも注意して指導してまいりたいと思ひます。

○和田静夫君 たとえば支店長というのは地域におけるそれぞれの金融機関の顔ですよね。もつと言えば、利用者にとっては、私は何遍も言うのですが、金融機関そのものなんですね。そこで、支店長の行為というのは、やっぱり金融機関そのものの行為という形にとらえられる。それぐらいのことではないと、これは利用者氣の毒ですよ。がつぱりどつかへ持つて行かれました、責任はそれは支店長個人なんですと、よつてお返しすることができませんなんていうようなことがたびたび起こ

るわけですからね。これはどうですか、銀行政長。

○政府委員(米里怒君) 一般的には、おっしゃるようすに、まさに銀行はその地域における顔であるというようなことであらうかと思ひます。そういった意味で、善意の第三者といいますか、が支店長の名前が出た経済行為を信用して取引をしたところが、それが非常に不測の損害を受けたというようなことであれば、それは銀行全体の責任であるというのが一般論として言えると思います。

○和田静夫君 役員の解任命令ですね、これは支店長には及ばないわけですね。

○政府委員(米里怒君) 役員でない支店長には及ばない。

○和田静夫君 その辺も含んで、ちょっとやはり今後少し検討する必要があるだらうと思うんです。金制調の答申では内部監査といいますか、内部で問題を摘発して改善していく努力が払われている、これは適切なことだとされているわけです。内部で問題が明らかにされて、自主的な努力で処理されてきたという事件ですね。一体どのくらいあるものですか、これは。

○政府委員(米里怒君) 多かれ少なかれ不祥事件が発生いたしましたら、当然その銀行としてはそのためいろいろな措置を講じるわけでございます。そのこと自体の原因の究明、あるいはまた今後の内部牽制組織の確立等々、いろいろな措置を講じておりますし、そういう意味で内部で必ず不祥事件があればそれなりの努力はしていると思ひます。

○和田静夫君 大体どれぐらいあるものかということを知りたいと思うんですが、時間の関係もありますからあれですね。

「金融財政事情」の二月十六日号に、大蔵省の金融検査官の座談会が掲載されているんです。おもしろいんですよ。大変興味深く読める。私たちが何回か言ってきたようなことをやっぱり検査官自身もそう思つてるんですね。銀行内部の審査のあり方に疑問を投げかけているわけです。特に「本

部の審査能力はわかりあいに限らなくなっているが、営業店での店長事決権限貸出での問題はまだ多い。」のだと指摘しています、ここで。それから、「検査で指摘しても紙に書いたことに対してもどうもおざなりだ」というような意見も述べる検査官もあるわけです。やはり、検査が銀行経営に生かされることが当然なんですから、銀行内部の責任を明確にすべきだと思うんですよ。それ

はいかがです。

○政府委員(米里怒君) 検査の都度、内部管理体制、審査体制というものは重要なチェックマスターでございますし、ことに不祥事件が起りました後は必ず何らかの意味での内部管理体制の欠落、ミスがあるというようなことになりますので、再検討し、そのために新たな措置を講じるというのが普通の状態でございます。

○和田静夫君 この答申では社会的責任委員会等の設置が見られるところですね。このような機関を設けている金融機関はどのくらいありますか。

○政府委員(米里怒君) ちょっと数は、申しわけございませんがわかりませんので、調べて後ほど回答いたします。

○和田静夫君 質問の通告の意味がなくなるよ。

銀行関係者に話を聞きますと、大蔵省の内部検査というのは何やら効率が悪いということですね。それに比べて日銀の検査は適切だという意見があります。立入検査の平均日数はどのくらいでしょうか。また、この作成させる書類というのはどのくらいあるわけですか。

○政府委員(米里怒君) 立入検査の平均日数は都市銀行で申しますと約六週間、それから長銀、信託約五週間、地、相銀約三週間、信用金庫二週間弱ぐらいでございます。なお、これは固定的に決めておるわけではありませんで、各検査対象機関の実情に応じまして弾力的に決定するということがあります。

それから、作成させる書類というのはずいぶんございますが、大きく分けますと業務関係資料、

たとえば預貸金の推移等々の業務関係資料、それから収益関係資料、これは各種の利回りであるとか比率であるとか、そういうようなものです。それから経営管理資料、これは人員、店舗その他でございますが、そういったようなものを一般的に徴求しておりますほか、不良債権の個別の資料を徴求するということになつております。要は検査の必要性の度合いと金融機関の事務負担との総合勘案の上決定しておるということをございます。

○和田静夫君 何もいやがらせ言うつもりは全然ないんですけどね。たとえば私がたくさんの不祥事件を取り上げてきたそのネタもとと言えば、ほとんど内部告発の文書の冒頭というのは、大蔵省がたくさん何日もかけて検査にいらっしゃいますと、そして膨大な書類を求められますと、しかしながら、それはつくられた書類であって、あんなものは全然話にならぬのですと、こういう事件があり

ます。がどうですかといふような訴えになつていてるのは、皆さん方のいわゆる検査などからは全部逃れなければならぬのだろうと思うんです。特に支店長などという権限のある諸君の不祥事件というのは、皆さん方のいわゆる検査などからは全部逃れていますよ。いつもそつちで引っかかったやつはないですよ。われわれの方が指摘をするといつても何も自分で調べるわけじゃない。結局は銀行の内部から出てくる、あんな報告出しておって、あんなものでもつて大蔵省をつぶしているのかと、そういうふうな資料ですからね。ここのことばはやっぱり十分考えてみる必要があると思うんです。内部検査で不正が明らかになつたケースをこの五年間にわかつて挙げてください。

○政府委員(米里怒君) 申しわけございませんが、検査の結果につきましては、検査の性格上直接お答えすることは差し控えさせていただきたいんですが、一方不祥事件、不正事件につきましても報告を徴しております。行政課で報告を徴しておりますが、それを申し上げますと、昭和五十年から五十五年までの間、銀行、相銀、信用金庫まで合わせまして大体一年間に二百件前後でござります。現金事故であるとか預金事故、貸出事故等全部含めまして大体一年間に二百件前後でござります。

○和田静夫君 週休一日制についてですがね、「政令で定める日」とあるわけですが、これはどのように規定されるおつもりですか。

○政府委員(米里怒君) いままで法律で具体的に書いておりました休日を、全部政令で書くということになります。政令の最終的な案文というのはまだ固まっておりませんけれども、日曜日はもちらん祝祭日、一月一日、三日等書きましては当然ですが、たとえばデパートの内部に設けられたCDについて、そのデパートなどが休業の日は休みにするとか、そういうふうなことも含まれるかと思います。

〔委員長退席、理事藤井征士郎君着席〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) 週休一日制はかねておりますが、それを申し上げますと、昭和五十年から五十五年までの間、銀行、相銀、信用金庫まで合わせまして大体一年間に二百件前後でござりますが、一つは法律に違反をするという問題、ところが今は法律からそれを外して政令に移したのですが、一つは法律に違法をするという問題、ところが今回は法律からそれを外して政令に移したの問題は、われわれとしては全部週休二日ということに直ちに踏み切るということについては、まだ利用者の理解というものがよく得られてないといふところに問題がござります。主として中小企業者でござります。中小企業者等が、自分たちが仕事をしておる銀行が休みになつちまうといふことにに対するまだ理解が足りないのではないか。こういう点についても理解を深めていかなければ、一方的に政府の命令で、人の迷惑は構わぬからこちだけ休んじゃえというわけになかなかいいかなうとあります。農民が勤いでいる農協等の問題もござります。農民が勤いでいる農協だけ店じまいしちゃまうということについてもいろいろまた問題がござります。それから郵便貯金との問題もございましょう。しかし、大勢としては週休一日という態勢に向かつておるわけですから、そこで法律のネックというものをまずここで取り払つて、そして週休一日が円滑に行われるよう銀行側及び利用者等の理解を得る努力をしていかなければならぬ。それには多少の、あるいは相当になるかもわかりませんけれども、やはり民主政治でございますから、銀行に勤めている人だけの便宜だけで、公共機関だと言つておる手前、銀行の従業員だけがよくなればいいんだというわけにはまいりませんものでございまして、そういうふうな連絡を保ちながら進めてまいりたいと思つております。

○和田静夫君 四月二十三日に局長通達が出されました、そして新店舗行政が開始されたわけです。が、この基本的な内容、これは簡単でいいですが、ちょっと触れてください。

○政府委員(米里怒君) 基本的には考え方は二つございまして、一つは店舗の小型化、ミニ店舗化が、ちょっと触れてください。

○政府委員(米里怒君) ごぞいまして、一つは店舗の小型化、ミニ店舗化が、この考え方でござります。今までの一般店

舗、すなわち街角にかなり壯麗な建物をつくると
いうようなことを極力排しまして、むしろ小型店
舗、機械化店舗というものを中心に考えておると
いうのが第一点で、第二点は経営者の店舗設置に
当たっての自主的判断ができるだけ尊重していくこ
と、ということから、従来かなり店舗設置につきま
しての細かい基準を決めておりましたのかなり
緩和いたしますとともに、いわゆる店舗振替制つ
まり経営者の自主的判断によって一般店舗、小型
店舗、機械化店舗相互間のある程度の振替を認め
るというような考え方を導入いたしました。
なお、これに加えまして、過疎地への配慮、配
置転換の拡大といったような措置も講じております。
○和田静夫君 要するに店舗の小型化がこれによ
つて進められるわけですが、このねらいの中には
郵貯との競合という点も含まれるわけですか。
○政府委員(米里恕君) 郵貯との競合と申します
か、できるだけ簡素な店舗で、各地において預金
者の方々の便宜にこたえたいというような考え方
でございますので、言い方によりましては、郵便
局のようなものを一つの例に考えたということを
申せるかと思います。
○和田静夫君 相銀の体質強化店舗というのはど
ういうことでしょう。これで何か相銀の体質強化
が図られるというようなことはにわかに信じがた
いのですがね。
○政府委員(米里恕君) これだけでなかなか、相
銀の体質強化が一挙に図られるというようなこと
になるかどうかということはございますが、いざ
れにいたしましても金融制度調査会の答申におき
ましても、相銀の店舗についてたとえば行政的に
考慮する余地があるというような答申をいただい
ておりますので、そういう意味で、小型店舗の
うち一つについては設置場所についてその都道府
県内であれば自由に設置を認める、あるいは普通
小型店舗ですと十人以下という縛りがあるわけで
すが、それを十五人以下に緩和するというような
措置を講じたわけでございます。

○和田静夫君 私はこのミニ店舗化というのはどうも過当競争を招くのではないかという感じがしてならないのですよ。特にこれまで地域に密着してやってきた中小金融機関にとって、都銀のこのミニ店舗化は一つの脅威になりはしないだらうか。そういう危惧はありませんか。

○政府委員(米里怒君) 御指摘のようなことになるとほんとはだ不適当ございますので、具体的な店舗設置に当たりましてはまず地元金融機関優先、それから競合した場合には、小さい方の金融機関を優先するというような具体的な措置をこれは從来からも講じておりますけれども、そういう取り扱いというものをしていくかと考えております。

○和田静夫君 店舗の問題ちょっともう時間がなくなりましたからあれですが、一つだけ大臣ぜひ聞いてもらいたいと思うのですが、店舗の認可について地方自治体、いわゆる知事や市長の意見を聞くということにならないんですかね。地元の事情というのは余り知らないような、言っちゃ悪いですが、わずかな期間しかいらっしゃらない財務局長の意見聞いてみたところで、実際は事情が反映をしていませんよ。

〔理事藤巻土郎君退席、委員長着席〕

やつぱりこの辺で、地元のことは地元が一番よく知っているわけですから、首長の意見というものを徴する、これは金融システムの分権化という観点からも望ましいのじゃないかというよう私には思うのですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 現在でも財務部などで地方の声はできるだけ聞くようにしておるわけです。制度化するということはできませんが、それは和田委員の言うことももっともなことでござりますので、そういう点は十分に配慮したい。

もう一つは、やはり信用組合と信用金庫とか、そういうもののトラブルが絶えない。これは両方問題がございましてね、信用組合の設立に当たっては県知事がその許可をする。設立については運用で上がってきておりますが、店舗の問題等につ

いては必ずしも大蔵省と協議しているということは
もなさそでございます。一方ではどんどん知事の権限で出してしまふ、こっちは知事に連絡しないで信用金庫許可しちやうということだもので、
両方同じようなところにできちまうということは
現にござります。これは、それではいけないとい
うことで、私は、そういうようなミニ店舗とい
う問題になつてきますと、信用組合なんかとトラブ
ルが絶えない問題が出てくるのじやないか。した
がつて、それは都道府県側も勝手に信用組合どん
どん認めていくというのでなくて、両方の調整と
いうことは私は必要ではないか、そう考えており
ますから、今後の指導に当たりましては、そうち
う趣旨を含めまして一層配意してまいりたい、そ
う考えております。

○和田静夫君 中小金融機関の問題に入ります
が、相銀の問題については若干触れましたから、
信用金庫の問題に集中をしたいと思います。

同じ信用金庫といつても上位と下位の間ではか
なり開きがあるわけであります、最上位と最下
位とではたとえば資金量にしてどのぐらいの開き
がありますか。信用金庫の大中小の規模を大蔵省
はどのようにランク分けといいますか、グルーピ
ングしているのですか。

○政府委員(米里忍君) 信用金庫のうちで資金量
が最高のものは七千百九十七億円、これは五十四
年度末の数字でございますが、それで最も小さい
ものは三十八億円というんですから、二けた違う
というぐらいいの差がございます。信用金庫の中で
特にグループ分けをして行政をしておるという考
え方は私どもの方はございません。

○和田静夫君 さつき挙げました検査官の座談会
なんですがね、実はこういう指摘をしているわけ
です。「信金はどこも昔から地縁性が強いとい
うことだ。その地縁性の範囲内で動いているときは
比較的ケガがない。しかし、とくに都市型信金の
場合、新しいところに店を出していくと地縁性が
ない。そういう新しい店での取組みにみていく
危なつかしい感じのものがよくある。」、この指摘

私はかなり重要なです。

先日小原会長は、信用金庫は協同組合性が生命だ、銀行のまねをしたら必ず失敗するという私の趣旨に応じた答弁をされました、ここで。私は、まさにそのとおりだと思うのでありますて、やはり信用金庫というのは地域に密着する中小の商店や企業のめんどうを日常的に見る、これが基本だと思います。この点は大蔵省もお認めになると思うんですね。この点は大蔵省もお認めになると思うんですが、いかがですか。

○政府委員(米里怒君) 信用金庫の特色、レゾンデートルとして一番重要なことの一つに、おっしゃるような地域性、地域との密着という問題があると思います。

○和田静夫君 そうしますと、今度の金融制度調査会の答申やいわゆる改正案を読みますと、この協同組織性をどのように発展させるのかといふことがどうもびんとこないんですね。中小企業基本法というものがありますが、この法律では中小企業をどのように規定していますか。

○政府委員(米里怒君) 中小企業の範囲でございましたら、基本法で従業員三百人、資本金一億を限度としております。

○和田静夫君 そうですね。で、中小企業にはさまざまな恩典が与えられているわけですが、一方ではこういうふうにも規定されているんですね。今度の改正で金融という観点からの資本金の基準というのを二億円から四億円に会員資格を大幅に引き上げる。で、私は産業政策と金融政策との間に中小企業間に違いがあるのがここに出ているんじゃないかという感じがいたしますが、そういうことはありませんか。

○政府委員(米里怒君) 信用組合につきましては、かねてから中小企業基本法の中小企業の定義をそのまま取り入れまして組合員とするということにしておりまして、その点は今回も変わっておりません。信用金庫、相互銀行につきましては今回、現在のところ政令で信用金庫は資本の額を四億円、相互銀行の場合には八億円ということにさせていただきたいというふうに考えておるわけで

すが、これは実態の変化と申しますよりも、金融制度調査会で審議しました際に経済諸情勢の変化、つまり現在の二億、四億という基準は昭和四十八年に定めたものでございまして、それ以後八年間たつおりまして、物価その他経済諸指標を見ましても大体倍になつておる。それから信用金庫の取引先企業の平均資本金の推移を見ますと、これも大体倍になつておるというようなところから勢変化に追随したというような考え方でございます。

○和田静夫君 会員資格が政令に委譲されましたですね。これはどういう理由でそうされるわけですか。

○政府委員(米里怒君) これは最近、経済情勢非

常に激しい状態のもとにおきまして、できるだけ

彈力的に中小企業の取引対象者というものを定め

てまいるようになつたといふうな趣旨でございま

す。

○和田静夫君 私は、今後中小企業そのものにと

つて悪くなることがあつてもそろそろ好転するこ

とはないんだろうと思うんです。そういう点から

すると、会員資格を政令に委譲する必要全くない

んじやないだらうと思つておるんです。業界の内部では、これによ

つて恩恵を受けるのは上位のわざかな金庫だけだ

といふ話が盛んになされてゐるわけですよ。一体

どれほどの金庫がこの措置によつて恩恵をこうむ

るとお考へになつておるわけですか。

○政府委員(米里怒君) 昭和四十八年に信用金庫

で申しますと二億円というふうに定められたわけ

ですが、それ以後経済情勢いろいろ変わつておりますし、中小企業も変わってまつておりますの

で、二億円という法定限度を資本金基準がオーバー

ーいたしまして法定脱退といふようなこともある

程度出でる状況でござります。そういうふうな意

味合いで、全体が四十八年以降変わつてしま

りました情勢を客観的に反映して、四十八年当

時の実質的な信用金庫と取引先企業の関係に戻そ

う。

○和田静夫君 大変並みなあれでして、天下り

問題といふのはもう一遍場所を変えて徹底的に

やり直してみる必要がありますからあれですが

……。

○和田静夫君 大口融資規制の限度額の引き上げについて、現

在の融資規制で十分うまくいっているんじやない

だらうかといふ感じがするんですが、四分の三の

信用金庫は現行の四億円で十分だという、これは

私の調査結果でありますからあれですが、したが

つてこの問題で二つほどお聞きしておきますが、

すが、これは実態の変化と申しますよりも、金融制度調査会で審議しました際に経済諸情勢の変化、つまり現在の二億、四億という基準は昭和四十八年に定めたものでございまして、それ以後八年間たつおりまして、物価その他経済諸指標を見ましても大体倍になつておる。それから信用金庫の取引先企業の平均資本金の推移を見ますと、これも大体倍になつておるというようなところから勢変化に追随したというような考え方でございます。

○和田静夫君 会員資格が政令に委譲されました

ですね。これはどういう理由でそうされるわけですか。

○政府委員(米里怒君) これは最近、経済情勢非

常に激しい状態のもとにおきまして、できるだけ

彈力的に中小企業の取引対象者というものを定め

てまいるようになつたといふうな趣旨でございま

す。

○和田静夫君 私は、今後中小企業そのものにと

つて悪くなることがあつてもそろそろ好転するこ

とはないだらうと思うんです。そういう点から

すると、会員資格を政令に委譲する必要全くない

んじやないだらうと思つておるんです。業界の内部では、これによ

つて恩恵を受けるのは上位のわざかな金庫だけだ

といふ話が盛んになされておるわけですよ。一体

どれほどの金庫がこの措置によつて恩恵をこうむ

るとお考へになつておるわけですか。

○和田静夫君 大変並みなあれでして、天下り

問題といふのはもう一遍場所を変えて徹底的に

やり直してみる必要がありますからあれですが

……。

○和田静夫君 大口融資規制の限度額の引き上げについて、現

在の融資規制で十分うまくいっているんじやない

だらうかといふ感じがするんですが、四分の三の

信用金庫は現行の四億円で十分だという、これは

私の調査結果でありますからあれですが、したが

つてこの問題で二つほどお聞きしておきますが、

というような観点から、今度は倍にさせていただ

きたいといふうなことでござりますので、どれ

らいが一番多いんですかね。

それから第二は、この四億から八億へのシフト

だけ取引先がどう変わるか、どのぐらいかかるか

ということは必ずしも計数的には明らかでござい

ます。なぜなら第一は、むしろ中小企業の方の変化に合

わせたといふことで、四十八年の相互の関係と同

じに戻すというような考え方でございます。

○和田静夫君 この措置とというのは、金庫の地域

性を薄めるといふうなことにはならぬですか。

○政府委員(米里怒君) 資本金限度をいわば物価

調整——物価だけではございませんけれども、そ

ういうことにさせていただくことによつて、信用

金庫の本来の重要な使命の一つである地域性が弱

まるというようなことには全くならないというふ

うに私どもは考えております。

○和田静夫君 先ほどちょっと天下りの問題に触

れましたけれども、信用金庫への天下りもこの協

同組織性を破壊するものだという指摘があるわけ

です。大蔵省からの天下りだけでなく、もちろん

都市銀行からのそれも同様であります。大蔵省

からの場合は行政との癒着あるいは公社の場合は

銀行の中小企業金融機関の支配

懸念されるわけですが、何か銀行局長御見解お持

ちですか。

○政府委員(米里怒君) 金額限度を四億から八億

に上げさせていただきたいということは、こちら

の方はかなり頭打ちの状態が出てきておるわけで

ございます。

○政府委員(米里怒君) 金額限度を四億から八億

に上げさせていただきたいということは、こちら

の方はかなり頭打ちの状態が出てきておるわけで

ございます。

○政府委員(米里怒君) 貸出金の方の数字がちょっと手元に参りました

が、信用金庫の場合、一億円超の貸し出ししが全体

の貸し出しのうちの一八・九%、約三割が一億円

超ということございまして、比較的多いのはこ

の分布で見ますと、五百萬以上から一億までとい

うあたりにかなり平均的に分散しているよう思

います。

○和田静夫君 ここはちょっと後でもう少し詰め

さしてもらいましょう。聞かしてもらいましょ

う。私はどうもこの経営実態に合わないといふ感

じがしてしまふがないんです、いろいろの意見を

聞いていまして。かなり広範な調査をやつたつも

りでいます。大口への金の流れを引き起こすおそ

れが十分にある、まああると言わざるを得ませ

ん。この貸し出し限度額の引き上げについてはこ

ういう指摘がありますね。普通銀行に対して大口

規制が強化されてきたことによつて、その不足分

を各大企業や系列企業が下請を再編成して自企業

の融資の不足分を子会社を通じて供給させようと

するもので、その融資限度額を大きくすればする

ほどその恩典を受けることができる。つまりト

ンネル融資的色合いを持つ。これは日大の森教授の

指摘であります。事実はともかくとしても理論

的にはこういうことは十分あり得る話だと思います

。ですが、これはどういうふうにお考えになります

か。

○政府委員(米里怒君) 御承知のように、大口融

資規制の最大のねらいが健全経営という観点にござ

りますので、そういった観点から申しますと、

一定の自己資本に対する比率であるとかあるいは

金額的な限度であるとか、そういうふうなこと

が枠の設定の考え方になるわけでございまして、

おっしゃるようにこれをどんどん上げていけばト

ンネル融資というようなこともあるかも知れませ

んが、それはまた、トンネル融資をする貸し出し

自体がしかるべき審査を経て行われているかどうか

かという方の問題ではないかと思います。

○和田静夫君 こういうのは実態調査一遍やられ

たことがありますか。

○政府委員(米里怒君) 特にございません。

○和田静夫君 私はこういう事実といふのはなか

なか表に出ないんだらうと思うんですね。うま

い方法を考へて少し実態を一遍調査され得たら

どうだらうと思うんですけれども、そんな余裕は

ありませんか。

○政府委員(米里怒君) 和田先生のお話でござい

ますので、どういう調査がいいかどうか検討させ

ていただきます。

○和田静夫君 大手銀行と中小金融機関との間に

すでに競争関係が生じてゐるわけであります。競

争原理を導入しようとするのは両者にイコールフ

ッティングがなければならぬわけですね。しか

し、大手金融機関と中小ではそもそもイコールフ

ッティングなどは成り立ちようがない。私はそ

う思ふんですが、これはどうですか。

○政府委員(米里怒君) いろいろな法律によつて

銀行のそれぞれの性格、制度が決められておりま

すので、そこはおのずからスタート点でいろいろ

違います。まああると言わざるを得ません。

そういうふうかと思ひます。そういうふうなものが

全く平等に競争していくということはおっしゃる

ところです。

○和田静夫君 ちょっと時間が食い込みますけれ

ども、後の社会党の時間もらいましたので。

外為業務の問題も同じだと思うんですね。私は前にも述べましたが、信用金庫だからといって外為業務が必要でないなどと言つもりは全くありません。そのことはもう参考人の皆さんとのときに申し上げました。織維や瀬戸物など、あるいはおもちゃなどの輸出雑貨を抱える地域の信用金庫では需要はかなりある、そのことも知っています。ところが、そういう信用金庫では現在でも何

不自由なくやつしているんですね。やつていて外為ができるからといってお客様が逃げるというようなことはない。お客様が逃げるのもつとほかの理由なんですね。そういうふうに述べられていますよ。また実態もそうです。

そこで、一つお聞きをいたしたいんですが、外為が必要である金庫とそうでない金庫を何をもつて区切られますか。

○政府委員(米里怒君) これは実は国際金融局で個別に認可するということになるわけでございまして、私どもの方で判断するわけではないわけですが、まあ通常考え方では、一つは外為の取り次ぎ実績がどのくらいあるのかということ、現在これは非常にふえている、全体としてふえてまいっておりますが、そういうような問題、それからその地域に外為公認店舗というものを認めることであります。それで、外為の必要性がどのくらいあるかないかというような問題、あるいはまたその金融機関に外為業務の経験者、熟達者がいるかないか、そういうふたうなもろもろの点を考慮して認可を個別に検討することになります。

○和田静夫君 その中でも資金量というものが大変なウエートを占めているんですね。これはこんなことでいいんでしょか。

○政府委員(米里怒君) 資金量が大きいからといって外為の認可を与えるということにはならないと思います。

○和田静夫君 私は、外為は全信連で一括してやつたらよいんじやないかと思つていてるんですけどね。

○政府委員(米里怒君) ちよど先生がおつやつたような意味合いで、今回信用金庫個別に認可を与えるという措置を講じますとともに、全信連についても外為の業務ができるような余地をつくつたわけでございます。これは個々の信用金庫につたわけでございます。これは個々の信用金庫に認可を認める、しかし個別にまだそこまでいつてない信用金庫もあるわけですから、そういうふうに對しまして全信連が補完するという考え方でございます。

○和田静夫君 私はこの間参考人のときにも申し上げましたが、都銀なんかでも、この外為といふのは大変リスクがあることを取り扱い忘れるところを考えて、したがって、信用金庫の取り扱いについては、その点は慎重を期される方がよいと思いますが。

○政府委員(米里怒君) おっしゃるようリスクがござりますし、信用金庫の経営自体がそのためについて資金量で差をつけるというようなことがありますね。資金量の大きい金庫ほど認可が取りやすくなります。たゞ、十分取り扱いに当たつては慎重に行いたいと思います。

○和田静夫君 店舗の認可なんですね、この認可について資金量で差をつけるということですね。資金量の大きい金庫ほど認可が取りやすいということを聞かされるわけです。もしそういうことであるとすると、これはもう規模の格差をますます招くということになるんじゃないだろうか、そういうふうに懸念されるわけですが、こればかりか。

○政府委員(米里怒君) まあ資金量と、いよいよもろもろの要素にはなってます。

○和田静夫君 判断の要素にはなってます。

○政府委員(米里怒君) あらうかと思ひます。

○和田静夫君 判断の要素にはなってます。

○和田静夫君 判断の要素にはなってます。

○和田静夫君 最後に、大臣、財政再建いろいろ御労苦されてると思うんですけど、どうもいろいろ御労苦されてると思うんですけど、どうも

大体において大蔵省は、大きいことはいいことだ

といふ意見に従うとは言いませんがね、ならう傾向があるのでないだろうか、この点今後の行政に私は、大臣、ぜひ小さいところの意見が反映をすると、こういうことをやつぱり真剣に考えてもらいたい、こういうふうに思うのです。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これも私は御趣旨のとおりだと思っております。余り合併、合併をやつて寡占化してしまつても困る。それから、やはり最初から御議論がございますが、それぞれ別な法律でできているわけですから、信用組合は協同組合法でできてるんだだし、相互銀行は相互銀行法でできてるわけですから、それには、特に信用組合とか信用金庫というのは相互の組合間の便宜を図つていくことであつられるものであつて、おのずから都市銀行とは違う使命を持っておらなければなりません。効率的ということだけで大型化組合法でできてるわけですから、それには、特に信

用組合とか信用金庫といふのは相互の組合間の便宣を図つていくことであつられるものであつて、おのずから都市銀行とは違う使命を持つておるわけですよ。効率的ということだけで大型化組合法でできてるわけですから、それには、特に信

用組合とか信用金庫といふのは相互の組合間の便宣を図つていくことであつられるものであつて、おのずから都市銀行とは違う使命を持つておるわけですよ。効率的ということだけで大型化組合法でできてるわけですから、それには、特に信

用組合とか信用金庫といふのは相互の組合間の便宣を図つていくことであつられるものであつて、おのずから都市銀行とは違う使命を持つておるわけですよ。効率的ということだけで大型化組合法でできてるわけですから、それには、特に信

用組合とか信用金庫といふのは相互の組合間の便宣を図つていくことであつられるものであつて、おのずから都市銀行とは違う使命を持つておるわけですよ。効率的ということだけで大型化組合法でできてるわけですから、それには、特に信

用組合とか信用金庫といふのは相互の組合間の便宣を図つていくことであつられるものであつて、おのずから都市銀行とは違う使命を持つておるわけですよ。効率的

といふことを聞かされるわけです。もしそういふことをあるとすると、これはもう規模の格差をますます招くということになるんじゃないだろうか、そういうふうに懸念されるわけですが、こればかりか。

○政府委員(米里怒君) まあ資金量と、いよいよもろもろの要素にはなってます。

○和田静夫君 判断の要素にはなってます。

○政府委員(米里怒君) あらうかと思ひます。

○和田静夫君 判断の要素にはなってます。

○和田静夫君 最後に、大臣、財政再建いろいろ御労苦されてると思うんですけど、どうも

上げておるのは、和田委員の趣旨を私も前から言つておるということじゃないかと思います。

○和田静夫君 相銀協会が譲渡性預金、CDの発行単位を引き下げほしいという要望を持つておるようですね。当局としてはこの点、どういうよう見解をお持ちなんですか。

○政府委員(米里怒君) 相互銀行協会長が交代に認可を認める、しかし個別にまだそこまでいつてない信用金庫もあるわけですから、そういうふうに對しまして全信連が補完するという考え方でございます。

○和田静夫君 私もびっくりしました。〔防衛予算10%増〕と書いてある。だれがそ

うか。〔防衛予算10%増〕と書いてある。だれがそ

うか。〔防衛予算10%増〕と書いてある。だれがそ

うか。〔防衛予算10%増〕と書いてある。だれがそ

うか。〔防衛予算10%増〕と書いてある。だれがそ

うか。〔防衛予算10%増〕と書いてある。だれがそ

うか。〔防衛予算10%増〕と書いてある。だれがそ

ういうことを言つたのか、要求あございませんし、調べてみたところが、防衛廳と党的防衛關係議員との間でやりとりがあつたと。そのときにあらが、ぎりぎりのところはどれくらいあればいいんだと言つたところが——人は言ひませんよ。こんなこと委員会で言つていいのかどうかわからぬけれども、ぎりぎり一けただと言つたという。で、大藏省はどう言つているんだと。大藏省にそつと話してみたらば、問題にならないと言われたと、もうお話をならぬと言われたという話は私聞いているんです。それが〇%というようなことで、人の話を繕はぎしてやつてきて出たという。それから、シリソング枠の問題につきましては、とにかく一律ゼロがいいんじゃないかというような御意見もありますし、一律ゼロといつたつて、そういうふうに心得ています。

そういうふうに心得ています。

そこであつて、そのこと自体は公のものでも何でもなく、一つのそういうふうな裏話があつたと、いう程度のことだというふうに心得ています。それから、シリソング枠の問題につきましては、とにかく一律ゼロがいいんじゃないかというような御意見もありますし、あるいは恩給は途中で上げたけれども、来年は下げるということなのか、その分を他の経費で減らして埋め合わせしてと、いうのも、どうも実現性がないぢやないのかというような御議論もございます。

それでは重要施策というものをどういうふうに見ていくか、これは決まっておりません。おりま

せんが、五十五年度においては、御承知のとおり、科学技術の振興とか、それからエネルギーの問題とか、海外経済協力とか、防衛予算の充実と、中小零細企業等は大変厳しかった。非常に苦惱して倒産等もふえておつたにもかかわらず、銀行、特に大手は依然として高収益を上げ続けてきた。そういう銀行行動のあり方あるいは銀行のもうけ過ぎ論、そういうものが強調されてきた。そういうところに対してこの銀行法を改正してはどうかがまた階級されるのではないかと、いうことが出てきたのであると私は判断をするわけです。それで、これを受けて金融制度調査会への諮問が行われたと、こう私は理解をしておるわけですが、まず、この理解が間違いないのかどうか、こういう理解でいいのかどうか、そのことは間違いないわけですから、これは、でござりますので、そういうものをおあかじめシリソング

グで加味したらしいんじやないかという議論もござります。これは一長一短があるわけでございまして、そのいずれにするかということはまだ決まっておらないという事が事実でござります。しかし、いざれにせよ、六月の上旬までには決めなければならぬ課題である、かように考えております。

○矢追秀彦君 まず最初に、これは何回も議論はされておりますが、基本的な問題でございますから重ねて質問をしたいと思います。

まず、今回の改正案の公共性と社会的責任という問題についてですが、今回の改正が行われた背景というのは、銀行をめぐるいろいろな批判、また、これを指導監督する銀行行政のあり方、これに対する国民の不満、そういうものはずっと絶えることはなかつたわけです。特に、昭和四十八年から四十九年の狂乱物価の時期には、大企業の売り惜しみ、買い占め、あるいは土地の投機等にそいつたよう反社会的行動というものが大変目立つたわけです。そういう大企業に対する強い批判、その批判のある大企業と深いつながりを持つて、しかも、そういう大企業がそういう反社会的な行為を容易にできる資金というものを銀行が出しておる、こういうことに対する大変な批判、そういうふうなものが一つあると思ひます。

○矢追秀彦君 いま言われた点についてこれから具体的に入れるわけですが、その前に、これだけの大改正でありますから慎重な議論をすべきであるという、先ほど特に和田委員の方からもそういう話がございました。私も決して異論はございませんでした。私は決して異論はございませんでした。ただ、非常に法案の作成に時間をかけた、手間がかかることが、一番最初ねらわれていた趣旨から見ると、いい方へ、よくするためへの慎重ないろんな議論があり、意見があり、練り直されたというのであれば私は歓迎ですが、実際はそうではなくて、逆に最初の趣旨、私が冒頭に申し上げたような趣旨から見ると大変後退をしておるのではないか。

したがつて、一番最初問題になったのは、昭和五十年の五月から金融制度調査会で審議が開始され、五十四年の六月には答申が出ておる。四年

思つております。

○矢追秀彦君 答申においても、銀行の公共性、社会的責任について銀行行動のあり方に触れておりますが、今回の改正案でその公共性、社会的責任の達成というものをどううふうに担保しようとしておるのか、まずこれを明らかにしていただきたい。

○政府委員(米里恕誓) 銀行の社会性、公共性に関しまして、今回の銀行法改正がいわば全体がそうであるということが一般的にはまず申し上げられた、これを指導監督する銀行行政のあり方、これに対する国民の不満、そういうものはずっと絶えることはなかつたわけです。特に、昭和四十八年から四十九年の狂乱物価の時期には、大企業の売り惜しみ、買い占め、あるいは土地の投機等にそいつたよう反社会的行動というものが大変目立つたわけです。そういう大企業に対する強い批判、その批判のある大企業と深いつながりを持つて、しかも、そういう大企業がそういう反社会的な行為を容易にできる資金というものを銀行が出しておる、こういうことに対する大変な批判、そういうふうなものが一つあると思ひます。

○矢追秀彦君 まあお話をございました

ておる。難なものは困りますが、もうずっと銀行

法は長い歴史を持っておるわけですから、そのた

びごとにその中身においてはいろいろ大藏省とし

ては検討されておると思うんです。したがつて、第一次オイルショックが起つた。いろいろな企業の行動が批判された。銀行に対する批判もそれにつれて高まつてきた。まずそういう時点で一回改正をやつておいて、そしてその後経済といふものが、やはり生き物でありますし、特に今日のような状況は、この最初銀行法改正をやろうとしたときに出たころとはやや変わってきておるのでないか。それが皮肉にも後退という形で出てきてしまつたと私は思うんですけども、そういう意味で私は、先に問題点だけはきちつと手をつけた。そういう國民の批判に対する答えといいますか、まずそういうことをしておいた上で、今度は経済の流れに従つてまた五年に一回ぐらい改正をして、構わぬのじやないか、こう私は思うんであります。そうすると、先ほどの和田委員の趣旨とはちよつと違うかもわかりませんが、そういう意味ではなくて、私は慎重な内容と、うのは賛成なんですが、こういろいろなものが抜かれてくるところと問題がありますので、趣旨としては同じですかから。その点いかがですか。

○政府委員(米里恕誓) まあお話をございました

ような石油ショック直後の時代とそれから現在と相当年数がたつております。金融制度調査会も非常に長い間御審議願いましたし、それから法案作成過程でも相当長い間かかったというようなことからくる客觀情勢の変化というものをかなり重視する意見もあつたわけでござります。で、私どもは、基本的には情勢がそう変わっているわけではない。もちろん石油ショック以後に起きました独自の雰囲気の時代というものは変化がございましょうけれども、しかしそれは石油ショックの直後だったから銀行法改正が必要だったという面とともに、昭和二年以來五十年間銀行法が変わつていなかつたと、しかもわが国の経済情勢は非常

に変わつてきておるというような客觀情勢、あるいは今後の見通しというものも含めまして、銀行の社會性、公共性というものは今後一過性のものではなくて、やはり長期的に金融機關が果たすべき役割としてクローズアップされていくんだと、こういうふうに考えておりますので、基本的には考え方は変わつていないというように考えております。

ただ、何分五十数年ぶりの改正でございますので、いろいろな立場からのいろいろな御意見があつたことは事実でございまして、私どももそれらの意見をいろいろお聞きして直すべきところは直したということで、まあこの法律案を提出するまでにいろいろな経緯があったことは事実でござります。

○矢追秀彦君 まあ私たちはこれに賛成ですか、反対する立場じやございませんので、いろいろ念のために聞いておるわけですが、いまのお話わからぬでもあります、そうすると五十年の改定だと、極端なことを言って恐縮ですけれども、それじゃ今まで全然手をつけてこなくして、オイルショックでいろいろな批判が出た、やるのに時間がかかつた、それでもないんじやないかと。もう五十年間いろいろ検討されてこれはまずい、これはまずい、これはこちがいなくちやかぬという議論はなければおかしいんであって、もしそういうことができておらなかつたとすれば、やっぱり大蔵省銀行局といふのは怠慢ということにもなるわけとして、だからそういう意味で今回やられたわけですから、一步前進ということで評価をいたしますが、私は最初の國民の期待したものとはやや抜けている面がある。それはいろいろの議論が出てきた、お互いのいろいろな利害問題等で出てきた点はわかるんですけど、何かちょっとしつくりしないと、こういう点を感じますので、これは申し上げるわけです。

次に、一番問題であります健全性の問題です。これは先ほど私が言つたもうけ過ぎ論という

のは、いま全部はそれは当たらなくなつております。むしろ厳しい状況にあるところもあるわけで

して、大手は別といたしまして、これの確保につ

いてはいろいろ今回言われておりますけれども、

も新しい複利の預金等もできまいりますけれども、

も、そういう新しい商品の開発も含めまして銀行

の經營の健全化の一一番の柱というのは何なのか、それをまずお伺いしておきます。

○政府委員(米里忍君) まあ銀行の健全經營の柱というのも時代によつていろいろ変わってまいるというような面もあるうかと思います。現在銀行行政におきましてはいろいろな經營諸指標といふものを作りまして、それに基づいて行政指導を

やつておりますが、大きく分けまして自己資本の充実関係というグループあるいは資産の流動性維持の関係というグループというようなものがござりますが、今度法律化をお願いしております大口融資規制というのには、これは諸外国でも健全經營のかなり柱の有力なものとして法制化されておりまして、從来これを通達で行政指導でやつてしまつたわけですが、法律的に位置づけたということでは今後の新しい健全經營の大きな柱になると思ひます。

○矢追秀彦君 いま言われた大口規制の問題ですが、第一番目に、大口信用規制の問題については

私はやっぱり大幅に後退をされた、こう言わざるを得ないわけです。これは衆議院においてもしばらくの間は、やつぱり大蔵省銀行局といふのは怠慢ということにもなるわけとして、だからその意味で今回やられたわけですから、一步前進ということで評価をいたしますが、私は最

初の國民の期待したものとはやや抜けている面がある。それはいろいろの議論が出てきた、お互いのいろいろな利害問題等で出てきた点はわかるんですけど、何かちょっとしつくりしないと、こういう点を感じますので、これは申し上げるわけです。

次に、一番問題であります健全性の問題です。これは先ほど私が言つたもうけ過ぎ論といふ

て小さい数値でございます。輸出代金保険賃貸設定期出しにつきましては特に統計はございませんけれども、大体一兆円前後ではないかというふうに考えております。そういたしますと一%前後

に影響するかどうかというようなことであろうかと思います。

そういうことで、結果的には若干枠があくらんだけだよな形になりますけれども、その制度の趣旨から見ていいのではないかということをございます。一たん、これは従来の行政指導とかわります。

それから輸出代金保険賃貸設定期出しといつても、それが示していただけますか。三点。

○政府委員(米里忍君) 今回、省令で商業手形の割引、預金担保貸し出し、国債担保貸し出し、それを除外するということを考えておるわけですが、それから輸出代金保険賃貸設定期出しといつても、これは示していただけますか。三点。

○政府委員(米里忍君) 今回、省令で商業手形の割引、預金担保貸し出し、国債担保貸し出し、それを除外するということを考えておるわけですが、それから輸出代金保険賃貸設定期出しといつても、これは示していただけますか。三点。

○矢追秀彦君 まあ私たちはこれに賛成ですか、反対する立場じやございませんので、いろいろ念のために聞いておるわけですが、いまのお話わからぬでもあります、そうすると五十年の改定だと、極端なことを言って恐縮ですけれども、それじゃ今まで全然手をつけてこなくして、オイルショックでいろいろな批判が出た、やるのに時間がかかつた、どうでもないんじやないかと。もう五十年間いろいろ検討されてこれはまずい、これはまずい、これはこちがいなくちやかぬという議論はなければおかしいんであって、もしそういうことができておらなかつたとすれば、やっぱり大蔵省銀行局といふのは怠慢ということにもなるわけとして、だからその意味で今回やられたわけですから、一步前進ということで評価をいたしますが、私は最初の國民の期待したものとはやや抜けている面がある。それはいろいろの議論が出てきた、お互いのいろいろな利害問題等で出てきた点はわかるんですけど、何かちょっとしつくりしないと、こういう点を感じますので、これは申し上げるわけです。

○矢追秀彦君 いま言われた大口規制の問題ですが、第一番目に、大口信用規制の問題については私はやっぱり大幅に後退をされた、こう言わざるを得ないわけです。これは衆議院においてもしばらくの間は、やつぱり大蔵省銀行局といふのは怠慢ということにもなるわけとして、だからその意味で今回やられたわけですから、一步前進ということで評価をいたしますが、私は最初の國民の期待したものとはやや抜けている面がある。それはいろいろの議論が出てきた、お互いのいろいろな利害問題等で出てきた点はわかるんですけど、何かちょっとしつくりしないと、こういう点を感じますので、これは申し上げるわけです。

○矢追秀彦君 いま言われた大口規制の問題ですが、第一番目に、大口信用規制の問題については私はやっぱり大幅に後退をされた、こう言わざるを得ないわけです。これは衆議院においてもしばらくの間は、やつぱり大蔵省銀行局といふのは怠慢ということにもなるわけとして、だからその意味で今回やられたわけですから、一步前進ということで評価をいたしますが、私は最初の國民の期待の

○矢追秀彦君 次に、現在通達で貸出規制が行われているわけですが、この枠を超過しておる企業数、それからまた規制枠を超過して貸し出しをしている銀行数、これはどの程度存在しておりますか。

また、今回の新しい法律による政令で定めようとする規制内容で見た場合は現在の規制超過の状況はどうなりますか、その点答弁できればお願ひします。

○政府委員(米里惣君) ことしの三月末の総務会
まだできてないものですから、五十五年九月末の
数字で規制枠を超過しておりますのが企業数で二
社、それから件数で九件、銀行数で八行という
ことになります。しかし、この中には東京電力が
入っておりまして、東京電力を除きますと銀行数
一、件数一、企業数一ということになります。
それから、今度の比率を適用するというのが、
全く個別の話になりますが、まず御承知のように
超過しております一社につきましては二年間、つ
まり来年の三月までの間に超過を解消するといふ
話になつておりますので、これは超過が解消され
ることを期待しておるわけですから、そういたし
まつて、新銀行法骨牌の四つに之によく重複する

ところはないという状態で滑り出すことになると思ひます。したがいまして、今度の比率を使いましても、もちろんスタートから超過しているところはないということにならうかと思ひます。

もう一つは、電力会社がどうということになりますが、これはちょっとそのときの情勢になってしまふないとわからないという点がございますが、一般的な企業については、超過しているところは、現行の基準でもあるいは新銀行法が来年施行になると現状では超過しているところはないということになると思ひます。

○矢追秀彦君 それは、さつき言われた件数の九件も銀行の八行もなくなるということですか。

○政府委員(米里惣君) 一行、一社、一件と申し上げたところは新銀行法がスタートするまでに超過を解消するということになつております。あと

電力会社が残るわけですが、これがどうなるかと
いうのはちょっとそのときになつてみませんと明
らかでございませんが、この分は、電力事業設備
投資計画の特殊性にかんがみまして、現在でもや
むを得ないということで、例外として個別企業に
対して承認を与えておるわけでございます。この
問題は、新銀行法になつても同じくそういういた政
令でやむを得ない事由ということになる可能性が
あることを御存じのことと存じます。

○矢追秀彦君 ということは、一行が減るということは七行になるということですね。さつき八行とおっしゃいましたね。そのうち一行が今回のあれでだめになる、そういうふうに逆なんですか、あると思いま

○政府委員(米里惣君) 先ほど申しました八行とする点ちょっと。その点ちょっと。

いうのは、まず東京電力は全部八行に関係しているわけです。それから、もう一社、一件、一行と申しましたのがその八行の中に入っておりますので、したがって、その八のうち七は消える、東電を除いて考えればそういうことになります。それから、二社と申しましたのは一社になる、それから、九件と申しましたのも、一社が八件で、他の一社が一件だ、こういう関係になりますので、実質的には二社だけの問題でございます。

○矢追秀彦君 そういうことですから、私は、先

はどう來こうという後退になつてしまふ。だから法律に入れただからいいんじやないかといふうな議論のようですが、ちょっとその点はいだけないので、やはり貸出規制についてはこれから

もこういった率の問題等は絶えず經濟の動きを勘案して考えていかなければならぬと思うんですけれども、その点は大藏大臣いかがですか。

○政府委員(米里總君) 今後の經濟情勢と非常に密接な關係があると思いますが、もちろんこれ

は、率その他、政令マターあるいは省令マターにして、情勢の変化に応じて政令、省令を適正な実行が行われるよう~~に~~彈力的に決めてまいりたいと思つております。

○矢追秀彦君 この規制の比率が、普通銀行二〇%、それから長銀が三〇%、このように業態によって差が設けられていますが、その理由はどこにあるのか。もし経営の健全性という点からするならば一律でよいのではないか、またそうあるべきだ、こう思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(米里恕君) 従来の行政指導の段階及びこれから政令で定めさせていただく比率、いずれも都銀は二〇%、長信銀、信託は三〇%、それから為替専門銀行は四〇%と決めさせていただきたいと思っておるわけですが、こういった形で比率を変えておりますゆえんは、それぞれ制度が各自の法律で区別されておりまして、その銀行の性格というものが一律でないということから基本的にまついています。

最近は、都銀が長期信用銀行にかなり業務も類似してきているではないかというような御意見もござりますけれども、現状でなお見ましても、たとえば期間一年超の長期貸し出しの割合は、都銀は三三・六%、それに對して長信銀は八四・一%、非常に状態が違うわけでございます。したがいまして、長信銀、信託、いずれも長期信用機関として設備投資資金あるいは長期運転資金も入りますが、を主としてロットの大きい金を貸し出すというような性格のものとして位置づけられておりまして、そのためには店舗も非常に少ないわけでございます。都銀が平均二百二十一店舗を持つておりますのに対しまして、長信銀は十八店、つまり一部以下の店しか持っていない。

一方、企業向けの一大当たり貸出額、貸し出しのロットでございますけれども、都銀は平均〇・七億円、それが長信銀が四・四億円というふうに六倍以上になつておるというような形で非常にそもそもの性格が違つておる。そういうふうなものに対してむしろ一律のペーセンテージを適用するということは、その制度の特色を壊すことになるというようなことが基本的な考え方でございま

おきますが、債券発行限度額の引き上げ、これは
どういう理由でやられたのか。逆に経営の健全化
というものを阻害するおそれが考えられます
が、その点はいかがですか。

また、農中の債券発行限度額もやられました。
いま申し上げたのは長信なんかの債券発行ですが、
これはいかがですか。

告します。ただいま野呂田芳成君が委員を辞任され、その補欠として梶原清君が選任されました。

○政府委員(米里惣君) 債券発行限度は、長信銀、農中につきましては自己資本の二十倍から三十倍に、それから東京銀行につきましては五倍から十倍に上げさせていただきたいということを法案の中に盛り込んでおるわけですが、これは実態から見まして自己資金の伸びが鈍化しておるというようなことに比べまして、長期信用銀行で申しますと金融債発行の資金調達というようなものが公共債保有の増大その他に伴いましてますます增加しておるというようなことから、逐次発行余力が低下いたしまして、現在の倍数では長信銀あるいは為専本来の機能が十分發揮できないような資金調達面の苦心がついておると、一々冗談でござ

それでは何倍に上げるのがいいだらうかといふことを一つ考え、また当該銀行の經營の健全性を侵害しないというような範囲といふようなことを総合的に勘案いたしまして、三十倍というふうに決めさせていただきたいと思っておるわけでござります。

なお、長信銀行は昭和二十七年に法律ができまして以来、二十倍というのが三十年近く全然変わつていらないというような状態でございます。農中

あるといったような通達を出しておられます。零細企業その他につきまして、私企業としての健全経営というような観点からの問題もありましょうけれども、できる限りにおいては、きめ細かくめんどうを見ていくという態度を取り続けるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○矢追秀彦君 いまのデータですが、ペーセントがあえているからこれだけ努力しているんだといふ面、これは私も細かい数字分析しておりませんのでわかりませんが、必ずしもそれだけではないんじゃないかな。先ほど申し上げたように、中小企業がどんどんふえてる面を私は感じます。だから、先ほどちょっと申し上げた数と金額がちんとしていたい、後で結構ですから、また勉強させてもらいたいと思うんです。

大蔵大臣、これから日本の企業は、私は大企業はどんどん大きくなってきたのが今日まででしたら、案外そういうのはぼつぼつ終わるんじゃないかな。むしろ細くなる、分かれてくる。というのは、何でも一つに集めてしまつて、いわゆる大企業の力というのが強くならなければいけない。日本経済の今後を考えた場合ですね。今までどっちかというと高度成長は単一化、それから画一化、そして大型化、こういうふうに進んできたんですね。どうも八〇年代、これからは違つてくるんじゃないかな。こうなりますと、ますます中小企業の力というのが強くならなければいけない。

大蔵大臣、これから日本の企業は、私は大企業はどんどん大きくなってきたのが今日まででしたら、案外そういうのはぼつぼつ終わるんじゃないかな。むしろ細くなる、分かれてくる。というのは、何でも一つに集めてしまつて、いわゆる大企業の力というのが強くならなければいけない。日本経済の今後を考えた場合ですね。今までどっちかというと高度成長は単一化、それから画一化、そして大型化、こういうふうに進んできたんですね。どうも八〇年代、これからは違つてくるんじゃないかな。こうなりますと、もうロボットですから溶接工の方たちもなくなってくる。これはどうするか。そういうでかいところでやるのがなくなると、それを生かすとすれば小さなところでやるしかなくなつてくる。一面において脱サラ現象といふいう若い世代の方たちの風潮もありますし、何か小さな企業がどんどんふえてくる。こういうふうな

感しがするんですが、それだけに中小企業向けあるいは零細企業向けの金融というものはきちんとやっておかなければならぬ、こう思ひんですが、大臣はどういうふうに見通しておられますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) やはりいまでも日本企業が国際競争力をつけたという裏には、自動車にしても電子関係にしてもたくさんの中小企業が控えているということは事実でございます。し、ドイツなどでも非常に中小企業が大きな役割を果たしておる、これも事実でございます。今後とも矢追委員の言うように、中小企業の重要性は私はふえるとも劣らないと、そう考えております。したがつて、中小企業に対する金融につきましては、やはり十分にいろいろ工夫をして配慮していかなければならぬと、そう考えております。

○矢追秀彦君 次に、証券業務についてお伺いをいたしますが、三原則ができたわけですが、その前にちょっと伺つておきたいのは、もともと昭和三年ですか、銀行局長の通達では窓口はできたわけですね、で、証取法の六十五条二項でもできると。それが昭和四十年に紳士協定が行われたと、そういうことで売らなくなつた、こういうふうに承知をしておるんですが、本来ならば法律的には売ることが可能であるのにもかかわらず、どうして現状のようになつてきたのか、それをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(米里恕君) 現在の銀行法は昭和二年にできまして、その銀行法で証券業務の位置づけをどう読むかというのいろいろな意見があつたのですが、どうも八〇年代、これからは違つてくるんじゃないかな。こうなりますと、ますます中小企業の力というのが強くならなければいけない。日本経済の今後を考えた場合ですね。今までどっちかというと高度成長は単一化、それから画一化、そして大型化、こういうふうに進んできたんですね。どうも八〇年代、これからは違つてくるんじゃないかな。こうなりますと、もうロボットですから溶接工の方たちもなくなつてくる。これはどうするか。そういうでかいところでやるのがなくなると、それを生かすとすれば小さなところでやるしかなくなつてくる。一面において脱サラ現象といふいう若い世代の方たちの風潮もありますし、何か小さな企業がどんどんふえてくる。こういうふうな

用から除外した。そこで銀行法と証取法と両方あわせて読みますと、銀行は公共債については証券業務ができるという解釈を銀行局としてはしてまつたわけでございます。

で、昭和四十年に証券会社が登録制から免許制に移行したというようなこともあります。あわせていま御指摘の四十年度に新規国債が登場しました。その際、引き受けシグンに銀行その他の金融機関は証券会社と並んでシグンメンバとなつたわけですが、そのメンバー間の内部の覚え書きで、募集の取り扱いについては証券会社のみが行う。これは多分に当時の証券会社育成というような考え方もあつたやに聞いておりますが、そういうことになって現実には銀行が募集取り扱いをやつてまいらないで現在に至つておるということをご存じます。

そこで、金融制度調査会及び証券取引審議会がそれぞこの問題をめぐって答申、意見書をまとめたわけでございますが、最終的には行政当局における検討と適切な取り扱いにゆだねているといふような状況でございまして、そういう歴史的過程を経まして、政策的に今回銀行法の中でどう証券業務を位置づけるかという検討を行つたわけでございます。

○矢追秀彦君 三原則の一つである制度と実施面の別扱い、これもずいぶん議論されておりますが、現実問題として、国債は途中で換金する際は、価格変動リスクのある商品でありますから、特にディーリングを行う場合のノーヘッカの面からかなり大規模の銀行等に限定をされてくると、こう考えられるわけです。したがつて、結局証券業務を銀行が行うことによって業務の拡大が行われるわけですから、これが大規模銀行だけが認可されることによって銀行間の格差が拡大することになるのではないか。そういう解釈がなされてまいつたわけでございまして、証券業務といふのは銀行法の付隨業務という中で読めるといふふうな解釈がなされてまいつたわけでございまして、銀行その他の金融機関による証券業の営業を原則として禁止したわけでございますが、その際、国債等の公共債についてはこの禁止規定の適用

やはり大銀行でなくてもこれはできるのか、有利なのか。大銀行のみが有利と考えておるのか、私は考えるわけですがね、その点はそういう心配はない、こういう意見なのか。その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(吉本宏君) 今回提案しております証取法では、金融機関について特に限定を加えておられません。したがつて、法制上は認可を得さえすれば公共債に関する証券業務は行えるということになります。しかし、実際にそれでございますが、その点はそういう心配になつておるわけであります。そういう点も踏まえまして、現実に認可をする段階で金融機関をどの認可を与えるかどうかという問題になりますと、これは銀行行政上の預金者保護の観点もござります。したがつて、また私どものいわゆる投資家保護の観点もございます。そういう点も踏まえまして、現実に認可をする段階で金融機関をどの程度にしぶるかということを検討せざるを得ないんじやないかと、かのように考えております。

○矢追秀彦君 そのしぶるということは、能力があるからそういうところだけ許可をするという意味なのか。ということは、これだけ大騒ぎになつて、いまのそういうお話だと、そもそも銀行がこの窓口をやることはまず賛成だったのが反対だったのか。証券業界が反対したからもたもたして時間がかかつたのか。銀行は積極的にやりたいとすれば、これはまあ極端な言い方をしますとともにかかるやるというのか。これはめんどうくさいからやるというのか。銀行でいっぱい持つておる国債を売りたいからやるのか。その辺が私もよく事実わからんんですね。もしもかるからやるとするならば、それはなかなかもうかつていないところにむしろ許可を与えて、それで大手のしっかりしているところはむしろ渡さない。いまの話だと逆に何かこれは実際やるといつてもそう簡単にできないと、だからしぶるのか。あるいは証券業務との絡みで、証券業界の方が反対するから、余り取られちゃ困るからでかいところにはやらさない。小っちゃいところ二、三カ所——二、三カ所といいますか、数を限定してやらすと、こういふことなのか。その点はどうなつか。

といいますのは、窓版三人委員会ですか、こういう新聞記事ですけれども、銀行局長と証券局長の写真まで出ていますが、もう一回初めから是非論からやり直せなんて出ておる、新聞情報ですが。一つは私は、三人ぐらいで果たしていいのかどうかという疑問もあるんですね、実際具体的にいま許可をする場合、どういう条件とどういうのが整わなければしないのか。その辺の基本的なものはこれからなんでしょうけれども、大体の大まかな考え方というのは決まっておると思いますので、お伺いしたいと思います。

○政府委員(吉本宏君) ただいま証券業務を行う場合の金融機関の範囲の問題につきまして御指摘がございました。

私どもとしては、金融機関が証券業務を行う場合、特に窓版が当面問題になつているわけであります、窓版を行う場合どういう問題があるかと申しますと、これは国債をただ窓口で売ればいいというだけではございませんで、買った方が換金の必要がある場合にこれを買い戻してくれ、売りたいということを言つてくるわけであります。そして、窓版といわれる一部ディーリングを含むような業務をやらせることになると、そういう問題が随伴してくるわけであります。したがいまして、窓版といわれる一部ディーリングを含むような業務をやらせることになると、そういう問題が随伴してくるわけであります。したがいまして、国債は価格変動商品でございます。貯蓄国債というような場合にはいいんですけれども、国債の場合は相場の変動がございます。したがいまして、かなりそれによつてそれを取り扱う金融機関のサイドにおきましてもリスクがあるわけであります。そういうこともございますが、国債の場合は相場の変動がございます。したがいまして、かなりそれによつてそれを取り扱う金融機関のサイドにおきましてもリスクがあるわけであります。そういうこともございますが、国債をあらゆる金融機関に、すべての金融機関に取り扱わせるのがいかどうかというのは、これは銀行行政上からもいろいろな問題があるんですね。また私どもとしても、そういう単に証券業界の業務分野を侵されるというような観点だけでなしに、およそ国債管理政策上との程度

の国債の販売をやるのが妥当であるかというようなことを十分検討しなきゃいかぬのじゃないか、かよう考へておるわけですね。

○政府委員(吉本宏君) 今回法律が通つた時に、公正な判断を確保するために三人程度の中立的な立場にある

有識者にお願いいたしまして、懇談会を設けて、特に窓版に関連した認可の時期について御意見をちょうだいしたい。これはまあ証券業界、銀行業界それぞれ言い分がございまして、これを最終的に今回法案の形で取りまとめたわけであります。が、この実施に当たつてこういう方の御意見ならばやはり聞かざるばなるまいなというような方の御意見を拝聴いたしまして、最終的には大蔵大臣が認可をすると、こういう形にしたいと、かよう考へております。

それじゃ、認可の実施、認可に当たつてどうい

うことを考へるのかという御指摘でござります

が、これにつきましては先ほどのお話にもござい

ましたように、国債の管理政策上の要請、国債の

安定消化をどういつたぐあいにどういうタイミング

でやつたらしいのかと、こういう問題、

それから何と申しましても銀行の新規参入とい

うことになりますので、これが公社債市場にどうい

う影響を及ぼすか、証券会社の経営にどういった影

響があるのかという問題、さらに金融資産の多

様化という顧客のニーズを含めまして銀行経営の

状況、こういったことを総合的に判断いたしまし

て認可の時期について結論を出したらどうであろ

うかと、かよう考へております。

○矢追秀彦君 いまの証券局長のお話を聞いてお

りますと、必ずしも銀行はこれで非常に利益を受けるというふうな感じを受けないわけなんです。その辺もう一回重ねて聞きますけれども、まあぶつかれた話をして恐縮ですけれども、要するにこれが銀行はもうかるのかもうからないのか、大まかとしてね。

それからもう一つは、証券市場に、特に国債市場に、公共債の市場に、特に仮に大手都市銀行に

窓版を全部許可をした場合、価格に影響が出てくるのか。利回りですね、これに影響があるのかどうか。その点はどうお考へになつておりますが、

ないかというような問題がございます。こういつた点につきまして、やはりいま御指摘の公社債市場のあり方と関連いたしまして今後十分詰めた上で結論を出す必要があるんじやないか、かよう考へております。

○矢追秀彦君 いろいろございますし、私も心配しておるところは、先ほども局長言われた銀行が

は事実でございます。まあ付随業務で読めるんじやないかという御議論もありましたし、またそれではちょっとどうだろうかと、こういうような疑問もございました。そういった点を今回の法制の整備によりまして非常に明確にできたという点が、銀行にとって十分プラスではないかというふうに私どもは考えております。

それから公社債市場に及ぼす影響の問題でござりますが、仮に銀行が窓版あるいはディーリングをやつていろいろ問題が出てまいります。たとえば銀行が窓版をやる場合に、抱き合せ販売とい等の点でいろいろ問題が出てまいります。たとえば銀行が窓版をやる場合に、抱き合せ販売といふようなことをやらなかどうか、あるいは何と申しましても銀行はかなりの金融支配力を持つて

いるわけですから、そういう点で証券会社とイコールフルフットティングの立場で公社債市場に参入できるかどうかと、こういったような問題がございまして、これらにつきましてはやはり認可を与える段階で何らかの目張りと申しますか、それに対応した措置をとらなきゃいかぬ。そういうことで、私ども今回の法律改正に際しまして、

不公正取引の禁止といふ証取法の五十条の規定を準用することにしておりますが、これをさらに具體的にどういった形でその不公正取引の禁止といふ規定を適用するかというような点を詰める必要があるんではないかと思つております。

それから、銀行はやはり投資家として国債を持っていますが、これを今度は商品有価証券と申しますか、公社債市場における売買の対象として国債を持つということになりますと、

従来の投資有価証券に対して商品有価証券というようなことで、勘定を分離する必要があるんじや

りますと、必ずしも銀行はこれで非常に利益を受けるというふうな感じを受けないわけなんです。その辺もう一回重ねて聞きますけれども、まあぶつかれた話をして恐縮ですけれども、要するにこれが銀行はもうかるのかもうからないのか、大まかとしてね。

それからもう一つは、証券市場に、特に仮に大手都市銀行に

窓版を全部許可をした場合、価格に影響が出てくるのか。利回りですね、これに影響があるのかどうか。その点はどうお考へになつておりますが、

の多様化といったようなニーズが非常に高まっているといふようなときに、国債のような商品を取り扱うということは国民のニーズに合てることがある。あるいはまた、公社債市場のあり方というような観点から見ても、ある程度、かなり有力な多数の相手が公社債市場で営業した方が公社債市場のためにプラスになるんじゃないかな、こういったようなことが主たる理由であつたと思います。

○矢追秀彦君 銀行局長と証券局長、余り食い違

い等をあら探しするといろいろまた問題が起つてきますので、この問題はこの程度にします。

後、実際、問題のないよう、問題は国民の立場に立つわけですから。その点ひとつお願ひしたい

と思います。

大臣にお伺いしたいんですが、これもいろいろ

議論されておりますが、金利一元化、特に郵貯との関係、それから金利の自由化、この問題につい

てはどうお考えになつておりますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 金利の自由化の点については先ほどの答弁のとおりでございまして、

早急に一元化をする、特に預金金利等の早急な一元化ということはいろいろむずかしい問題がござります。自由化の問題につきましては、これも先ほど申し上げたとおりでございまして、中小金融機関に対する配慮というようなものを考え方でございません。したがつて、方向はその方向でございますが、慎重にいかなければならない。ただ、郵貯との関係での金利一元化という問題につきましても、やはり預金金利の引き下げ、引き上げといた問題が経済に大きな影響力を持つておるという状態でございますので、金融政策を通して経済の刺激や経済の安定に機動的に対処しなければならない、そういうようなときには當たつて早急な金融政策が実行できるためには預金金利の引き上げ、引き下げという問題について一元的な処理が必要である。また、民間とのイコールフット印

グというような点につきまして、それはある程

ます。

○矢追秀彦君 銀行局長と証券局長、余り食い違

い等をあら探しするといろいろまた問題が起つてきますので、この問題はこの程度にします。

後、実際、問題のないよう、問題は国民の立場に立つわけですから。その点ひとつお願ひしたい

と思います。

大臣にお伺いしたいんですが、これもいろいろ

議論されておりますが、金利一元化、特に郵貯との関係、それから金利の自由化、この問題につい

てはどうお考えになつておりますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 金利の自由化の点については先ほどの答弁のとおりでございまして、

早急に一元化をする、特に預金金利等の早急な一元化ということはいろいろむずかしい問題がござります。自由化の問題につきましては、これも先ほど申し上げたとおりでございまして、中小金融機関に対する配慮というようなものを考え方でございません。したがつて、方向はその方向でございますが、慎重にいかなければならない。ただ、郵貯との関係での金利一元化という問題につきましても、やはり預金金利の引き下げ、引き上げといた問題が経済に大きな影響力を持つておるという状態でございますので、金融政策を通して経済の刺激や経済の安定に機動的に対処しなければならない、そういうようなときには當たつて早急な金融政策が実行できるためには預金金利の引き上げ、引き下げといふ問題について一元的な処理が必要である。また、民間とのイコールフット印

グというような点につきまして、それはある程

ます。

○矢追秀彦君 いま銀行局長答弁されたわけです

が、私はいま言われたような状況はわかるんですけれども、やっぱり外国人人は厳しいと思ってお

るわけですから、その点を変えるとなれば今回の

度の一元的なものが必要ではないかということを

言つておるわけでございます。

○矢追秀彦君 それでは次に、金融の国際化の進

展と在日外国銀行支店への対応について伺いたい

と思いますが、在日外国銀行については本邦銀行

と同一に取り扱うこととされておりますが、わが

国では銀行行政が外国と比べ複雑であり、かつ規

制も大変厳しいわけです。また、銀行と証券との

かぎねも大変高い。そういうことで外国の方から

見ますと、自分の国に支店を置いている日本の銀

行や証券会社には自由な活動をさせておるのに、

日本に進出している自分の国銀行は過大な規制を受けておる、こういうふうで非常に不公平とい

いますか、感じておるわけですね、そういうのが多

いわけです。そういうことで、金融の国際化と

いうものが著しく現在進展をしておる、そういう

状況のもとでこのままの状態で済ませるのかどう

か、このせつから改正された銀行法ですが、この

面では余り対応策というのが盛られていないわけ

ですね。今後この国際化に対応して外銀銀行に対するあり方、これはどういう方向を考えられてお

るのか。

また、今後そういうことに何らかの手を打つ

とするならば、やはり銀行法がまた改正されるの

か、あるいは通達とか行政指導だけでできるの

か、そういうふうなことも含めまして政府の見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(米里惣君) 御指摘がございましたよ

うに、從来から外銀支店の取り扱いといふのは國

内における日本の銀行と同等に取り扱うという方針で進んでまいりつておるわけですが、

ところが、これは法律的に申しますと、外銀銀

行の法律規定などいうものが何分昭和二年の銀行法

でござりますので、当時はまだ内外、現在のよう

な活発な相互乗り入れというような状態になかつ

たということもございまして、法律上は外銀支店

の取り扱い自体に多々不備があるということが

あります。

それからもう一つは、御承知のように行政指導

といふものはどうも外銀銀行に対してうまく働かない、外銀銀行であればどうしても法律ではつき

り書いてあるというようなことでなければ、なか

なか行政もやりにくいというような面もある。

あるいはまた、公社債市場のあり方とい

うような観点から見ても、ある程度、かなり有力

もある。あるいはまた、公社債市場のあり方とい

うのような観点から見ても、ある程度、かなり有力

つたわけですが、この問題については銀行局長はどうお考えですか。

○政府委員(米里恕君) 金融機関の場合には預金、貸し出しという信用秩序の中枢にいるわけでござりますから、もちろんお客様の職務上知り得た秘密というものを守るということが信用機関としての信用を得る最大の前提になるんだと思います。そういうふうな意味合いで、金融機関から秘密漏洩を行うようであればそれは金融機関のまざ第一条件の失格であるというように思います。

○塙出啓典君 それでは、銀行法の改正についてお尋ねをいたします。

いま矢追委員からいろいろ質問があり、できるだけ重複を避けて質問いたいと思いますが、多少重複する点もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

最初に大蔵大臣にお尋ねいたしますが、今回の銀行法の改正においてはいわゆる銀行の窓口、デーリングの問題についていろいろ銀行業界等の反対があつたわけがありますが、最終的にはディスクロージャーの問題あるいは監督権限の問題、大口融資規制等の問題で金融界の意見を取り入れてこれと引きかえに三原則を認めさせたと、こういうような感じがするわけですが、大蔵大臣もどんなりっぱな法案をつくっても国会で通らなければ話にならぬじゃないか。だからある程度不本意でもやむを得ないのじゃないかという意味の発言をされたやに承つておるわけありますが、そのような点、今度のでき上がりたこの銀行法案に対して大蔵大臣としてはどのような感じを持っておられるのか、お伺いいたします。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 銀行法の改正は多年の懸案事項でございます。したがいまして、それについては四年数ヵ月にわたる金融制度調査会の審議がございまして、理想的な形というようなものについて議論をされてまいりました。しかし、いま言ったように利害の絡む問題もござります。したがつて、あれと引きかえにこれをやつたとい

うわけではございませんが、総合調整をしてやらなければこういうような実務的立法でもございませんから、やはり現実的な対処というものも必要なう、いわば確認的な意味におきまして第二項が入ります。一方で理想を掲げながら一方で現実に即したやり方を考えたわけでございまして、今度の改正というものはかなり現在の銀行法よりも近代的になつたし、またいろいろなその背景、銀行法改正の背景といらるものがあるわけでございますが、その背景にもそれ相応に対処しておるものと、私はさように考えております。

○塙出啓典君 それで、今回の銀行法では、いまだになかつた「目的」規定というものが第一条に設けられておるわけであります。私はこれは当然ではないかと思うのですが、その中で特に第二項ですね、これが金融制度調査会の答申に添付された小委員会の意見あるいはまた当初の大蔵省の原案にもなかつたわけであります。それが加えられた意図というものはどこにあるのか、これをお伺いいたします。

○政府委員(米里恕君) 御指摘のよう、「目的」

の条項に第一項におきましては「公共性」をうたいまして、第二項でこの法律の運用に当たつての銀行の「自主的な努力を尊重するよう配慮」というような規定を入れたわけでございます。

○政府委員(米里恕君) 御指摘のように、「目的」の条項に第一項におきましては「公共性」をうたいまして、第二項でこの法律の運用に当たつての銀行の「自主的な努力を尊重するよう配慮」というよう規定を入れたわけでございます。

○政府委員(米里恕君) まずディスクロージャーでございますが、ディスクロージャーが訓示規定になり、かつ必要的記載事項を大蔵省が一元的に決めるということがなくなつたという考え方とは、おっしゃるように、第一条第二項の、銀行の「自主的な努力を尊重する」というスタンスと共通のものが強化でなくなつたというふうには私は思つましましては、監督強化というような意味合いが、一時非常に細かい規定を置いておりましたものが強化でなくなつたというふうには私は思つましまして、余りに細かく屋上屋を方の問題でございまして、余りに細かく屋上屋を重ねるような書き方をするよりは、さらっと書いて、必要な事項は新設するという方が望ましいん

ではなかという条文の書き方の問題としてどちらでございます。そういった意味合いにおきましてはそれがこの第一条第二項と関係するというふうな関連はないんじやないかというふうに私どもは考えております。

○塙出啓典君 銀行の自主的な努力を尊重すると

なるよう引き出されなければならない。運用に当たつて、余りに過保護行政あるいは過剰介入といふようなものが行われては好ましくないといふ、いわば確認的な意味におきまして第二項が入ります。一方で理想を掲げながら一方で現実に即したやり方を考えたわけでございまして、今度の改正というものはかなり現在の銀行法よりも近代的になつたし、またいろいろなその背景、銀行法改正の背景といらるものがあるわけでございますが、その背景にもそれ相応に対処しておるものと、私はさように考えております。

○塙出啓典君 私は、いま銀行局長が言われましたように、過保護もいけませんし、過剰の介入もよくな。そういう意味では、この第二項の内容にも反対するものではないわけがありますが、そこで、この第一項が加えられたということは、一方監督権限というものが当初案ではかなり強化されておつた。明文化されておつたのが、またもとに返つた。あるいはディスクロージャー等も、当初案の罰則つきの法的義務づけというものが訓示規定になって、各企業の自主性を尊重すると、そのようになつたわけがありますが、こうしたことと、第一条の第二項というものは関連するものである、うらはらをするものであると、こう理解をしてよろしいのかどうか。

○政府委員(米里恕君) まずディスクロージャーでございますが、ディスクロージャーが訓示規定になり、かつ必要的記載事項を大蔵省が一元的に決めるということがなくなつたという考え方とは、おっしゃるように、第一条第二項の、銀行の「自主的な努力を尊重する」というスタンスと共通のものが強化でなくなつたというふうには私は思つましましては、監督強化というような意味合いが、一時非常に細かい規定を置いておりましたものが強化でなくなつたというふうには私は思つましまして、余りに細かく屋上屋を方の問題でございまして、余りに細かく屋上屋を重ねるような書き方をするよりは、さらっと書いて、必要な事項は新設するという方が望ましいん

ではないかという条文の書き方の問題としてどちらでございます。そういった意味合いにおきましてはそれがこの第一条第二項と関係するというふうな関連はないんじやないかというふうに私どもは考えております。

○政府委員(米里恕君) お話をございました中で、資金の運用の概要に関する事項ということにつきましては、これは二十条の公告の次にござります二十一條の総覽規定において、この制度の趣旨から見まして、恐らくディスクロージャーされる最大の問題というのはやはり資金運用の概要であら

いことには私も賛成であります。しかしながら、この第一項にありますように「銀行の業務の公共性」あるいは「預金者等の保護を確保」あるいはまた「銀行業務の健全かつ適切な運営を期し」、そういうためには、預金者が十分銀行の経営を監視し、またいろいろ批判もし、意見も述べる、そういう意味でガラス張りの経営というか、そういう方向を目指すべきではないか。この点はどうですか。

○政府委員(米里恕君) 金融機関の公共性、社会的責任にかんがみまして、ことに戦前と違いまして金融機関が国民大衆と非常に広い範囲で、かつ深い度合いにおいて接觸を持つようになつてきました。このように時代の変遷を考えますと、おっしゃるか、あるいは個別に創意工夫をこらしながら、まさに国民全体に対して銀行といふのは、できるだけガラス張りの経営を行わなければならぬといふことであらうかと思ひます。そういったガラス張りのやり方として、統一的にものを決めるか、あるいは個別に創意工夫をこらしながら、みずからディスクロージャーしていくことになります。しかし最初の大蔵省の原案の銀行法にありますように、国民全体に対して銀行といふのは、できるだけガラス張りの経営を行わなければならぬといふことであらうかと思ひます。そういったガラス張りのやり方として、統一的にものを決めるか、あるいは個別に創意工夫をこらしながら、みずからディスクロージャーしていくことになります。私は公告のやり方はいろいろあるが、しかし最初の大蔵省の原案の銀行法にありますように、国民全体に対して銀行といふのは、できるだけガラス張りの経営を行わなければならぬといふことであらうかと思ひます。そういったガラス張りのやり方として、統一的にものを決めるか、あるいは個別に創意工夫をこらしながら、みずからディスクロージャーしていくことになります。私は公告のやり方はいろいろあるが、しかし最初の大蔵省の原案の銀行法にありますように、国民全体に対して銀行といふのは、できるだけガラス張りの経営を行わなければならぬといふことであらうかと思ひます。そういったガラス張りのやり方として、統一的にものを決めるか、あるいは個別に創意工夫をこらしながら、みずからディスクロージャーしていくことになります。

う。そういうたよな意味合いで、総覧制度の中で十分にディスクローズしていくといふなことに吸収すればいいんではないか、こういう考え方でございます。

それから、剰余金処分計算書の方でございますが、これは現在でも義務にはなっておりませんけれども、各銀行が新聞公告をいたします際に、すでに自主的に行つてあるところでもござります。

○塩田啓典君 そうすると、大蔵当局としては、この程度のことは当然ディスクローズすべきで、一々そういうものを明文にする必要はない、こういう御意見のよう、もしそういうようなことを預金者に秘密にして公表しようとしているようなところがもしあった場合はどうしますか。

○政府委員(米里惣君) 公告の方でございましたら、義務づけはあくまでも貸借対照表と損益計算書、こういうことでございます。したがつて最低限これだけ公告する、あと自発的に加えるのは大いに創意工夫で結構である、こういう取り扱いにならうかと思います。

総覧の方につきまして、資金の運用に関する内容を全く総覧の中身に入れてないといふなことは実は考へられないことでございまして、公衆が一番関心を持つておるディスクローズすべきことというのは、やはり主として資金調達面よりは運用面でどういうふうな運用の仕方をしておるか、また、その銀行のセールスポイントというものは運用面において何であるかといふなところかと思ひますので、それは当然、資金運用に関する内容を主として総覧のための書類をつくるといふように理解しております。まあ著しく法の精神に反するといふな場合があれば、それは行政指導面でも総覧のやり方を補完することもあり得ると思います。

○塩田啓典君 私は、総覧制度の中身等につい

て、これはどうなんでしょうか、こういうものはある程度時代とともに変わつていくものですか

がそれを銀行業界は官僚統制の強化と受け取つてゐるということは近代的な行政のあり方と

法律ではないとしても、たとえば政令とかそ

ういうようなものをはつきり基準をつくるべきじやないか。やっぱり行政指導といふものが余り

はびこるということは近代的な行政のあり方としては好ましくないんではないか。そういう意味で、総覧制度の内容等についてはある程度大蔵省

としては一つのルール、政令のような形でつくるのかどうか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○政府委員(米里惣君) 条文的には、たとえば大蔵省の政令あるいは省令でかくかくしかじかのこととを必要的記載事項として定めるというようなやり方ですと、それだけ書いてディスクローズといふものが自発的にディスクローズしていくという精神が失われるおそれがある。むしろ相互に特色を發揮し合いながら銀行の自主性で創意工夫をこらしていくという方が、この制度の長期的な発展から見てもプラスになる面があるんじゃないかなといふふうに私どもは考へているわけであります。

行政指導といふのは、おっしゃるように私どももできるだけ行政指導といふものは今後簡素化していきたいという基本的な考え方でございます

で、真に必要やむを得ない場合を除きましては、この問題につきましても行政指導を乱発するといふようなことは行いたくないといふうに考えております。

○塩田啓典君 この問題はこの程度にして……。

いずれにしても、銀行法も施行されてやがて金融機関の自主性に基づいたディスクロージャーも具体的にあらわれてくるわけですから、そういう点を見守つてしまひたいと、このように思ひます。

それから、これは大蔵大臣にお尋ねいたしますが、今回の銀行法改正においては、いわゆる近代法制の様式に従つて規制の範囲を法文に明記し、その結果、行政指導に歴史をかける。行政指導

いうように私は考へるわけではあります、ところがそれを銀行業界は官僚統制の強化と受け取つておるわけではございません。暗黙の了解を与えておるわけではございません。暗黙の了解を与えたということも私は知りません。いずれにして

も、必要に応じて認可すべき時期が来れば認可をするという考え方であります。

○國務大臣(渡辺美智雄君) かたかな法律をひらがなの法律に直すときには必ず出てくる問題なんです。やはり近代法としていろいろな監督につくましては制限的に列挙するといふことが最近の法律の傾向でございますので、この法案につきましてもそういうことを考へたのは事実でございます。事実でございますが、書いてみると一行のものがもう何十行にもなりましてね、非常に長つた

から見てもプラスになる面があるんじゃないかなといふふうに私どもは考へているわけであります。

行政指導といふのは、おっしゃるように私どももできるだけ行政指導といふものは今後簡素化していきたいといふ基本的な考え方でございます

で、真に必要やむを得ない場合を除きましては、この問題につきましても行政指導を乱発するといふようなことは行いたくないといふうに考えております。

○政府委員(米里惣君) 店舗行政は現在二年度をまとめて基本的な考え方を示すといふことになつておりますて、去る四月二十三日の日に五十六年度及び五十七年度におきまする店舗の認可について基本方針を出したわけでございます。

○政府委員(米里惣君) 店舗行政は現在二年度をまとめて基本的な考え方を示すといふことになつておりますて、去る四月二十三日の日に五十六年度及び五十七年度におきまする店舗の認可について基本方針を出したわけでございます。

○政府委員(米里惣君) まとめて基本的な考え方を示すといふことになつておりますて、去る四月二十三日の日に五十六年度及び五十七年度におきまする店舗の認可について基本方針を出したわけでございます。

と金融界の暗黙の了解ができると言われております。これは了解等はないといふ答弁だと思います

んであります。大体五十九年一月ころ、その前後ではないかと、こう言われておるわけで、そう理解をしていいのかどうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) そういうふうに決めておるわけではございません。暗黙の了解を与えたということも私は知りません。いずれにして

も、必要に応じて認可すべき時期が来れば認可をするという考え方であります。

○塩田啓典君 今回の銀行法改正がらみで銀行業界が大蔵省からかち取つたものに金の窓口販売、ミニ店舗の認可枠拡大、新型定期預金の創設の三つがあるとの、そういうふうな言い方をした報道がされておるわけですが、特にミニ店舗の認可枠を拡大をしたという、これはどういう内容を書きますから、法案それ 자체を見た場合には、も

うがもう何十行にもなりましてね、非常に長つたから見てもプラスになる面があるんじゃないかなといふふうに私どもは考へているわけであります。

行政指導といふのは、おっしゃるように私どももできるだけ行政指導といふものは今後簡素化していきたいといふ基本的な考え方でございます

で、真に必要やむを得ない場合を除きましては、この問題につきましても行政指導を乱発するといふようなことは行いたくないといふうに考えております。

○政府委員(米里惣君) まとめて基本的な考え方を示すといふことになつておりますて、去る四月二十三日の日に五十六年度及び五十七年度におきまする店舗の認可について基本方針を出したわけでございます。

○塩田啓典君 私は、当委員会でも、銀行が郵局のいろいろお話をあつたわけありますが、まあ大体いろいろお話しになられたのではないか、そ

ういうところにねらいがあつたのではないか、そ

ういうところにねらいがあつたのではないか、そ

問題にあわてる前にもとと路地裏に入つていくと、いかにもっと庶民の入りやすいそういう支店あるいはまだ一等地でかいビルをつくつて、そういう資金コストの高くなるようなことはやるべきである。そういう意味では、このミニ店舗の認可枠の拡大ということには決して反対するものではない。大いに自由化の方向で競争させるべきであると思いますが、しかしこれは先ほど和田委員の質問にもありましたように、たとえば信金とか信組等に対する配慮もまたしていかなければならぬ。そういう点で、そこにおのずからルルといふか、そういうものが必要であると思うのであります。が、その点銀行局としてはどのようにお考へであるのか、承つておきます。

○政府委員(米里惣君) おっしゃるように、普通銀行が小型店舗というものを重点的に設置すると、いろいろなことになりますと、中小金融機関、信用金庫とか信用組合などの經營に影響があるといふようなことはあつてはならないことでござります。そういう意味合いにおきまして、具体的に認可をいたします場合には、私ども幾つかチェックポイントというようなものがございますが、その中で、設置する地域については、資金の需給状況、利用者の利便、金融機関相互間の競争関係の状況といったようなことを十分詰める必要があります。それから金融機関の規模が競合した場合には、地元金融機関、小規模金融機関を優先するというようなチェックポイントで具体的に個別の認可を取り扱つていただきたいというふうに考えております。

○塩出啓典君 やはり大いに競争もさせなければならぬし、一方また弱いところを倒産してもいい。そういう点は非常にむずかしい点があります。

○塩出啓典君 やはり大いに競争もさせなければなりませんが、御存じのように信金、相銀、地銀、都銀、こういうものが店舗を出す場合は、同種の銀行の場合一店以上、あるいは同種、異種を含めて四店舗以上ある場合は、その地域に進出できない

のであります。

信用組合が店舗を出すときは、これは通達によつて、財務局と相談をしなければならない。そういふようにあります。ところが、信金以上のものが設置される場合に、県に相談がないために、広島県の場合は信用組合の支店の真ん前に信用金庫の支店が認可されてしまう、こういうようなことがあるわけで、これには余りにもひどいのではないかと。そういう点を

一番小さい信組の御意見無用ではなくて、やつぱり大蔵省として、信金以上の支店を出す場合にも少なくとも信用組合あるいは県の意向等も聞いて、そういう中でもうちょっとうまく処理する方法もあるんではないか、こういう点を配慮する行

政をやつてほしい、その点はどうなんでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは先ほど私が答弁をいたしましたが、直せたいと思っています、実情に即して。

○塩出啓典君 その点、ひとつよろしくお願ひいたします。

それから、CD機の店舗外設置については、いままで信組の場合は通達によりキャッシュカードの機械は店舗内にしか設置されていない。いまま

ままである大蔵大臣の承認を受けたときはその適用を除外することとしているが、これは具体的にはどういう場合か、これは政令等ができるのかどうかお尋ねをいたします。

○政府委員(米里惣君) 御指摘の第十三条第一項ただし書きに、「政令で定めるやむを得ない理由

がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたと

ころは、この限りでない」という場合の政令の中身でございますが、現在考へておりますのは二項

目ございまして、第一は、予見しがたい緊急の資金の必要が生じました場合で、限度額を超えて信

用供与をしないということにいたしますとその事

業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場

合。それから二番目は、一般電気事業その他の国

おいてはそれぞれの金融機関が競争原理を活用し

て、できるだけ効率的な経営をやつしていくという

と、そういうために不利な状況に置かれやすいわけであります。

○塩出啓典君 次に、今回の銀行法改正の土台等について、財務局と相談をしなければならない。そういうふうにあります。ところが、信金以上のものが設置される場合と。ところが、信金以上のものが設置される場合に、今後前向きに検討してまいりたいと思っております。

○委員長(中村太郎君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま、宮本顯治君が委員を辞任され、その補欠として近藤忠孝君が選任されました。

○塩出啓典君 次に、大口融資規制の問題についてお尋ねをいたします。

これは、すでに矢追委員からいろいろ質問がありましたので重複を避けますが、特に第十三条第一項にある大蔵大臣の承認を受けたときはその適用を除外することとしているが、これは具体的にはどういう場合か、これは政令等ができるのかどうかお尋ねをいたします。

○政府委員(米里惣君) 御指摘の第十三条第一項ただし書きに、「政令で定めるやむを得ない理由

がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたところは余り出てこないというような性格になります。たゞ、大蔵大臣の承認を受けたところは余り出でございませんので、条文をごらんいたい。ただし限りでは競争原理を導入するというようなだいたいの考え方でござりますので、条文をございましたが、これは政令等ができるのかどうかお尋ねをいたします。

○政府委員(米里惣君) この銀行法の性格から言いまして、むしろ銀行の公共性、社会的責任から言いまして行政の立場でどういうふうにその公共性、社会的責任を全うさせるかということが条文の中に盛られてゐるわけございまして、そいつた公共性、社会性の枠の中でできるだけそのルールを定めた、そのルールの中においては企業の自己努力あるいは自己責任原則というものを生かしつつ、資本主義社会でござりますので競争のよさと、そのものを發揮させていこうというのが基本的な考え方でござりますので、条文をございましたが、これは政令等ができるのかどうかお尋ねをいたします。

○政府委員(米里惣君) その点、ひとつは単独オンライン、他の六つは共同オンラインであります。ただですが、現在ではかなり進んでおる。広島県の場合も九組合あるわけであります

が、七組合はオンライン化を達成しており、そのうち一つは単独オンライン、他の六つは共同オンラインであります。たゞ、大蔵大臣の承認を受けたところは余り出でございませんので、条文をございましたが、これは政令等ができるのかどうかお尋ねをいたします。

たゞ、相互銀行法等の改正の部分におきまして、取引先中小企業のニーズに応じましてかなり中小企業金融機関の機能の拡大というような措置を講じております。

そういうふたよだんな意味合いで専門性の本質と、守りながら、しかし社会的なニーズに応じて機能を拡大していくことによって周辺部門における金融機関が競争原理を活用して、できるだけ効率的な経営をやつしていくという

ような考え方が出ていると思います。

○塩出啓典君 銀行があんまり競争が激しくなつて弱いところがつぶれるようなことがあつてはならぬ。こういう銀行の場合はほかの私企業と違つて公共性が高いために、そこにむずかしい点もあると思うんですが、しかしもうちょっとと自由に競争をさしてもいいんじゃないかな。今まで銀行業界、たとえば都市銀行十二行の中の競争はあんまりなくて、むしろそういう意味では郵貯が、これは銀行の体質改善に役立つてゐるんではないか、こういうような皮肉を言う人もいるわけで、私も一理はあるのではないかと。その意味でもうちょっとと自由な競争をさせるようにすべきではないか。たとえば今回、いわゆる新型定期預金というものが創設されたわけですが、もちろん今回の創設の中には税制上の問題等も絡んで大蔵省の認可の必要なものもあるわけですが、そういうものを除けばもうちょっと新しい、預金者に魅力のあるようないくつかの種類といふものはやるとなつたら自由に、全部横並びやなしにその程度のことのもつと自由にさした方がいいんですね。ですが、その点大臣のお考えを承つておきます。

○國務大臣(渡辺美智雄君)

ただいま銀行の競争

原理をもつと使って自由にやらしてはどうかといふ御所見でございますが、ごもつともな御意見でござりますので、われわれとしては一舉にはできませんけれども、できるだけそういう方向に誘導をしていきたいと考えております。

○塩出啓典君 いわゆる金利の自由化といふ問題についても、方向としては私はそういう方向に進んできているとは思うのですが、銀行局長として今後のスケジュールといふか、こういう方向でいくんだと、そういう将来についてのお考えを承つておきたいと思います。

○政府委員(米里恕君)

金利の自由化、彈力化で

ございますけれども、特に経済情勢の変化、国際化といったような情勢の中で金融政策におきまし

ると思うんですが、しかしもうちょっとと自由に競争をさしてもいいんじゃないかな。今まで銀行業界、たとえば都市銀行十二行の中の競争はあんまりなくて、むしろそういう意味では郵貯が、これは銀行の体質改善に役立つてゐるんではないか、こういうような皮肉を言う人もいるわけで、私も一理はあるのではないかと。その意味でもうちょっとと自由な競争をさせるようにすべきではないか。たとえば今回、いわゆる新型定期預金というものが創設されたわけですが、もちろん今の創設の中には税制上の問題等も絡んで大蔵省の認可の必要なものもあるわけですが、そういうものを除けばもうちょっと新しい、預金者に魅力のあるようないくつかの種類といふものはやるとなつたら自由に、全部横並びやなしにその程度のことのもつと自由にさした方がいいんですね。ですが、その点大臣のお考えを承つておきます。

ただ、先ほどもお話を出ましたように、金利体系の最も中心部分をなしておきます預金金利の自由化といふものは、これはまたいろいろな角度から総合的に考えられなければならないというよう

な性質のもので、にわかに自由化するというようことは私どもは適当でないというように考えておりますけれども、全体といたしましてはやはり逐次自由化、弾力化ということによって金利機能を発揮しながら資金を適正に配分していくといふことに今後とも努力いたしたいと思っております。ただ、これはいつ何を自由化するというよう

なスケジュール的なものというよりは、諸情勢の絶え間ない変化をにらみながら、できるところから逐次自由化していくというような方向で進むのではないかと思ひます。

○塩出啓典君 それでは最後に、時間が参りまし

たのでお尋ねいたしますが、企業が間接金融から直接金融の方向へだんだんなってきておる、あるいはまた、トヨタのような無借金経営、そういうようなところがふえてきて、銀行の融資先という

ものも今までのようないくつかの企業よりも個人とかある

いはサービス業とかあるいはまた公共債、こうい

うような方向に移ってきておるわけであります

が、そういう中で特に住宅ローンですね、そういう

住宅ローン等はこれから非常に大事になつてくると思うのであります、ところが住

宅ローンといふのは非常に手間がかかる金利がなかなか安くならない、こういうような状態で、

私がいたいたいた資料では、最近は住宅ローンもち

よつと頭打ちのような傾向があるんではないか、そういう感じがいたします。

そこでお尋ねしたいことは、最近こういう不況

とか月給が上がらない、そういうことでローンが払えない、途中でキャンセルしなければならない

い、そういうようなものがかなりふえているとい

うように言つておるわけですが、そういう状況

がどうであるのか、そういうせつからく長年の夢を

うに申し入れがあつて、そのため審議に協力し

ます。したがつて後で一般関係のやつは法案の構想を大分変えますが、ひとつあしからず

ます。終わりたいと思います。

○政府委員(米里恕君) 住宅ローン事故の御質問

では、はつきりした統計、情報がございません

で、全体的にどういうトレンドにあるかといふこ

とは必ずしも正確にお答えできないわけでござい

ますが、たとえば損害保険会社、損害保険会社によります住宅ローン保証保険の代位弁済件数といふものを見てまいりますと、確かにじわじわとふえて

まいつておる。というような数字はござります。

で、ふえておりますのは、一つは住宅ローン利用

件数自体が著しくふえておるということござい

ましまよし、また御指摘のごとくいたしました石油ショ

ック後の所得の上昇率が鈍化しておるというよう

なこともありますかと思ひますが、いずれにせよ住

宅ローンの返済ができるなくなるというようなこと

は非常に気の毒な状態になりますので、十分われわれとしても努力していかなければならぬ。そ

のためには、民間金融機関におきましては、まず

融資に当たりまして返済能力を十分相談審査して

いくということ。それから、返済がおくれるよう

な事態になりました場合も、返済方法の変更そ

他を利用者と十分相談するというような体制をと

っております。銀行協会におきまして、住宅ロー

ン相談所といふものを設置いたしますといふよう

な相談強化体制といふものにも努力しております。

今後ともに私も返済不能という事態が極

度生じないように、金融機関等に対しまして指導

を徹底してまいりたいというように考えておりま

す。

○三治重信君 今度の法律改正で決算を六ヵ月か

ら一年に改正することができますという法の改正によつて、五月中に総会をやつて定款一年に変えた

いといふような希望が非常にあります

か、審議を非常にスピーディーにやろうというよう

うに申しこれがあつて、そのため審議に協力し

ます。したがつて後で一般関係のやつは法案の

構想を大分変えますが、ひとつあしからず

ます。終わりたいと思います。

○政府委員(米里恕君) 住宅ローン事故の御質問

でございますが、住宅ローン事故全体につきまし

ては、はつきりした統計、情報がございません

で、全体的にどういうトレンドにあるかといふこ

とは必ずしも正確にお答えできないわけでござい

ますが、たとえば損害保険会社、損害保険会社によります住宅ローン保証保険の代位弁済件数といふものを見てまいりますと、確かにじわじわとふえて

まいつておる。というような数字はございます。

で、ふえておりますのは、一つは住宅ローン利用

件数自体が著しくふえておるということござい

ましまよし、また御指摘のごとくいたしました石油ショ

ック後の所得の上昇率が鈍化しておるというよう

なこともありますかと思ひますが、いずれにせよ住

宅ローンの返済ができるなくなるというようなこと

は非常に気の毒な状態になりますので、十分われわれとしても努力していかなければならぬ。そ

のためには、民間金融機関におきましては、まず

融資に当たりまして返済能力を十分相談審査して

いくということ。それから、返済がおくれるよう

な事態になりました場合も、返済方法の変更そ

他を利用者と十分相談するというような体制をと

っております。銀行協会におきまして、住宅ロー

ン相談所といふものを設置いたしますといふよう

な相談強化体制といふものにも努力しております。

今後ともに私も返済不能という事態が極

度生じないように、金融機関等に対しまして指導

を徹底してまいりたいというように考えておりま

す。

○政府委員(米里恕君) 金融機関の融資の担保で

ございますが、これはもちろん第一義的には銀行

が自動的に判断するということになりますわけで

ござりますが、融資の形態その他にもよろしく

かねれども、またしかし、放漫經營をやつてもい

うに申し入れがあつて、そのため審議に協力し

ます。したがつて後で一般関係のやつは法案の

構想を大分変えますが、ひとつあしからず

ます。終わりたいと思います。

○政府委員(米里恕君) 金融機関の融資の担保で

ございますが、これはもちろん第一義的には銀行

が自動的に判断するということになりますわけで

ござりますが、融資にふさわしいもので十分担保価値

のあるものを総合的に判断して徵求していくとい

うことであらうかと思ひますが、まだできればその担保の性質上、できるだけ流動性の高い担保といふものを取つていくといふようなことが望ましいかと思います。全体といたしましてのトレンドは、おっしゃるようくに信用貸し付けがややふえてまいりておる、保証貸し付けもややふえてまいりておるというような中におきまして、いわゆる不動産、財團、船舶低当貸し付けといふようなものは比較的落ちてきておるというふうなトレンドがあるように思ひます。しかし、いずれにいたしましても、預金者の大切なお金を運用するわけでござりますので、金融機関としては十分融資が確保され、かつ金融機関の健全經營にいやしくもひびが入ることがないような適正な担保徵求ということが必要であると考えております。また、そういった線で指導を続けていきたいと思っております。

を起こしたり、一番最近出てきているのは、いわゆる組合なんかへ持ち込まれてゐるのはみんなサラ金や対人信用で借りて、そしてすぐそれが雪だるまと式にそらじめう借りまくつてすぐそれが百万円、一千万円単位になる。そうすると会社をやめざるを得ぬようになつてしまふ。やめたらこそはまた家庭不和になつて離婚の原因にもなる。労働組合の幹部の方も、そういうことで早くサラ金やそういう借金から労働金庫へ切りかえて長期返済また組合管理的なやつをやるという事件を非常にだんだんふやしているわけなんですけれども、そういうギャンブル資金やいわゆる家庭不和や人間をだめにするような安易な対人保証、これはもちろんそうすぐわかるわけじゃないんですねども、少しこの対人信用というものについてルーズになり過ぎていはしないか、こういうふうに思ふわけなんですが、そこに倫理性まで求めるか、またあるいは一面から見ると、貸し出しに、何といふんでか、個人のプライバシーを侵すまでの調査をやるなどという要望もあるらしいんすけれども、その間の調和をしつかりひとつとつて、いわゆる銀行の健全経営という見地からこういうような無担保貸し付けについて一つはつきりした方針があるのかどうか、またそういうものは銀行や金庫の、そういうものの自己責任だと、こういうことで全体としての、何といふんですか、受信と与信のバランスさえとれていればいいと、こういうふうな見込みか、その点についての管サラの基準というもの、また方針というものがあるなら、ひとつ簡単に述べていただきたい。

根拠はやはりぼくは不動産だと思う。不動産がやっているためにどんどんまた中小企業や個人もいざというときに信用になるのは、金を借りられるのは不動産だ、こういうとこから土地の買あさりになると思っているわけなんですが、こういうことを直していくために、やはり債券を広く普及して、そしてそれを担保に取る担保としても有効に使えるように融通性を持たすという方向がいいんだろうと思うんですが、それについてどうお考えか。また、そういうことについて監査の方においても、いわゆる担保率なんかひとつ指導的に、奨励的を持っていく、こういう方向はどういうふうに考えておられるか。

もう一つ一緒に聞きますが、大口規制の問題、これはたくさん質問されてることと思うんです。が、この中で普通銀行の二〇%は譲つても外為や信託なんかに——信託なんか三〇%，ことに外為なんか四〇%，四〇%なんというえらいこれは幾ら何でも独占商社を助けるようなかつこうになるとと思うんですが、これじゃ完全な、外為関係をこんなに四〇%なんて多くしなくちゃならぬ理由が何があるんだつたら簡単に。

○政府委員(米里怒君) まず、最初の御質問の担保の問題でございますが、不動産担保貸付金の割合は逐次低下傾向にございます。五十年の九月末に、全国銀行でございますが、全体の担保のうち三一・五%であつたわけですが、五十五年九月末には二八・五%というよう下がってまいっております。この不動産担保貸付金の中には、いわゆる住宅ローンといったようなものも入っておりまので、やむを得ない面もあるかと思いますけれども、御指摘のように、もう少し有価証券の保有が全体に行き渡つて、有価証券担保というようなことでの貸し出しのウエーホーがよえてまいりたいことは、先ほど申しました担保の安全確保、かつ流動性というよくな観点から見ても好ましい面があるというふうに考えられます。

それから、大口融資の三〇・四〇でございますが、結局すべての金融機関が同じような制度のも

とても何でもできると、お互に業務が完全にオーバーラップしておるというような情勢でございました。しかし、何も健全經營の觀点からの大口融資規制のペーセンテージに差をつけることはないわけですが、ざいますけれども、制度がそれぞれ非常に異なつておる、その結果店舗の数も違うし、先ほど申しました一先当たりのロットも違うというような現状があるわけでございまして、特に東京銀行、為替専門銀行につきましては貿易金融というものを主体とした金融機関でございますが、御承知のように、わが国の貿易構造の中では輸出入ともに大商社の占めるウエートが非常に高いという現実にござります。そういう中で、貿易金融に特殊化されておるという金融機関は、どうしてもほかに比べて大商社相手の非常にロットの大きい貸し出しを続けておるというような現状に立っておりますので、そういう現状を踏まえました上でそれなりに努力をしてもらうというようなことから、四十九年に行政指導で大口融資規制を定めました際に、二〇、三〇、四〇という、四〇の比率を使つたわけでございます。

今後におきましては、政令でございますので、この二〇、三〇、四〇というのが永遠に固定化されたものであるというふうに私どもは思つておりますので、逐次また必要があれば、こういった比率についても情勢の推移から現実に即しながら再検討していく考えでございます。

○三治重信君 もう一つは、休日を政令にゆだねた規定なんですが、これは休日増加、さらには週休二日制への移行のため、こういうふうに説明されているわけなんですが、現実に銀行や金融機関がどの程度日曜、祭日以外に休んでいるか、こうついている。地方銀行や相互銀行で月一回以上、これも大部分やつている。こういうふうに、きちんと一斉休暇をやらぬでも、従業員に対する休みをみが最高なんですね。市中銀行はみんなこれをやっている。地方銀行や相互銀行で月一回以上、こ

らば、現実に従業員のいわゆる週休二日制を進めいくと自然に、そういうようなことをやるならば、もう少し休日あやしてくれ、こういうことが出てくると思うので、先行的に現在の従業員に対する週休一日制を先に進めたらどうか、こういうふうに思うんですが、それが一つ。
それから、一齊に完全週休二日制というのについてはやはり抵抗も多し、またことに、信金や相互銀行が抵抗するかと私は思うのですが、また一面、市中銀行から始めて信金やそういう零細企業の方は、隔週なら隔週とか月一回ということで、少し雁行的に進めていくということをやつてやれることはないと私は思うのですが、そういうことについて御意見を、ぜひそういうふうなことで、いつまでも全部一緒にやらぬということを言つていたらこれは空文になつてしまふと思うんですが、その点はどうですか。

○政府委員(米里怒君)　まず、交代休日制と申しますが、月一回または二回金融機関の行員が休みをとつておるというようなことをさらに促進すべくではないかというお話をございますが、これは一つの金融機関の内部の労働問題ということになりますので、むしろ労働省の方でどう考えるかと、いう全体とのバランスもあるうかと思います。

それから、週休二日制の、信用秩序を形成している各種金融機関の最もむずかしいところは、手形とか小切手とかいうような信用秩序全体が一体となって運営されておるというようなことでござりますので、交代で休みのはこれは別問題でございますが、ばらばら閉店していくというようなことが技術的に可能かどうか。かなりその業務にもよるし、いろいろまた工夫の仕方もあるかもしれないが、一般論としてはなかなかむずかしい問題を含んでおるようになります。競争条件の問題その他を別にいたしましても、全体として一体をなし法あるいは小切手法等の改正の取り扱いをどういふようにやっていくのか、全体として一体をなし法で、相互に金のやりくりがございます信用秩序でござりますだけに、ある種の金融機関だけ休むと

いうことは非常にむずかしい。その意味で、金融機関全体が休むというような場合でも、郵便局といふような問題が一つの同時実施の問題として金融界から強く要望が出ているというやうえんではないかと思います。

ただ、週休一日につきましてはいろいろどういうやり方が可能かということについては今後ともに検討していく余地はあるかと思いますので、引き続きいろいろな場合を詰めてまいりたいというふうに考えております。

○野末陳平君 時間の関係で予定した質問は次回に譲りますが、簡単で短いものを幾つか聞いていただきたいと思います。

主に銀行の広告活動の方ですが、まず、金融機関のビルの屋上なんかにでっかく出ているああいう看板、あれは、たしか五、六年前に自主規制の申し合わせをしたと思いますけれども、あのときの内容、あれはどういう内容だったんですか。

○政府委員米里恕君 御指摘の点は、昭和五十年の三月に全銀協で、銀行の店舗などの屋上看板に関する自歛措置というものを申し合わせたわけであります。これは自主的な申し合わせでござります。

全銀協は、五十年四月以降毎年一〇%ずつ看板を廃止していく、したがって五年間、というのは五十五年三月末で全廃する。相銀協は、申し合わせは五十年の十月でございますが、五十一年四月以降廃止を始め八年間、すなわち五十九年三月末で全廃するというような申し合わせをしております。

その後、全銀協の申し合わせ内容は二年たちました五十二年四月から変更されまして、全廃期は六十年三月末、つまり五年延長する、六十年三月末ということで、「五十二年度以降毎年度七・五%ずつ均等廃止をする」というなことに申し合せ内容が変更になつております。

○野末陳平君 これは自主的な申し合わせといふ話ですが、大蔵省の指導というのはどういうところにあつたわけですか。

○政府委員(米里怒君) これは、全体的な経営の態度として、できるだけむだな競争を排除していくというような基本的な思想というものは大蔵省にございましたが、その内容自体につきましては行政が関与したことではなくて、業界が自主的に考えたことでござります。

○野末陳平君 そうしますと、まだ最初の目標を達しないうちに内容を変えて延長、全廃に至るまでかなり延長しているという変更があるようですが、これについても大蔵省としては、仮に延長されてもいすれは全廃する方向が望ましいんだ、こういう考え方には変わりはないわけですか。

○政府委員(米里怒君) 考え方としては、いすれは全廃するのが望ましいという考え方方に変わりはありません。

○野末陳平君 全銀協とそれから相銀の方とで内容が若干違っていたようですが、申し合わせをしてからの撤去の実情といいますか、それは大体どの程度までは看板がなくなっているんでしょうか。

○政府委員(米里怒君) 申し合せを実施しまして以降五十六年三月までの撤去状況でござりますが、申し合わせましたときの看板数の七割が撤去されておるというような状態にござります。

○野末陳平君 中途で申し合せを延長したり、あるいは変更している、この辺の真意というのはどういうことだつたのでしょうか。

○政府委員(米里怒君) 私どもが聞いておりますのは、屋上看板の撤去というのは非常に金がかかるから、多額の費用を要する、「基当たり」、三百百万円はかかるというようなことで銀行収益が非常に悪くなってしまったということで、そういったようなことをから延期をしたんだというふうに聞いておりま

す。

○野末陳平君 そういう理由で一たん決めたことを延期するということは、また、金がかかるからじゃ、もうこれはやめちゃおうと、このままにしておこうということだつて考えられるわけですよ

ね。そうなつてきたときに大蔵省としては、それもやむを得ないということになつてしまふんですか。

○政府委員(米里怒君) 考え方としては、決めたことでござりますからできるだけ撤去の実が上がるように指導していくことだと思います

が、何分これ 자체が業界の自主判断で具体的に決まつたことであると、行政としては過当な広告競争はするなという考え方を持つておりますけれども、個別具体的な内容について余りタッチすると

いうことが適當かどうかという問題があるうかと思ひます。

○野末陳平君 余り内容にタッチするというのもどうかとは思ふんですが、しかーーたん決めたことをどうも金がかかるからやめるんだとか、あるいはもうからなくなつたから、じゃ、これはうやむやにしてしまおうなんていふんだと、ちよつと金融機関として、それはやはりそれなりに預金者からの批判も招きかねないんで、やはり決めたものは少々金がかかるでも時間かつてもその方向で撤去する。屋外の広告がなくとも、ほかにまだいろんな広報活動ができるわけですから、そういう方向でできれば大蔵省が、せつかくの自主的な申し合せですね、それを実現する方がいいと思うんですがね。

○野末陳平君 余り内容にタッチするというのもどうかとは思ふんですが、しかーーたん決めたことをどうも金がかかるからやめるんだとか、あるいはもうからなくなつたから、じゃ、これはうやむやにしてしまおうなんていふんだと、ちよつと金融機関として、それはやはりそれなりに預金者からの批判も招きかねないんで、やはり決めたものは少々金がかかるでも時間かつてもその方向で撤去する。屋外の広告がなくとも、ほかにまだいろんな広報活動ができるわけですから、そういう方向でできれば大蔵省が、せつかくの自主的な申し合せですね、それを実現する方がいいと思うんですがね。

○野末陳平君 余り内容にタッチするといふことはどうかとは思ふんですが、しかーーたん決めたことをどうも金がかかるからやめるんだとか、あるいはもうからなくなつたから、じゃ、これはうやむやにしてしまおうなんていふんだと、ちよつと金融機関として、それはやはりそれなりに預金者からの批判も招きかねないんで、やはり決めたものは少々金がかかるでも時間かつてもその方向で撤去する。屋外の広告がなくとも、ほかにまだいろんな広報活動ができるわけですから、そういう方向でできれば大蔵省が、せつかくの自主的な申し合せですね、それを実現する方がいいと思うんですがね。

○野末陳平君 余り内容にタッチするといふことはどうかとは思ふんですが、しかーーたん決めたことをどうも金がかかるからやめるんだとか、あるいはもうからなくなつたから、じゃ、これはうやむやにしてしまおうなんていふんだと、ちよつと金融機関として、それはやはりそれなりに預金者からの批判も招きかねないんで、やはり決めたものは少々金がかかるでも時間かつてもその方向で撤去する。屋外の広告がなくとも、ほかにまだいろんな広報活動ができるわけですから、そういう方向でできれば大蔵省が、せつかくの自主的な申し合せですね、それを実現する方がいいと思うんですがね。

○野末陳平君 余り内容にタッチするといふことはどうかとは思ふんですが、しかーーたん決めたことをどうも金がかかるからやめるんだとか、あるいはもうからなくなつたから、じゃ、これはうやむやにしてしまおうなんていふんだと、ちよつと金融機関として、それはやはりそれなりに預金者からの批判も招きかねないんで、やはり決めたものは少々金がかかるでも時間かつてもその方向で撤去する。屋外の広告がなくとも、ほかにまだいろんな広報活動ができるわけですから、そういう方向でできれば大蔵省が、せつかくの自主的な申し合せですね、それを実現する方がいいと思うんですがね。

○野末陳平君 なかなかそれが自主的な検討がほつておぐとやらないんで、いまは銀行も大分営業姿勢などが変わりつつあるようですがれども、またいつひっくり返つてくるかわからないので、その点がちょっと気になるから質問をしているんですけどね。

サービスを自肅しろということを指導しております。具体的にそういう問題ありましたら、また十分指導いたします。

○野末陳平君 いざれにせよ、グリーンカードになればこういう問題も自然になくなつてくるとは思いますが、やはり幾ら当局が正しいPRをしようとしても出先のそういう金融機関の外務員などが全部それをひっくり返すようなことも現実にありますから、結果的には預金者あるいは納税者に対して迷惑がかかる、これはやはり厳に慎まなければいけないと、そういうふうに考えますので、これも折に触れて銀行局から何らかのアピールをしてほしいなと思います。

最後に、テレビにおける金融機関の広告なんですが、これは大体いまのところ何か申し合わせ取り決めなどがあって自肅しているとか、あるいはこの辺で抑えているとか、何かそういうものはあるんですか。

○政府委員(米里恕君) これまで自主的な申し合いで金銀協で広告規制としてやっています。銀行は個別にテレビ広告を行うことはできないと、どうやら銀行が発行している債券についてテレビ広告がされているということはございますが、これは銀行が個別に広告しているというものではなくて、債券の販売に当たっている証券会社が広告しているというものでございます。

○野末陳平君 そこなんですが、銀行の肩を持つわけじゃないんですねが、テレビの広告というのはわりと効果がありますから、やはりやるならばある程度平等にやれるように、やらないならもう全くやらないというのが一番いいと思うんですね。いまのように、証券会社はかなり激しくやってる。それから郵便貯金なども、これはテレビよりも自肅していくようですが、やはり銀行もかもしれませんし、その辺やはりある程度バランスというものをとる広報活動をして、フェア

に預金獲得をした方がいいんじゃないかと思うんですね。ですから、これはまた今後の問題にもなるかもしれませんし、現状が特に目に余つていか

ないかと、そういうところでやつたんじゃないでしょうかね。

○近藤忠孝君 それは進駐軍の方の考え方かもしれませんのが、どうなんでしょうかね、すべて大蔵省が内容にタッチできなくて金融機関の自主性に任しておこうというもの、ある程度の大枠のようなものが必要になってくるんじゃないかなと思つたりするんですが、特に電波の場合にはそんなようなことで、今後の方針などを聞いて、これで終わりにします。

○政府委員(米里恕君) 現在、銀行、金銀協を中心として自主的に申し合わせを行つてることを直接こちらがタッチしようというつもりはございませんが、内容いかんによりましてはケース・バイ・ケースで指導してまいりということになろうかと思います。

○近藤忠孝君 この銀行法の改正案は、きょうから同時に審議が始まった商法改正案と並んで國の基本法に関する問題、大変重要な問題だと思います。問題もたくさんあります。それは金融制度調査会からの報告書のごく一部でもこんなに厚いわけですね。それだけの大問題ですので、とても二回や三回の審議では終わらない問題でありますけれども、重要な問題から逐次質問をしたいと思います。

最初に、総論的に大臣にお伺いしますが、戦後の財閥解体、そしてその後証券民主化が始まっています。問題もたくさんあります。大臣としてはこれをどう評価されていますか、財閥解体についての評価。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは一長一短、問題は財閥があつたということが日本を明治から短時間の間で経済的に強力にしたということも私は否めないと思います。しかし、それが特定人の資産に結びついていろいろの弊害があつたということも事実だと思います。したがつて富の再分配を図つて、戦後財産税をやって、それで富の地ならしをやつたということでございまして、それはそれなりに経済民主主義という点でそれなりの意味があつたと、そう思つております。

○委員長(中村太郎君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま、大木正吾君及び和田静夫君が委員を辞任され、その補欠として片岡勝治君及び瀬谷英行君が選任されました。

○国務大臣(渡辺美智雄君) まあ上級軍といたしましては、戦争推進の実質的な経済的な力をつくり出したのは財閥だと、そういうふうに思つたんだらうと思います。私は直接聞いたわけじゃないけれども、それによって再び日本を強力な国にしないといふことを思つておらず、そのためにやはり財閥を解体して日本に戦争をするほど世界を相手に力をつけさせない。ただ生きて飲んで食つていればという程度の

化運動が進んで、昭和二十五年度の個人持ち株比率は全国上場会社で六一%だったというんですが、その後一貫して低下傾向をたどつて、最近では個人持ち株が三割、あとはもう実際法人でありますね。これは証券取引審議会でも指摘をしておりますが、「個人株主減少に伴う問題点」ということでの次のようなマイナス面があると。「第1は、株式の法人保有の行き過ぎが経済的な弊害をもたらすことである」「第2は、国民の金融資産運用の場を狭めることである」「第3は、株式流通市場の機能が低下し、流通の円滑性及び公正な価格形成が妨げられることである」。「第4は、株式発行市場の機能が低下し、企業の長期安定資金の調達が阻害されることである」。これは証券審議会の結論ですから大蔵省も十分御承知だと思います。私、問題にしたいのは、本法案との関係では銀行の持ち株問題、特に財閥解体があつたけれども、銀行の持ち株はこれは制限があつたけれども、ずっと認められてきたわけであります。それがその後銀行を中心としての企業グループの形成と、そしてどんどん法人持ち株の比率が強まります。そして、いまではもう決定的に法人のもち合い状況にも問題になりましたけれども、個人の株式に対するもう魅力もなくなり、そして証券業界がもうばくち場化しているということは、今度、会社の経営そのものから見ますと、法人の株式による企業支配、わけても銀行が一番多いグループに入っていますね。となりますと、これは前の証券取引法のときにも問題になりましたけれども、銀行の株式に対する魅力もなくなり、そして証券業界がもう

思います。したがいまして預占禁止法等でも、銀行の一社に対する持ち株比率というものはそれぞれ制限をしておる、こういうわけあります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 問題は程度問題だと思います。したがいまして預占禁止法等でも、銀行の一つに対する持ち株比率というものはそれぞれが好ましくない結果をもたらすという認識はありますか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 問題は程度問題だと思います。したがいまして預占禁止法等でも、銀行の一つに対する持ち株比率というものはそれぞれが好ましくない結果をもたらすという認識はありますか。

○近藤忠孝君 これは大臣も十分御承知だと思います。

んですけれども、確かに一企業の、あるいは一銀行の持ち株はこれは制限されていますけれども、いまや何も一企業で動くんじゃなくて、グループで動くと。グループで見てみた場合には、もうそんな制限なんかとくの昔に超えてしまって、グループによる支配、これが実際横行しているといふような指摘がありますし、この傾向はもつともつと進んでいくと、もう個人の持ち株あるいは個人の企業に対する支配なんというのはもうどつかへいつてしまつて、まさに法人が企業を支配する。ということは、ごく少数の人間が昔の財閥にかわって今度はごく少数の経営者グループですかね、それが支配をする。というと、これは私は資本主義社会そのものの根幹にもかかわる問題だと思ふんですね。で、渡辺さんの属する政党ではよく自由社会を守れと言ふんですけれども、もう個人に基づく自由社会じゃなくて、いわば法人、そしてごく少数の経営者グループによる支配ということで、個人の自由がどうかへいつてしまふんじやないかと。決して私は資本主義社会をいつまでも維持しようと思っておりませんので、私の立場から別に特別に心配してないけれども、しかし現在は資本主義社会ですから、多くの人が生きていますね。そういう面から見て、これは全然大臣として、この法人の株式所有がどんどん進んでいくと、この流れはなかなか食いとめ得ないと、こういう状況については特に心配はしていないんですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 別に心配しないわけ

じゃございません。独禁法の抜け穴がつくられ

て、事実上グループ会社が一人の、あるいはごく

少數の人によつて全部統一的行動が行われて、そ

のことは好ましいといふには思つております

せん。

○近藤忠孝君 そのことは、今回の銀行法改正の契機ともつながつてくると思うんです。狂乱物価の際の悪徳商社の行為について大変な批判が高ま

りました。そのときに銀行もやつぱり一連のもの

で動くと。グループで見てみた場合には、もうそんな制限なんかとくの昔に超えてしまつて、グループによる支配、これが実際横行しているといふような指摘がありますし、この傾向はもつともつと進んでいくと、もう個人の持ち株あるいは個人の企業に対する支配なんのはもうどつかへいつてしまつて、まさに法人が企業を支配する。ということは、ごく少数の人間が昔の財閥にかかるんでなく、株を所有し、グループ支配も含めて企業に対する支配力を持つている。そういうことがあの狂乱物価に便乗するような状況をつくり上げる、すべてとは申しませんけれども、因だつたという、こういう指摘があるわけです。今回の銀行法改正にはそういう批判にもこたえるものだと私は思ふんですが、そういう面はどうでしょうか。

○政府委員(米里惣君) 第一次石油ショック以後いろいろの商社あるいは金融機関に対しても社会的な批判がございます。そういうことが今回の銀行

法の審議の一つのきっかけになつていて、このことはおっしゃるとおりだと思います。

○近藤忠孝君 一般的な批判ということではなくて、具体的に特に銀行の株式も含め、株式所有も

含めた、それから融資面からも含めたそういう支

配力がああいう事態を生み出した。そして国民が

そういう問題を含めて批判を高めた。それに対する反省も含めたものが今回の銀行法改正の中に含

まれているのではないかと、これは私善意を持って

そう評価をしておるんですけども、そういう

点はあるんではないのか。そういう一般抽象的な議論ではなくて、そういうことなら幾らでも言わ

れておるわけですからね、いままでもね。立ち入

つて歴史上、歴史的な事実も引用して聞いておる

んです。そういう点どうですか。

○政府委員(米里惣君) 通達で、一律にすべての貸し出しということになりますスタートしたわけでございませんけれども、今回法律に移すに際しまして、今度は法律の問題でございますので、内容を

趣旨に従つてよく詰めてみたと。その結果、諸

外国の例も勘案しまして、非常に回収の確実なものについては、この制度の趣旨から見て特に対象

に取り込む必要はないという方が理屈ではないか

といふようなことから、こういったものを除外し

たいと考えているわけでございまして、特に緩和

するという趣旨のもとにやつたということではな

いわけでございます。

○近藤忠孝君 緩和する趣旨ではないというけれども、実際上は今までの通達よりも法によつた

場合の方が実際数字上は緩まつてくると、こうい

う事態はやっぱり否めないと思うんです。

○近藤忠孝君 緩和する趣旨ではないといつれ

ども、実際上は今までの通達よりも法によつた

場合の方が実際数字上は緩まつてくると、こうい

う事態はやっぱり否めないと思うんです。

○近藤忠孝君 それは必要と実態に合わせて規制対象にしていくと、こういうふうに聞いていい

んですか。

○近藤忠孝君 おっしゃるとおりです。

○政府委員(米里惣君) おっしゃるとおりです。

は、一定範囲の子会社向けその他関連子信につい

ても規制すべきだと思ふんです。アメリカでは規

制対象範囲に子会社に対する与信も含むとされて

いるんですが、わが国もそうしないと尻抜けにな

うてしまふんじゃないか、こういう問題があるんじゃないでしょうか。

○政府委員(米里怒君) これまた法的には可能な手当をしてござります。十三条の「銀行の同一人に対する信用の供与（当該同一人と政令で定めてとて必要が生ずれば関連会社についても連結してとてとらえるというような必要性がある場合が出てくる」と思ひます。さしあたりは緊急差し迫った規制の必要があるとも思ひませんので、特に関連会社について政令を出すというようなことは考えてございませんけれども、法制的には今後規制上問題が生じた場合にその時点で検討するということにならうかと思つております。

○近藤忠孝君 しかし、幾つかの論点を指摘しましたけれども、現行通達よりも形の上で後退していることは否めないことだと思ひます。そういう批判も実際にあるわけで、その点を十分頭に置いて今後の対処を要求したいと思います。それから次に、ディスクロージャーの問題ですが、これは衆議院でも指摘されまして、銀行の社会的責任を果たすための制度である、しかし、実際には金融制度調査会の報告で義務規定となつておつものが訓示規定に後退してしまつて、それで果たして目的達成できるのか、こういう指摘がありました。問題は、みずから進んで開示しないものを開示させるというところに問題があると思うんです。ですから、基本的にこのようないふべき行為をするところは、私のところは人間のところよりこんなによくやっていますよといふ宣伝をする人必ず出てくるということになると、私はそういう意味で、自発的に銀行がやはり自分の経営の健全性を示すために積極的に債務規定から訓示規定に後退して本当に目的達せられるんだろうか、こういう心配は衆議院の答弁を見ても消えないんですが、その点はどうですか。

○政府委員(米里怒君) 現在かなりの金融機関がすでにいろいろなペンフレットを出しておられます。各種業界とともにこのディスクロージャーについてはかなり積極的な意欲を持っておりますので、御心配のようなことにはならないというふう

に考えておられます。かえつてこういつた自己責任という規定を置くことによって、相互に啓発し合つて創意工夫が發揮されるというようなことで、この制度の発展が期待されるというふうに考えております。
○近藤忠孝君 いまの答弁を聞くと、訓示規定にした方がかえつていいようなそんな感じなんですね。大臣、本当にそうお考えになつていていますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは考え方としてね。義務づけるといつても、義務づけてどういう型をつくるわけですから、まあ決まり切つたような内容のものをつくるかと、一応政府がひな型をつくるわけですから、まあ決まり切つたようなものでかえつては楽かもしない。ところが今回考え方によつては楽かもしない。ところが今は、一応ひな型というものはしっかりと決まつてしまつませんけれども、しかしながら、一応たたき台としてこういうようなものというようなものは考えられておるわけですから、当然に何を基準にするかといつても、銀行などでも自動的にそういうディスクローズをやると思うのです。そのとき方もあるございます。それもあらうかと存じます。しかし、よくやつているところは、私のところは人間に、やはりこの銀行でも一つは自分の営業の宣伝になるじゃないかというようなことを言われるところがござります。それがどうかと存じます。

○政府委員(米里怒君) 個別の企業の名前が出来ておるかといつても、銀行などでも自分の営業の宣伝になるのではないかというようなことを言われるところがござります。それはやはり信託契約を形成しております金融機関としては公にできるものではないといふうに思ひます。だが幾ら預金している、まだだれに幾ら貸しているという個別の話というのはやはり秘密になるんじやないでしようか。

○近藤忠孝君 私は大口融資の問題を言つたんですね。大口融資を逆から見てみますと、借入企業側の有価証券報告書でどの銀行から幾ら貸し出しを受けているか、これは出るわけです。ちゃんと出ますね。そういう面から公になつていてのもの、銀行の方からその銀行に対するいわば預金者を、銀行の局長の話だと個々の企業の貸し出しは秘密となりあるいは一般的な国民としてどう銀行を見るかといふ場合に、客観的に秘密でないものを、いたしましたらほとんど秘密になつてしまふんです。銀行の局長の話だと個々の企業の貸し出しは秘密だからとすることとで秘密にしてしまう。そんなことしまつたらほとんど秘密になつてしまふんです。銀行の局長の話だと個々の企業の貸し出しは秘密です。国民の一番知りたいのは、まさにいま指摘したような問題ですね。どういう関連があるのか、どういうところに出ているのか、そんなような秘

密ということここで出さないこの方に入れてしまつていいんですか。銀行はいまの局長の答弁あります。券報告書の方でも、割引手形といらは出ておりませんので、全体の貸し出し、与信といらものはわからないはずでござります。いずれにいたしましたので、個別の取引といらは信用機関として最も取引者の秘密ということで重要なことでござります。そこで、先ほども問題にしましたが、大口融資の問題、特に銀行の特定企業への大口融資についてはこれはどこにも出ていないんです。この点は今回の改正法案の中にも秘密を書するお決まりの点があるわけですね。そういう規定があるかどうかといふ、こういう問題ですね。そういう点に関してどういう点が問題かということを若干指摘しますと、一番問題はやはり資金運用状況なんですね。そこで、先ほども問題にしましたが、大口融資の問題、特に銀行の特定企業への大口融資についてはこれはどこにも出ていないんです。そのある事項、条項についてはは出さなくてよいといふ点になりはしないかといふ、こういうおそれがあるんですね。いま私が指摘したような問題、これは秘密に当たるのでしょうか。

○政府委員(米里怒君) 私は、たとえば百万借りたとか一千万とか、そんなのを一々出されたらそれは大変だと思ひますが、しかし事は日本の経済を動かしている基幹産業あるいは大企業ですね、それが銀行とどういかかわりがあるのか、あるいはこの銀行はどういうところと関係を持っているのか。これはもう一つ、何も貸し出し問題だけではなくて、これも冒頭に申し上げた企業に対する株式の問題、銀行の株所有の問題、これも基本的には同じ問題だと思ひます。これも大きな株主の銀行はどういうところと関係を持つているのか。これはもう一つ、何も貸し出し問題だけではなくて、これも冒頭に申し上げた企業に対する株式の問題、銀行の株所有の問題、これも基本的には同じ問題だと思ひます。これが大きな株主については、片側から出できますね。ところが銀行の側からは、いま言つたとおり、個々の問題と、これはやはり信託契約を形成しております金融機関としては公にできるものではないといふうに思ひます。だが幾ら預金している、まだだれに幾ら貸しているという個別の話というのはやはり秘密になるんじやないでしようか。

○政府委員(米里怒君) お話をございました有価証券報告書の方でも、割引手形といらは出ておりませんので、全体の貸し出し、与信といらものはわからないはずでござります。いずれにいたしましたので、個別の取引といらは信用機関として最も

で、金融機関としては非常にむずかしいことになります。

○近藤忠孝君 やはり本当のことを知りたい、実際の経済の動きやその中ににおける銀行の役割りを知りたいというのが国民の要望だと思うんです。そういう点では、いま私は貸し出しとそれから株保有と申し上げましたけれども、さらに個々の企業に対する役員の派遣など、これも問題になると思うんですね。これもやはり秘密事項になるんでしょうが。

○政府委員(米里怒君) 主として考えておりますのは、御指摘もございましたような資金運用の概況でございまして、そういう人事の問題あるいは給与その他の問題が対象になるかどうかということは、ダイレクトにディスクロージャーの目的ではないように思います。

○近藤忠孝君 鳴り物入りで出てきたディスクロージャーですけれども、余り本当の国民の要望には応じていないのではないか、こういう指摘をせざるを得ません。

まだまだ具体的に中身について問題ありますけれども、もう時間の関係もありますので次に進みたいと思うんです。

それから、これも銀行の公共性との関係でいろいろ問題になっている点ですが、商法の改正案の中にこういう規定があります。これは四百九十七条ですが、取締役・監査役などは「株主ノ権利ノ行使ニ關シ会社ノ計算ニ於テ財産上ノ利益ヲ人ニ供与シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス情ヲ知リテ前項ノ利益ノ供与ヲ受け又ハ第三者ニ之ヲ供与セシメタル者亦前項ニ同ジ」ということです。要するに総会屋を追放する規定だと言えますと、もう条文としてはこれ以上のものはない、また範囲も広いし、限定されておりませんので、この法のとおりに執行できればそれはなくなるはずだ

う。そういう努力、その直前にやっているけれども、どう胸をはたいているんです。ところがどうも実情を見ますと、総会屋などは大丈夫だと、こう言つておられるといふんですね。それはやはり法務省に言わせますと、いままでの経過では、「一回ばかりくつたり、あるいは賛助金二割カット申し合わせ

省も心配していましたけれども、企業の側がこういう規定がありながらもやっぱりどんどん応じてしまったんじゃないのか、応じてしまつていろんな抜け道などをお互いに考え出していくんではなかろうかと、こういう指摘があるんです。

そこで私は、特にその中でも銀行がそんなことあつちやいかぬと思うんですが、銀行の今までの例を見てみると、これは昨年一月十八日の新聞報道です。暴力團をバックにした大物総会屋、小川薰に対し全国一流企業一千社が、この三年間で三十億を超す巨額の賛助金を支払つてたと、特に癒着の目立つるのは大手の銀行、証券会社を中心とする金融業界で、都市銀行など二十行で三年間に八億六千萬円、証券会社は四社で一億一千万円、合計十億近くです。総会屋にとって金融業界が文字どおり金づるであったことを裏づけたといふことで、当時大きな批判を呼んだわけですね。銀行の方でも、その前年からいろいろな委員会や対策を立てておつたようですが、それでもこれはやつておるわけです。

そこで、大蔵省にお聞きしますけれども、その後この種の支出はされているかどうか、この点どうですか。

○政府委員(米里怒君) 支出の金額はつまびらかにいたしませんが、恐らく御指摘のごとしましたのは、警察庁の主導によりまして、地域ごとに特殊暴力防止対策協議会といふものを設置いたしまして、銀行に対しますいわゆる総会屋などの行為を排除する、被害の防止を図るということで努力をしておるというふうに承知しております。

○近藤忠孝君 いままでの経過では、「一回ばかりくつたり、あるいは賛助金二割カット申し合わせ

したけれども、こんなにその後出ている、こういう指摘ですから、その後銀行に対する調査などされてしまってこの種の支出があつたのかなかつたのか、これは当然私は大蔵省としては調査の一つの観点だと思うんです。そうすると、いまの答弁では対策を立てているはずだということで、それ以上調査をしていないのか、その点どうですか。

○政府委員(米里怒君) 銀行と総会屋の実態について特に調査したことばございません。

○近藤忠孝君 大臣、これは大変な銀行局の怠慢だと思いますね。さうでしょう。こんな大きな指摘がされて、当時これは社説でも、これは毎日ですけれども、「金融機関は総会屋と手を切れ」と、こう言つておるんですね。もちろん総会屋の取り締まりはこれは警察の方が、あるいは検察庁の仕事だと思いますけれども、しかし、出す側もおる事だと思いませんけれども、それでもこれがされると、被害者側が。被害者側を監督、指導する大蔵省がこんな重要な指摘があつたにもかかわらず、しかもこれはいわば銀行の公共性の根幹にかかる問題です。片やもういろんな金融に対する要求があつても、これを抑えたり、あるいはもう資金引き揚げて倒産さしたりといふようなことをを行い、また多くの銀行もかなり経営困難の状況にある。そういう片方で、こんなものをどんどん支出しておつて、しかも問題にされて、それで銀行局長あるいは銀行局が全然それに関与していない、そんなことはせつからくこういう条文ができましたが、今後もいろいろ裏ぐつて同じような事例が出てるのではないか、こういうことを心配するんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 総会屋への支出が銀行検査の対象になるかどうかという法律的なことは私はわかりません。わかりませんが、いずれにいたしましても、大企業、上場企業というものは社会的な公共性がみんなあるわけですから、銀行はもちろんのこと、総会屋を頼んで一年の決算の結果を十分か二十分で終わらさんだというその根性が悪いんだ、根性が、ぼくから言わせれば。だから大臣ね、銀行に言う前にまず銀行局、それに対してびしつとそういう立場から指導監督せいで。だから、試みにこの新聞報道の後に各社、各銀行がどの程度出しているのか、出していないのかまず調べてみたらどうですか、そろすれ

い。少なくとも政府は、ともかく予算をつくるときも半年もかけてやられているわけですからね。それはもう国民の審査を受けているわけですから、だから銀行でもどこでもやはり一年の業績というものが、もはや大蔵省としては調査の一つの観点だと思うんです。そうすると、いまの答弁では対策を立てているはずだということで、それ以上調査をしていないのか、その点どうですか。

○政府委員(米里怒君) たとえばほんとが、それで私は、特にその中でも銀行がそんなことあつちやいかぬと思うんですが、銀行の今までの例を見てみると、これは昨年一月十八日の新聞報道です。暴力團をバックにした大物総会屋、小川薰に対し全国一流企業一千社が、この三年間で三十億を超す巨額の賛助金を支払つてたと、特に癒着の目立つるのは大手の銀行、証券会社を中心とする金融業界で、都市銀行など二十行で三年間に八億六千萬円、証券会社は四社で一億一千万円、合計十億近くです。総会屋にとって金融業界が文字どおり金づるであったことを裏づけたといふことで、当時大きな批判を呼んだわけですね。銀行の方でも、その前年からいろいろな委員会や対策を立てておつたようですが、それでもこれはやつておるわけです。

そこで、大蔵省にお聞きしますけれども、その後この種の支出はされているかどうか、この点どうですか。

○政府委員(米里怒君) 支出の金額はつまびらかにいたしませんが、恐らく御指摘のごとしましたのは、警察庁の主導によりまして、地域ごとに特殊暴力防止対策協議会といふものを設置いたしまして、銀行に対しますいわゆる総会屋などの行為を排除する、被害の防止を図るということで努力をしておるというふうに承知しております。

○近藤忠孝君 いままでの経過では、「一回ばかりくつたり、あるいは賛助金二割カット申し合わせ

はわかるでしよう。そういうことをひとつやつてみたらどうです。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 調べなくとも、十分

ぐらいで総会が終わっちゃうというんですから、何があるんじやないですかね、これ実際は。だから、私はそういうことは銀行検査の対象になるかどうかわかりませんが、行政指導としては、やは

りそういうようなことで不自然な決算総会をやらないよう指導すると。やせますよ、それは。

○近藤忠孝君 それらもう一つ、もう時間がないので最後に一つだけ指摘をしたいのは、大蔵省が決算承認銀行とか特別監視銀行というものを指定している、こう聞いています。それで、これに

指定されるとなかなか大変のようですし、実際これは日本経済新聞の五十四年九月三十日かな、そ

の一面トップの記事によると、大変多くの銀行がその対象になっている、こう聞いてるんです。こういう銀行からも総会屋費用が出ているはずでし

すし、私がここで特に最後に指摘したいのは政治献金なんですね。収益よりも赤字

の方が倍ぐらい多いようなものが含まれるわけですね。ところが、明らかにその銀行の一つと思われるものが——これは「日本金融通信」ですが、政

党への献金、相当やっておるんです。それで、地方銀行のほとんどがやっていますし、相銀の、こ

れも全部かどうかわからぬけれども、圧倒的多数が政治献金をしてますし、信託銀行もほとんど全部。それで、片やこういう決算承認銀行や特別監視銀行、もうずらっとあるわけですね。こういつたところからの政治献金、大臣、どうでしょ

が。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 政治献金は総会屋と違うわけですからね、これは。私はこれはもう一応法律で認めておつて、公正にそれが使われ、それに沿って政治活動が活発になつて——私は政党などに対する献金というものは法律の中でも許されている範囲においては決して悪いものと思っておりません。

○委員長(中村太郎君) 午後六時十一分開会
午後五時四十六分休憩

○委員長(中村太郎君) 暫時休憩いたします。

○委員長(中村太郎君) を再開いたします。

休憩前に引き続き、四案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴山篤君 先日参考人をお呼びをいたしました

し、けさから集中的に基本的な部分をただしてま

いりまして、そこで、まとめのようなことになる

が。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 政治献金は総会屋と違うわけですからね、これは。私はこれはもう一

応法律で認めておつて、公正にそれが使われ、そ

れによって政治活動が活発になつて——私は政党などに対する献金というものは法律の中でも許され

ている範囲においては決して悪いものと思っておりません。

○近藤忠孝君 私も政治献金そのものを悪いと思つてない。ただ、企業献金はやめるべきだと思

いますが、私はさらに問題にしたいのは、もうこ

ういう欠損が出てくるような銀行、しかも預かつ

ておるのは大衆のお金、それで多くの貸出先なり

やることがいいんだろうか、そういう問題です

が、いかがですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは政治資金規正

法で、欠損の会社は政治献金ができないことにな

っております。したがつて、そういうことはもう

政治資金規正法違反でございますから、別な面の

取り締まりを受けることは当然だと、さように思

います。

○近藤忠孝君 形の上では欠損になつてなくて

も、実際に欠損の可能性があるということで指摘

されているのもありますから、そういう点でもひ

とつ厳重に目を光らせてほしいと思うんです。

あと、問題はまだまだたくさんあるんですが、

時間が来たという通知がありましたので一応終え

ますけれども、あと中小企業金融問題とか、銀行

の関連会社の事業の問題等々、論議すべき問題た

くさんあると思います。そういう点についても、

やはり銀行批判に対する幾つかの指摘がありまし

たけれども、そういう問題を十分に踏まえて対処

するよう求め、一応きょうのところの質問は

終わります。

○委員長(中村太郎君) 暫時休憩いたします。

○委員長(中村太郎君) 午後五時四十六分休憩

○委員長(中村太郎君) 午後六時十一分開会

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会

第一は、証券の窓版、ディーリングの問題であ

ります。答申と実際の法律の改正では多少の違

りますが、状況については十分に理解がで

きます。

そこで、率直に申し上げて、これは言つてみれ

ば本問題で長い間時間をかけただけに、本法が施

行された後、本問題で銀行側と証券側で相も変わ

らず似たような紛争、議論というものが続くこと

あります。

○近藤忠孝君 形の上では欠損になつてなくて

も、実際に欠損の可能性があるということでお

ります。したがつて、そういうことはもう

政治資金規正法違反でございますから、別な面の

取り締まりを受けることは当然だと、さように思

います。

○近藤忠孝君 形の上では欠損になつてなくて

も、実際に欠損の可能性があるということでお

ります。したがつて、そういうことはもう

政治資金規正法違反でございますから、別な面の

取り締まりを受けることは当然だと、さように思

うと思いますが、以下数点についてお伺いをし、あ

るは確認をいたしますので、明快に御回答をい

ただきたいというふうに思います。

第一は、証券の窓版、ディーリングの問題であ

ります。答申と実際の法律の改正では多少の違

りますが、状況については十分に理解がで

きます。

そこで、率直に申し上げて、これは言つてみれ

ば本問題で長い間時間をかけただけに、本法が施

行された後、本問題で銀行側と証券側で相も変わ

らず似たような紛争、議論というものが続くこと

あります。

○近藤忠孝君 形の上では欠損になつてなくて

も、実際に欠損の可能性があるということでお

ります。したがつて、そういうことはもう

政治資金規正法違反でございますから、別な面の

取り締まりを受けることは当然だと、さように思

います。

て、その規制について本法で改正が出たわけですが、原則的には私どもよく理解ができますが、す

べてその内容は政令にゆだねられて、これが専門機関で議論をされた筋を尊重されてこれから政令を準

備されるかどうか。これはある意味で言います

と、それぞれの系列の銀行界が注目をしている問題であります。その点についてどういうふうに考

えるかという問題と、もう一つは、これまでの政令にゆだねられるわけですが、電力会社など特別な重要産業という言い方ができるかどうかわかります。

それが軌道に乗るように指導をしなければならないというふうに私は考えます。現に日本の銀行で

外国に進出しております銀行あるいは支店などにつきましては、銀行の中で証券業務をやつてい

るわけですから、ある意味では国際的な状況にな

ったわけですね。そういうことを踏まえまして、適正な指導あるいは混乱が起きないように十分指導をしていかなければならないと思いますが、そ

の点いかがでしょうか。

○政府委員(吉本宏君) 今回の銀行法並びに証取

法の改正によりまして、長い歴史的な経緯がありま

した銀行の証券業務につきまして一つの結論を得たわけですね。これによつて法制の整備が

実現したということは、私どもいたしましても

非常に喜んでいるところでございます。ただ、こ

の法律に基づきまして銀行に証券業務を認める場

合、認可をいたす場合につきましては、先般当委

員会でも御説明いたしましたとおり、三人委員会

という中立的な懇談会を設けまして、その懇談会

に諮つた上十分慎重に対処してまいりたいと、こ

のように考えております。

○政府委員(米里恕君) まず御指摘のございま

た自己資本に対する率でございます。これは政令

で決めさしていただきたいと思っておりますが、

従来行政指導で四十九年以来やつてまいりました

二〇%、三〇%、四〇%という数字をさしあたり

そのまま政令で定めさしていただきたいと思って

おります。比率が違いますのは、本委員会の御答

弁でも申し上げましたように、それぞれ専門機関

として別個の制度として位置づけられております

ので、そういう実情を勘案しまして二〇、三〇、四〇

といふふうに考えております。

それから「番目の御指摘の、やむを得ない場合

の特認の対象となる政令でございますが、これは一つは、御指摘ございました一般電気事業その他国民经济上特に緊要な事業、大体一般電気事業に比肩し得る事業というのが一つの目安になるかと思いますが、そういうものを行っている場合で、限度額を超えて信用供与をしないということになりますと、事業の安定的な遂行に困難を生ずるというようなおそれがある場合、それからもう一つは、予見しがたい緊急の資金の必要性が生じました場合で、限度額を超えて信用供与をしない場合には事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合、こういった場合を政令でやむを得ない理由として掲げ、それに対して大蔵大臣の特認ということにさせていただきたいというように考えております。

○鶴山篤君 銀行の健全経営あるいは信用という問題で、ディスクロージャーの問題が各会派全部から出ました。これは当然のことだと思うんであります。そこで、特に和田委員からも指摘がありまして、銀行には社会的な公共的な責任が非常に重要なにもかかわらず、中小あるいは専門的な銀行、金庫にやや問題が多過ぎる感じがしてならないわけであります。まあ大蔵省の監督が厳しい、厳しくないにかかわらず、本来銀行は、特に銀行というのは金を預かっているわけですから、責任を持って間違いを起こさないとということは当然なんですけれども、相も変わらず問題が起きているわけです。

そこで、開示制度の問題につきましてこの間の参考人は、おれの銀行では積極的にやっていているというお話をありましたし、訓示規定ではありますけれども、一応の考え方が明示をされたわけであります。当然、銀行は自分のところの銀行の特徴なり知恵というものを宣伝することは当然であります、利用者、庶民の立場から言いますと、先ほども指摘をされておりますように、聞きたいことあるいは尋ねたいことを実際は公開をしてほしい、ということになるのは当然であります、やや銀行側としては逃げているくらいもなしとしないわ

けであります。本来、これは私は銀行側が積極的にやらなければならない問題だというふうに思います。

そこで、そろは言いましてもやっぱり事故があることはよくないと思いますので、発足後十二分に点検をしてみて、いいところはお互いに採用するように、悪い問題につきましては、悪い宣伝の仕方につきましてはこれを排除するように、それからできる限り利用者なり国民が聞きたいもの尋ねたいものが開示できるような環境の整備を図るよう指導をさせていきませんと、これは銀行がから閉じ込もってしまえばもうそれで終わりだということになってしましますので、その点について私の考え方について賛成してもらえるかどうか、あるいはそういう方向で一遍検討してもらえるか、あるかとかいうことをお尋ねをしておきたいと思つてます。

○政府委員(米里惣君) ディスクロージャーの問題ですが、自主的に内容を定めるというようなことで大いに金融機関の創意工夫というものを生かしていただきまして、また御指摘ございました

○政府委員(米里惣君) ディスクロージャーの問題ですが、自主的に内容を定めるというようなことで大いに金融機関の創意工夫というものを生かしていただきまして、また御指摘ございましたような国民あるいは利用者のニーズということも十分に考えて、この制度が世界で初めて法律的にこういった制度づけが行われたわけでございますから、順調に発展して定着してまいるというように十分期待しておりますし、また指導していくつもりであります。

○鶴山篤君 その銀行の健全経営あるいは社会的責任という意味で、もう一つ代表的な問題を申し上げたいと思うんですが、それは拘束預金の問題であります。それともう一つは、今回証券会社並びに銀行が窓口をすることになります。つい邪推をすれば銀行が窓口をすることになります。つい邪推をするわけですが、銀行が多額の金を融資をする際に、当然出てくるわけですが、君のところこの公債を買わないかというふうな話というのはないわけではないし、当然想定がされる。そこで昭和五十二年の六月に最高裁は——金を借りるときに行に十分に担保物件を出しているわけですね。土地を担保にしたり建物を担保にしたり工場を担保に

して金を貸しているわけです。そのほかに拘束預金、ならみ預金というものをやっている。それが大蔵省の発表によりましても、昭和五十一年でならみ預金が一〇%、約一割ですね。それから昭和五十二年の最高裁の判決が出た後で皆さん方がお調べになったときにも九%なんですよ。拘束預金については、われわれとしてはひたの一文も賛成しがたいという気持ちでいるわけです、まあいろいろな事情がありますけれども。しかし、そういう仕方につきましてはこれを排除するように、それからできる限り利用者なり国民が聞きたいもの尋ねたいものが開示できるような環境の整備を図る

けであります。金融のあるいは銀行の国際化といふことを思つてます。

金融機関は、いま片方では大衆化という意味でいろんな商品を開発しておりますね。ある特定な銀行では、大手銀行で無担保で五十万円まで貸し

ます。しかも、それもキャッシュカードでよろしいというふうな商品を開発して、大衆化を目指している。あるいはミニ店舗もやつていて、片方では金融のあることは銀行の国際化といふことを思つてます。しかしながら、まだまだ問題がないわけではありません。しかし、私考えますのに、わが国の銀行が外貨資金を運用する仕事がどんどんふえていて、それから日本の企業が外国にも進出して、海外の銀行を吸収をするというふうなことで非常

です。

○鶴山篤君 次に、金融の国際化という問題で

金融機関は、いま片方では大衆化という意味でいろんな商品を開発しておりますね。ある特定な銀行では、大手銀行で無担保で五十万円まで貸し

ます。しかも、それもキャッシュカードでよろしいというふうな商品を開発して、大衆化を目指している。あるいはミニ店舗もやつていて、片方では金融のあることは銀行の国際化といふことを思つてます。しかしながら、まだまだ問題がないわけではありません。しかし、私考えますのに、わが国の銀行が外貨資金を運用する仕事がどんどんふえていて、それから日本の企業が外国にも進出して、海外の銀行を吸収をするというふうなことで非常

です。

○政府委員(米里惣君) 御指摘のような金融の国

際化の進展に対処いたしまして、基本的にはわが国との金融機関が海外で業務を行うというような場合には、その現地の法制あるいは慣行といふものに準拠すべきであるというように考えます。その現地の法制あるいは慣行に準拠しながら、かつわが国の国内の諸制度、慣行といふものとの調和も図りながら進めてまいっておるという状況でござりますが、今後につきましては、現在ありますいろいろな指導基準、規制と申しますが、そういうものをできるだけ弾力的に見直していくというような方向で進んでまいりたいと思っております。

○鶴山篤君 法案を一通り私読んで見ました。そこで目につきますのは、かなりの部分が政令にゆだねるというふうになつております。この銀行法の改正が行われますと、当然のことになりますが、一年決算の問題を含めて、定款の改正作業というものをそれそれがやらなければならぬ。そうしますと、当然のことになりますが、大蔵省側の省政令の作業も急がなければならぬし、ますでにかなりの部分は準備がされていると思つ。そういうふうに私は推測をするわけであります。そういうふうに私は推測をするわけであります。一通りずっと見ました。ところが、どうも政令ではつきり出ないものがあるだらうというふうに調べてみると、やはり旧銀行法の十八条、言いかえてみると休日の問題のところがベンディングになる可能性が強い。それはうまくない。片方の業務関係につきましては、ほとんど省令ではばちつ、ばちつと実施なり適用なりといふのが決められる。ところが、懸案の事項について政令が出てない、残されてしまふということでは、内心じくじたるもののが大蔵省側もあるいは大蔵委員会としても残ると思うんです。で、すでにこれは決議が満場一致で行われているわけですから、その意味で確認を申し上げたいと思うんですが、今回の法律改正は、言つてみますと、週休二日制に門戸を開放した、こういうふうに意識の上では理解をすることが私は正しいんじやないだらうかというふうに思います。これはまあ各党の皆さん方もそ

ういうふうに思つてゐるだらうと思います。それからその次は、そうは言いましても、銀行と農協と郵便局、そういうものが、三者がそろつて週休二日制に踏み切るということになりますと、その前の前提条件がたくさん出てくる。それから国家公務員との週休一日制との絡み合いといふものが出てくるということは十分に承知をしますが、いまや国際的な趨勢でもありますし、国内的にも週休二日制といふのは実績も非常に高まっておりまして、金融業界が将来とも一番最後に残ることがないよう、言いかえてみれば、早期に銀行法の改正の精神が踏み込むことができるよう環境の整備を私は直ちに行はべきではないだろうかと、こういうふうに二つ目は考えます。それから三つ目は、そういう将来展望を持ちながら、当面どういうことになるかと言いますと、銀行にしろ農協にしろ郵便局にしろ、いわゆる金融機関が土曜日に閉店、閉庁を一齊に同時に休む、これはこの間振替の休みがあつたと同じようには振替ということがありまして、その翌日に残ります。それから、先ほど申し上げましたが、デパート、百貨店などにありますキャッシュカードについては、デパートが休業すればそれは必然的に機械が稼働しないわけですから、それはもうそのときはお休みになる。それから、一月の二日と三日というのも当然お休みになる。それから過疎地だと離島に間々あることなどもありますけれども、何日から何日まで店を開きます、何曜日から何曜日まで店を開きますといふふうに思ひます。それ以外の問題になりますと、地震でありますとか災害であるとか、やむを得ないような場面というふうに私は整理をしてみますと、なるよ

うな気がいたします。
幾つか申し上げましたけれども、いま私が申し上げました金融機関が同時に一齊に円滑に行はう、このことを私はしなければならないといふふうに思ひます。もちろんきょうの委員会の答弁にもありました預貯金業務あるいは払い戻し業務といふふうなものだけでも、当面いま私が代表的に申し上げました金融機関が同時に一齊に円滑に行はう、これが十分整理整頓をして、将来は週休二日制に向かって努力をする、当面は特定な業務につきまして土曜の閉店、閉庁について横にらみ、横に並びを十分整理整頓をして、将来は週休二日制に向かって努力をする、当面は特定な業務につきまして土曜の閉店、閉庁について横にらみ、円滑にできるようすべきではないか、そういうふうに考えます。そのことにつきまして、特に大臣に、その辺につきまして決意をお伺いをして終わ

○國務大臣(渡辺美智雄君) 今まで銀行の週休二日の話はかねてからございましたが、それは法律でできないことになつておりましたから、大蔵省は努力のしようもなかつたわけでござります。それからその次に、日曜日の問題につきましてはつきりしていった方がいいのではないかだらうかと、こういうふうに思います。

○委員長(中村太郎君) 他に御発言もないようですが、四案に対する質疑は終局したものと認めます。したがつてそういうふうなものについては、例外としては認めるにいたしましても、基本の預りまされたけれども、現実にキャッシュカードもありますし、それから兼用機も入つておりますし、デパートでもその種の機械が稼働をしておりましたけれども、現実にキャッシュカードもありました。もちろんきょうの委員会の答弁にもあります。したがつてそういうふうなものについては、これまで土曜の閉店、閉庁について横にらみ、横に並びを十分整理整頓をして、将来は週休二日制に向かって努力をする、当面は特定な業務につきまして土曜の閉店、閉庁について横にらみ、円滑にできるようすべきではないか、そういうふうに考えます。そのことにつきまして、特に大臣に、その辺につきまして決意をお伺いをして終わ

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認めます。これより四案の討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(中村太郎君) 他に御発言もないようですが、四案に対する質疑は終局したものと認めます。したがつてそういうふうなものについては、これまで土曜の閉店、閉庁について横にらみ、横に並びを十分整理整頓をして、将来は週休二日制に向かって努力をする、当面は特定な業務につきまして土曜の閉店、閉庁について横にらみ、円滑にできるようすべきではないか、そういうふうに考えます。そのことにつきまして、特に大臣に、その辺につきまして決意をお伺いをして終わ

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、銀行法案、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案について、一括反対の討論を行います。
討論に先立つて、本日の委員会採決が、参考人質疑を除く本法案質疑の第一日目になされようとしていることについて、一言触れざるを得ないの

銀行法は、いやしくも政府・大蔵省の金融行政の根幹をなすものであり、しかも今回改正は、昭和二年以来の全部改正というものであります。

今日の経済危機・財政破綻のもとで金融・銀行行政の重要性は一段と強まっており、そのあり方がどう法定化されるのか、徹底した審議を行るべきであります。良識の府であり、言論の府であるべき本院において、審議が十分尽くされないままかかる措置がなされることに強く反対せざるを得ないであります。

今回の改正によって、金融機関の週休二日制への道が開かれたことや、中小業者並びに中小企業専門機関の要望に沿つた必要な業務改善の措置がとられたことについては一定の評価をするものであります。それ以上に重大かつ危険な問題点が含まれていることを指摘しないわけにはいきません。

反対の第一の理由は、今回改正が、国民の要求に全くこたえていない点であります。今回改正の発端となつたのは、さきの第一次石油ショックのときの大企業、大商社などが引き起こした土地投機や買い占め、売り惜しみ、物価つり上げであり、銀行が資金面でそれを押ししていたことにあります。銀行の大企業本位のあり方を改め、反社会的行為を正すこそが国民世論の求めるところであつたはずです。

ところが、本改正案では、目的規定でわざわざ銀行の自主的努力を尊重する旨の文言を入れ込み、規制よりも容認を基本とし、金融制度調査会の答申でさえもが提起していたディスクロージャー制度や監督規定などについての考え方を大幅に後退させたばかりか、大口融資規制については現行の通達による規制よりも緩和させ、欺罔行為についての罰則規定も現行よりも後退させるなど、重大な問題をはらんでおります。

これは、大銀行の社会的責任を指摘し、批判してきた国民党に対する挑戦であると同時に、政府・民主党の大企業、大銀行本位の姿勢を示すものにはなりません。

さらに指摘すれば、公共性の確立を求められる金融機関が巨額の政治献金を行っていることこのようない行政の態度と無関係ではないという点であります。

第二の理由は、大銀行中心の金融再編を促進するものである点であります。

今回改正によって、銀行の業務範囲が弾力化の名のもとに拡大されたのを初め、営業所の設置や営業時間の弾力化、増資の自由化などを進める一方、中小専門機関においても業務範囲の拡大の名のもとに貸付対象の拡大、員外貸し付けの拡大など業務内容の同質化、上位シフト化を促進させております。このような措置が大銀行の優位性を一段と強めると同時に、その反面で中小企業金融機関など経営力の弱い機関を圧迫することは明らかであり、大銀行中心の金融再編、大企業優遇のための金融効率化を進めるものと指摘せざるを得ません。またこのことは、利用者である国民や中小零細業者などの要求である国民本位の金融の確立、国民のための経済再建を図る上で役に立たないばかりか、逆に今日の大企業、大銀行本位の金融のゆがみを一層強めるものにはなりません。

第三の理由は、銀行窓口での窓販、ディーリングができるようにしていることであります。これは、現在の政府・自民党による国債の大量発行政策の行き詰まりを国民などに押しつけ、消化を図ることによって切り抜けようとするものにはなりません。銀行による窓販やディーリングが拡大されれば、国債の発行が容易となつて財政危機の元凶を拡大することとなるばかりか、大銀行と中小金融機関の経営力や支配関係から格差が一層広がり、系列化・再編成に拍車をかけることになります。また、国民や中小企業者、さらには中小企業金融機関に対する国債の押しつけが強まることも自明のことです。

最後に指摘しておきたいのは、今回の改正によつて国債の売り込みなどにかかる金融証券関係労働者の労働強化や、合併促進に伴う配転や首切

り合理化が進められたり、地域住民や利用者、中のことは、利用者である国民や中小企業者などの意向を無視した金融行政が強まる可能性があることであります。金融機関の社会的責任にふさわしく、預金者国民や中小企業、さらには中小企業金融機関の意向を十分に反映させた金融行政をこそ実現すべきことを強調し、私の反対討論を終ります。

○委員長(中村太郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより順次四案の採決に入ります。

まず、銀行法案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 ○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 ○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、証券取引法の一部を改正する法律案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 ○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 ○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に

○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に

○委員長(中村太郎君) 全会一致と認めます。よつて、衛藤君提出の附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(中村太郎君) 私は、ただいま可決されました。

〔賛成者挙手〕 ○衛藤征士郎君 附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(中村太郎君) ただいまの衛藤君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(中村太郎君) 全会一致と認めます。よつて、衛藤君提出の附帯決議案は全会一致をもつ

附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

銀行法案に対する附帯決議(案)

金融制度の整備改善に伴い、銀行その他の金融機関にあつては、健全かつ適切な経営に徹し、もつて預金者の保護をはじめ、各般の国民経済的、社会的な要請に十分に応える必要がある。よつて、政府は、金融機関の監督指導に当たり、次の諸点に特に配慮すべきである。

一、社会的公正の確保に資するため、個人、中小企業者などの意向を無視した金融行政が強まる可能性があることであります。金融機関の社会的責任にふさわしく、預金者国民や中小企業、さらには中小企業金融機関の意向を十分に反映させた金融行政をこそ実現すべきことを強調し、私の反対討論を終ります。

○委員長(中村太郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより順次四案の採決に入ります。

まず、銀行法案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 ○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 ○委員長(中村太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に

○委員長(中村太郎君) 全会一致と認めます。よつて、衛藤君提出の附帯決議案は全会一致をもつ

て本委員会の決議とすることに決定いたしました。

た。

ただいまの決議に対し、渡辺大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。渡辺大蔵大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(中村太郎君) なお、四案の審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか?

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十二分散会

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、大衆増税と大型消費税導入反対等に関する請願(第三九九七号)(第三九九八号)

一、内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願(第三九九九号)

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願(第四〇一六号)

一、大衆増税と大型消費税導入反対等に関する請願(第四〇二五号)

一、大衆増税及び大型消費税導入反対等に関する請願(第四〇一六号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第四〇一六号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第四〇一七号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第四〇一七号)

一、大衆増税と大型消費税導入反対等に関する請願(第四〇一七号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第四〇一七号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第四〇一七号)

一五号)(第四一一六号)	宿アパート内 長谷山与一外九名	紹介議員 宮本 順治君	内 宮本一外一名
一、内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願(第四一三五号)	この請願の趣旨は、第二十二四一号と同じである。	紹介議員 下条進一郎君	この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。
一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願(第四一八〇号)(第四一八一号)(第四一八二号)(第四一八三号)(第四一八四号)(第四一八五号)(第四一八六号)(第四一八七号)(第四一八八号)	この請願の趣旨は、第二十二四一号と同じである。	この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。
一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第四一八〇号)(第四一八一号)(第四一八二号)(第四一八三号)(第四一八四号)(第四一八五号)(第四一八六号)(第四一八七号)(第四一八八号)	この請願の趣旨は、第二十二四一号と同じである。	この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。
一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願(第四一八〇号)(第四一八一号)(第四一八二号)(第四一八三号)(第四一八四号)(第四一八五号)(第四一八六号)(第四一八七号)(第四一八八号)	この請願の趣旨は、第二十二四一号と同じである。	この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。

第四〇一六号 昭和五十六年五月八日受理
大衆増税と大型消費税導入反対等に関する請願
〔二通〕

第四〇〇三号 昭和五十六年五月八日受理 内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願 〔二通〕	紹介議員 川村 清一君 紹介議員 トシコ外百九十九名 紹介議員 対馬 孝且君 この請願の趣旨は、第三九五七号と同じである。	紹介議員 岩谷 寛三君 紹介議員 鈴木 正一君 紹介議員 藤佐太郎外一名 島根県遊技業協同組合連合会内 佐藤 この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。	紹介議員 宮本 順治君 紹介議員 下条進一郎君 紹介議員 福島県会津若松市栄町一ノ二五福 この請願の趣旨は、第二十二四一号と同じである。
第四〇〇三号 昭和五十六年五月八日受理 内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願 〔二通〕	紹介議員 川村 清一君 紹介議員 トシコ外百九十九名 紹介議員 対馬 孝且君 この請願の趣旨は、第三九五七号と同じである。	紹介議員 岩谷 寛三君 紹介議員 鈴木 正一君 紹介議員 藤佐太郎外一名 島根県遊技業協同組合連合会内 佐藤 この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。	紹介議員 宮本 順治君 紹介議員 下条進一郎君 紹介議員 福島県会津若松市栄町一ノ二五福 この請願の趣旨は、第二十二四一号と同じである。
第四〇〇三号 昭和五十六年五月八日受理 内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願 〔二通〕	紹介議員 川村 清一君 紹介議員 トシコ外百九十九名 紹介議員 対馬 孝且君 この請願の趣旨は、第三九五七号と同じである。	紹介議員 岩谷 寛三君 紹介議員 鈴木 正一君 紹介議員 藤佐太郎外一名 島根県遊技業協同組合連合会内 佐藤 この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。	紹介議員 宮本 順治君 紹介議員 下条進一郎君 紹介議員 福島県会津若松市栄町一ノ二五福 この請願の趣旨は、第二十二四一号と同じである。
第四〇〇三号 昭和五十六年五月八日受理 内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願 〔二通〕	紹介議員 川村 清一君 紹介議員 トシコ外百九十九名 紹介議員 対馬 孝且君 この請願の趣旨は、第三九五七号と同じである。	紹介議員 岩谷 寛三君 紹介議員 鈴木 正一君 紹介議員 藤佐太郎外一名 島根県遊技業協同組合連合会内 佐藤 この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。	紹介議員 宮本 順治君 紹介議員 下条進一郎君 紹介議員 福島県会津若松市栄町一ノ二五福 この請願の趣旨は、第二十二四一号と同じである。
第四〇〇三号 昭和五十六年五月八日受理 内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願 〔二通〕	紹介議員 川村 清一君 紹介議員 トシコ外百九十九名 紹介議員 対馬 孝且君 この請願の趣旨は、第三九五七号と同じである。	紹介議員 岩谷 寛三君 紹介議員 鈴木 正一君 紹介議員 藤佐太郎外一名 島根県遊技業協同組合連合会内 佐藤 この請願の趣旨は、第七七七六号と同じである。	紹介議員 宮本 順治君 紹介議員 下条進一郎君 紹介議員 福島県会津若松市栄町一ノ二五福 この請願の趣旨は、第二十二四一号と同じである。

第四〇七三号 昭和五十六年五月八日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 青森県八戸市堀端町二ノ三三八地
区青色申告会連合会内 田中善太郎

紹介議員 松尾 官平君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四〇七四号 昭和五六年五月八日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 富山県砺波市表町三ノ二砺波青色
申告会内 遠藤友治

紹介議員 吉田 実君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四〇九〇号 昭和五六年五月九日受理
大衆増税と大型消費税導入反対等に関する請願

請願者 札幌市東区北十四条東一二三丁目
今野裕一外九百九十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第三九五七号と同じである。

第四一〇九号 昭和五六年五月九日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 千葉市末広二ノ一ノ一八千葉県電
機商業組合内 松尾春雄

紹介議員 白井 庄一君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一三号 昭和五六年五月九日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 千葉市末広二ノ一ノ一八千葉県電
機商業組合内 松尾春雄

紹介議員 白井 庄一君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一四号 昭和五六年五月九日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ五ノ五
全国旅館会館内中小企業情報セン

タ一内 長田信一外三十五名
紹介議員 藏内 修治君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一八〇号 昭和五六年五月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 札幌市北区北二十五条西三ノ二三
二
紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一八一号 昭和五六年五月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 北海道電機商業組合内 松尾利雄
紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一六号 昭和五六年五月九日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 島根県松江市東本町三ノ二松江専
門店協同組合理事長 杉原貞巳
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一八一号 昭和五六年五月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 尾頭橋ビル株式会社内中川税務署
名古屋市中川区尾頭橋通二ノ二十四
紹介議員 斎藤栄三郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一六号 昭和五六年五月九日受理
(二通) 大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 秋田市中通三ノ三ノ五〇秋田県遊
技場組合連合会内 高橋佐探外一
紹介議員 松浦 功君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一六号 昭和五六年五月九日受理
(二通) 大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 斎藤栄三郎君
一名
管内青色申告会内 堀田春雄外百
尾頭橋ビル株式会社内中川税務署
名古屋市中川区尾頭橋通二ノ二十四
紹介議員 斎藤栄三郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一八二号 昭和五六年五月十一日受理
(二通) 大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 大阪市南区谷町七ノ二ノ一新谷町
第二ビル内大阪府遊技業協同組合
内 松浦哲正外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一三五号 昭和五六年五月十一日受理
内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願

請願者 北海道旭川市永山七条一七丁目
高信之外六百七名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第三六八七号と同じである。

第四一一三五号 昭和五六年五月十一日受理
内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願

請願者 大阪市南区谷町七ノ二ノ一新谷町
第一ビル内大阪府遊技業協同組合
内 松浦哲正外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一三五号 昭和五六年五月十一日受理
内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願

請願者 大阪市南区谷町七ノ二ノ一新谷町
第一ビル内大阪府遊技業協同組合
内 松浦哲正外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一三五号 昭和五六年五月十一日受理
内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願

請願者 大阪市南区谷町七ノ二ノ一新谷町
第一ビル内大阪府遊技業協同組合
内 松浦哲正外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一三五号 昭和五六年五月十一日受理
内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願

請願者 大阪市南区谷町七ノ二ノ一新谷町
第一ビル内大阪府遊技業協同組合
内 松浦哲正外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一三五号 昭和五六年五月十一日受理
内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願

請願者 大阪市南区谷町七ノ二ノ一新谷町
第一ビル内大阪府遊技業協同組合
内 松浦哲正外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一三五号 昭和五六年五月十一日受理
内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願

請願者 大阪市南区谷町七ノ二ノ一新谷町
第一ビル内大阪府遊技業協同組合
内 松浦哲正外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四一一三五号 昭和五六年五月十一日受理
内職・パート収入の非課税限度額引上げ等に関する請願

請願者 大阪市南区谷町七ノ二ノ一新谷町
第一ビル内大阪府遊技業協同組合
内 松浦哲正外一名
紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 愛媛県松山市二番町一ノ六ノ九愛
媛県遊技業組合内 村下和彦外一
紹介議員 桧垣徳太郎君
名

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 群馬県前橋市住吉町一ノ五ノ一二
群馬県遊技業共同組合内 中川鶴
紹介議員 福田 宏一君
吉外一名

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 熊本市上熊本一ノ二ノ六熊本県文
具紙製品卸商組合内 上野圭二外
紹介議員 三浦 八水君
一名

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 富山市西町五ノ五株式会社大和富
山店内 笔谷晴吉外五名
紹介議員 安田 隆明君
が付託された。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 富山市西町五ノ五株式会社大和富
山店内 笔谷晴吉外五名
紹介議員 安田 隆明君
が付託された。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 富山市西町五ノ五株式会社大和富
山店内 笔谷晴吉外五名
紹介議員 安田 隆明君
が付託された。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 富山市西町五ノ五株式会社大和富
山店内 笔谷晴吉外五名
紹介議員 安田 隆明君
が付託された。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 富山市西町五ノ五株式会社大和富
山店内 笔谷晴吉外五名
紹介議員 安田 隆明君
が付託された。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 富山市西町五ノ五株式会社大和富
山店内 笔谷晴吉外五名
紹介議員 安田 隆明君
が付託された。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 富山市西町五ノ五株式会社大和富
山店内 笔谷晴吉外五名
紹介議員 安田 隆明君
が付託された。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 富山市西町五ノ五株式会社大和富
山店内 笔谷晴吉外五名
紹介議員 安田 隆明君
が付託された。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
(二通)

請願者 富山市西町五ノ五株式会社大和富
山店内 笔谷晴吉外五名
紹介議員 安田 隆明君
が付託された。

法律に特別の規定のある者の行うもの
三 労働組合、国家公務員法（昭和二十一年法
律第二百二十号）第一百八条の二（裁判所職員臨
時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九
号）において準用する場合を含む。若しくは

章及び第十七条において同じ。である場合においては、その資本金額若しくは出資金額又は寄附財産の金額並びにその役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所並びに政令で定める使用者があるときは、その者の氏名

若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律

その事業を行おうとするときは大蔵大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を行おうとするときは当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければならぬ。

ければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該登録に係る大蔵大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人(人格のない社団又は財团で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この

第六条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなりつた日から三年を経過しない者

四 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十一年法律第一百一十五号）若しくは旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第一百一二号）の規定に違反し、又は貸付けの契約

有しない未成年者又は法定代理人が前各号の一に該当する未成年者

八 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち第一号から第五号までの一に該当する者のあるもの

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

（登録行政手の変更の場合における経過措置）

第七条 第三条第一項の大蔵大臣の登録を受けた者が、その登録を受けた後一の都道府県の区域内のみ営業所又は事務所を有することとなつて引き続き貸金業を行おうとするときは、その

日から三十日間は、当該営業所又は事務所の所在地を管轄する同項の都道府県知事の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に同項の都道府県知事の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

(貸金業者の届出事項)
第八条 貸金業者は、第四条第一項の申請書又はその添付書類に記載された事項について変更があつたときは、一週間以内に、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 貸金業者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる者は、その旨をその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
一 貸金業者が次の場合 その相続人
二 法人が合併(人格のない社団又は財団においては、合併に相当する行為) 第四号において同じにより消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
三 貸金業者が破産した場合 その破産管財人
四 法人が合併及び破産以外の理由により解散(人格のない社団又は財団においては、解散に相当する行為) をした場合 その清算人(人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は代理人であつた者)
五 貸金業を廃止した場合 貸金業者であつた個人又は貸金業者であつた法人を代表する役員

(登録の失効)

第九条 第七条に規定する者が同条前段に規定する場合に該当して新たに第三条第一項の都道府県知事の登録を受けたとき、又は同項の都道府県知事の登録を受けた者がその登録を受けた後次の各号の一に該当して引き続き貸金業を行おうとする場合において新たに同項の大蔵大臣の

登録若しくは都道府県知事の登録を受けたときは、これらの者に係る従前の大蔵大臣の登録又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

一二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を有することとなつたときは、
一 当該都道府県の区域内における営業所又は事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域

内に営業所又は事務所を設置することとなつたとき。

2 貸金業者が前条第一項各号の一に該当することとなつたときは、その者に係る第三条第一項の大蔵大臣の登録又は都道府県知事の登録は、

その効力を失う。

(登録の消除)
第十一条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三条第二項若しくは前条の規定により登録が効力を失つたとき、又は第二十六条第一項若しくは第二十七条の規定により登録を取り消したときは、

当該貸金業者の登録を消除しなければならない。

第十二条 貸金業者は、自己の名義をもつて、他人に貸金業を行わせてはならない。
第三章 貸金業の規制
(業務処理の原則)
第十三条 貸金業者は、資金需要者である顧客に對し、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならぬ。

2 貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人との返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

(譲渡大広告等の禁止)
第十四条 貸金業者は、その業務に関して広告をするときは、金利、貸付条件その他大蔵省令で

定める事項について、事實に相違する表示をしてはならない。

2 貸金業者は、その貸付けに係る金利に関する事項を公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める標識を掲示しなければならない。

(契約の内容となるべき事項の掲示等)
第十五条 貸金業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定めることにより、利率、利息計算の方法又は金銭の貸借の媒介手数料の額その他他貸付けの契約の内容となるべき事項を掲示しなければならない。

2 前項の利息計算の方法の掲示については、具體的な例を表示してしなければならない。

3 貸金業者は、第一項に規定する事項に係る掲示の内容と異なり、かつ、顧客の不利益となるような貸付けの契約をしてはならない。

4 前項の規定に違反する契約は、その違反する部分については、当該掲示の内容によりされたものとみなす。

2 当該返済金の額及び当該返済金のうち元本又は利息へ充当された金額

3 当該返済後において返済されていない金額

4 当該返済の年月日

5 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(白紙委任状の取得の制限)
第十七条 貸金業者は、貸付けの契約について、債務者又は保証人から白紙委任状を取得してはならない。

2 貸金業者は、貸付けの契約を締結したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法

によってする金銭の交付の場合にあつては、これに準ずるものとして大蔵省令で定める事項)についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

1 貸付けの金額(保証契約にあつては、保証

において同じ)及び貸付けの年月日

2 返済金の返済の時期及び方法

3 返済金の額(分割返済の場合にあつては、返済の場合にあつては、利息の総額及び各回ごとの利息の額)

4 利率、利息計算の方法及び利息の額(分割返済の場合にあつては、利息の総額及び各回ごとの利息の額)

5 返済金を当該返済の時期までに返済しなかつた場合の措置に関する事項

6 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(受取証書の交付)
第十九条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部の返済を受けたときは、次の各号に掲げる事項(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付に係る場合にあつては、これに準ずるものとして大蔵省令で定める事項)を記載した書面を当該返済をした者に交付しなければならない。

2 一 貸付けの金額及び貸付けの年月日

2 二 当該返済金の額及び当該返済金のうち元本又は利息へ充当された金額

3 三 当該返済後において返済されていない金額

4 四 当該返済の年月日

5 五 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(債権証書の返還)
第二十条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

2 第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権に基づく債権の取立てについて貸金業者その他者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てに關し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

2 一 正當な理由がなく、午後十時から翌日の午

前六時までの間に、債務者、保証人又はこれらの者の親族の住居をみだりに訪問し、又はこれらの方に電話をすることにより、その私生活の平穏を妨げる行為

二 債務者、保証人又はこれらの者の親族に対し、威迫を交えた言動その他悪質又は著しく不当な方法により、これらの者を困惑させる行為

三 債務者又は保証人の親族に対し、当該債務者は保証人に係る債務の弁済を強要し、又は当該債務の引受け若しくは保証を強要する行為

(債権譲渡等の規制)

第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対する対し、当該債権が貸金業者の貸付けの契約に基づいて発生したことその他の大蔵省令で定める事項並びにその者が当該債権に関する行為について第十七条から前条まで、第三十一条及びこの項の規定(これらは規定に係る罰則を含む)の適用がある旨を、大蔵省令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十七条から前条まで、第三十一条及び前項の規定は、貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(前条及び第三十一条を除く)中「貸金業者は」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、前条中「貸金業者又は」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者又は」と、第三十一項中「当該都道府県の区域内において貸金業を営む者」とあるのは「貸金業者その他の者から貸金業者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者には事務所(営業所又は事務所を有しない者には事務所(営業所又は事務所を有するもの」と読み替えるものとする。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託(以下「債権譲渡等」という)をしようとする場合において、その相手方が貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり前条(前項において準用する場合を含む)の規定に違反し、若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者(以下「取立て制限者」という)であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるとき、又は同項の規定による法律の罪を犯すおそれが明らかである者(以下「取立て制限者」という)であることをしてはならない。

(帳簿の備付け)

第一十三条 貸金業者は、大蔵省令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの金額及び貸付けの年月日並びに返済の年月日その他大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第四章 貸金業の監督

(指示)

第一十四条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対して、必要な指示をすることができる。

一 この法律又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定に違反したとき。

二 業務に関し不當若しくは不誠実な行為をしたとき、又は不當若しくは不誠実な行為をするおそれが大きいと認められるとき。

(業務の停止)

第一十五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者が次の各号の一に該当する場合においては、当該貸金業者に対し、一年以内の期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項、第十二条、第十四条、第十

五条、第十六条第一項から第三項まで、第七条から第二十一条まで、第二十二条第一項(同条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む)又は第二十三条の規定に違反したとき。

二 債権譲渡等をした場合において、次の場合のいずれにも該当することとなつたとき。
イ 当該貸金業者が、当該債権譲渡等に当たりその相手方が取立て制限者であることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき、又は当該債権譲渡等に当たり当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知らなかつたことにつき相当の理由があることを証明できなかつたとき。

ロ 当該債権譲渡等を受けた取立て制限者は当該債権譲渡等の後当該債権の債権譲渡等を受けた取立て制限者が、当該債権の取立てをするに当たり第二十二条(第二十二条第一項において準用する場合を含む)の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等处罚に関する法律の罪を犯したとき。

三 前条の規定による指示に従わなかつたときは。

四 前条第一項の規定は、前項の処分があつた場合に準用する。

五 前条第一項の規定は、前項の処分があつた場合において、当該処分の日から三年以内に再び同項各号の一に該当するに至ったとき。

一 第六条第一項各号(第二号及び第五号を除く)の一に該当するに至つたとき。

二 第七条前段又は第九条第一項各号の一に該当して引き続き貸金業を営んでいる場合において、新たに受けるべき第三条第一項の登録を受けていないことが判明したとき。

三 不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。

四 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による業務の停止処分に違反したとき。

五 前条第一項の規定による業務の停止の処分を受けた場合において、当該処分の日から三年以内に再び同項各号の一に該当するに至ったとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の処分があつた場合に準用する。

2 第六条第二項の規定は、前項の処分があつた場合に準用する。

2 第二十七条 大蔵大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないとき、又はその登録を受けた貸金業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在)を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事實を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、当該貸金業者の登録を取り消すことができる。

3 第二十八条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

(監督処分の公告)

第二十九条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第一

十五条第一項又は第二十六条第一項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(業務報告書)

第三十条 貸金業者は、事業年度(事業年度の定めがないときは、毎年四月から翌年三月までとする)ごとに業務報告書を作成して、当該事業年度経過後三月以内に、その登録をした大蔵大臣又は都道府県知事に提出し、かつ、これを當業所又は事務所に備えなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において期間を定めあらかじめその登録をした大蔵大臣又は都道府県知事の承認を受けたときは、その提出を延期することができる。

2 前項の業務報告書に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(報告徵収及び立入検査)

第三十一条 大蔵大臣はその登録を受けた貸金業者に對して、都道府県の区域内において貸金業を営む者に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に營業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の業務に關係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会

第三十二条 貸金業者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に營業所又は事務所を有する貸

金業者を会員とし、貸金業協会と称する民法

(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

第三十五条の規定による法人を設立することがにより、その旨を公告しなければならない。

2 貸金業協会(以下「協会」という)は、都道府県ごとに一個とする。

3 協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とし、次の各号に掲げる業務を行う。

一 貸金業を営むに当たり、この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律その他の法令の規定を遵守させるための

二 会員に対する指導、勧告その他の業務

三 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

四 貸金業者の營業所又は事務所の營業の主任者その他貸金業の業務に從事する者に対する研修

五 信用情報に関する機関の設置又は他の信用情報に関する機関の指定等による会員の過剰貸付けの防止

六 その他協会の目的を達成するため必要な業務

(加入)

第三十三条 協会は、貸金業者が協会に加入しようとするとときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(大蔵大臣又は都道府県知事に対する協力)

第三十四条 大蔵大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めることにより、この法律の規定に基づく登録の申請、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(会員名簿の閲覧)

第三十五条 協会は、会員の名簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(全国貸金業協会連合会)

第三十六条 協会は、全国を単位として、協会を会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法

第三十七条の規定による法人を設立することができる。

2 全国貸金業協会連合会(以下「連合会」といいう)は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的とする。

4 協会及び連合会でない者は、貸金業者に対する指導、勧告その他の業務

5 会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

6 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

7 貸金業者の營業所又は事務所の營業の主任者その他貸金業の業務に從事する者に対する研修

8 会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

9 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

10 貸金業者の營業所又は事務所の營業の主任者その他貸金業の業務に從事する者に対する研修

11 会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

12 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

13 貸金業者の營業所又は事務所の營業の主任者その他貸金業の業務に從事する者に対する研修

14 会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

15 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

16 貸金業者の營業所又は事務所の營業の主任者その他貸金業の業務に從事する者に対する研修

17 会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

18 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

19 貸金業者の營業所又は事務所の營業の主任者その他貸金業の業務に從事する者に対する研修

20 会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

21 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

22 貸金業者の營業所又は事務所の營業の主任者その他貸金業の業務に從事する者に対する研修

23 会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

24 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

25 貸金業者の營業所又は事務所の營業の主任者その他貸金業の業務に從事する者に対する研修

26 会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

27 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

28 貸金業者の營業所又は事務所の營業の主任者その他貸金業の業務に從事する者に対する研修

29 会員の営む貸金業に關し、契約の内容の適正化その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

30 会員の営む貸金業の業務に対する債務者等からの苦情の解決

31 貸金業者の營業所又は事務所の營業の主任者その他貸金業の業務に從事する者に対する研修

数料を、それぞれ納めなければならない。

(登録の取消し等に伴う取引の結了)

第四十条 貸金業者について、第三条第二項若しくは第九条の規定により登録が効力を失つたとき、又は第二十六条第一項若しくは第二十七条の規定により登録が取り消されたときは、当該貸金業者であつた者又はその一般承繼人は、当該登録が結した貸付けの契約に基づく取引を結した目的の範囲内においては、なお貸金業者とみなす。

第四十一条 大蔵大臣は、財務局長又は福岡財務支局長に対し、政令で定めるところにより、この法律による権限の全部又は一部を委任することができる。

第四十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく登録の申請、届出の手続きその他この法律を実施するために必要な事項は、大蔵省令で定める。

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十四条 第十四条第一項若しくは第二項、第三項、第五項、第六項第一項から第三項まで又は第十七条から第二十一条まで(第二十二条第二項に依るところ)にこれらの規定を準用する場合を含む)の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す

る。

第四十五条 第二十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、

第四十六条 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を行わせた者は、

第四十七条 第二十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、

第四十八条 第二十二条の規定に違反して他人に貸金業を行わせた者は、

第四十九条 第三条第一項の大蔵大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)で定めるところにより登録免許税を、同項の都道府県の登録を受けようとする者及び同項第一項の登録の更新を受けける者は、政令で定めるところにより手

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の申請書又はその添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十三条の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 第三十一条第一項の規定による業務報告書の提出をせず、若しくは業務報告書に虚偽の記載をし、又は同条の規定に違反して業務報告書を備えなかつた者

六 第三十一条第一項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第三十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 第三十八条第二項の規定による報告若しくは虚偽の報告をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人（人格のない社団又は財團で代表者は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団又は財團について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

一 第八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第三十五条の名簿の開覧を拒んだ者

三 第三十七条第一項の規定に違反した者

四 第八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

ができる者については、その者をその営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた貸金業者とみなして、第三章、第二十四条、第二十五条、第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第四十条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第四十条中「第三条第二項若しくは第九条の規定により登録が効力を失つたとき、又は第二十六条第一項若しくは第十七条の規定により登録が取り消されたときは」とあるのは、「附則第三条第一項の規定により引き続き貸金業を営むことができる期間を経過したときは」とする。

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十二条第一項の規定による貸金業協会が設立されるまでの間は、旧自主規制法第三条第一項の規定による庶民金融業協会に第三十四条の協力をさせることができる。

第六条 この法律の施行前にした旧自主規制法第十四条の規定による業務の停止については、な

お従前の例による。

第七条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過する日から施行する。

（貸金業者の自主規制の助長に関する法律の廃止）

第一条 貸金業者の自主規制の助長に関する法律（以下「旧自主規制法」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第七条第一項の規定による届出をして第二

条第一項に規定する貸金業を営んでいる者は、

（第四条を除く。）第三章及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。

第二条 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第十二条第一項の規定による全国庶民金融業協会連合会について、旧自主規制法第二章

（第四条を除く。）第三章及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。

第三条 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第十三条第一項の規定による庶民金融業協会は、この法律の施行の日から一年以内に、第三十二

条第一項に規定する貸金業協会になるために必要な定款の変更の認可を都道府県知事に申請することができる。当該庶民金融業協会は、この法律の施行の日から一年以内に、第三十二

条第一項に規定する貸金業協会になるために必要な定款の変更の認可を申請しなければならない。当該定款の変更の認可を申請した場合において認可しない旨の処分があつたときは当該処分があつた日に解散する。

第四条 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第十四条第一項の規定による全国庶民金融業協会連合会は、この法律の施行の日から一年以内に、第三十六

条第一項の規定による全国貸金業

協会連合会になるために必要な定款の変更の認可を大蔵大臣に申請することができる。この場合において、前項後段の規定は、当該全国庶民

金融業協会連合会について準用する。

第五条 大蔵大臣又は都道府県知事は、第三十二

条第一項の規定による貸金業協会が設立されるまでの間は、旧自主規制法第三条第一項の規定による庶民金融業協会に第三十四条の協力をさせることができる。

第六条 この法律の施行前にした旧自主規制法第十四条の規定による業務の停止については、な

お従前の例による。

第七条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過する日から施行する。

（題名中「受入」を「受入れ」に、「取締等」を「取締り」に改める。）

第七条 受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条 第十二条を削り、第十三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第七条とする。

第二条 第十条を削り、第十一条を第八条とする。

第三条 第十二条を削り、第十三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第七条とする。

第四条 第十二条を削り、第十三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第七条とする。

第五条 第十二条を削り、第十三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第七条とする。

第六条 第十二条を削り、第十三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第七条とする。

第七条 第十二条を削り、第十三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第七条とする。

第八条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為であつて附則第四条第

一項の規定によりその効力を有するものとされる旧自主規制法第二章の規定に係る罰則の規定に該当するもの及び附則第六条の規定により從前の例によることとされる業務の停止の命令に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 登録免許税法の一部改正

第一条 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第十二条第一項の規定による全国庶民金融業協会連合会は、この法律の施行の日から一年以内に、別表第一中第一四号の次に次のように加え

2 前項の規定により引き続き貸金業を営むこと

3 この法律の施行の際現に存する旧自主規制法第十二条第一項の規定による全国貸金業

二十四の二 貸金業者の登録 （貸金業の規制等に関する法律（昭和五十六年法律第二 号）第三条第一項（登録）の大蔵大臣がする貸金業者の登 録（更新の登録を除く））	登録件数	一件につき九万円
--	------	----------

（大蔵省設置法の一改正）

第十一条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四
十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号の次に次のように加え
る。

九の二 貸金業を営む者を登録し、これを監
督すること。

第十二条第一項第十六号中「貸金業の実態を
調査し及び」を削り、同条第三項中「検査に関す
るもの」の下に並びに「貸金業者に対する立入檢
査に関するもの」を加える。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関
する法律の一部を改正する法律案

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに
関する法律の一部を改正する法律

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに
関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）の一部
を次のように改訂する。

第五条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「百九
・五パーセント」を「三十六・五パーセント」に、「百
九・八パーセント」を「三十六・六パーセント」
に、「〇・三ペーセント」を「〇・一ペーセント」
に、「こえる」を「超える」に、「三十万円」を「三
百万円」に改める。

第八条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改
る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、貸金業の規制等に関する法律、
(昭和五十六年法律第二百四号)の施行の日から
施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日から起算して一年を経過
するまでの間は、改正後の出資の受入れ、預
り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第
一項中「三十六・五パーセント」とあるのは「五
十四・七五パーセント」と、「三十六・六パーセ
ント」とあるのは「五十四・九ペーセント」と、
「〇・一ペーセント」とあるのは「〇・一五ペー
セント」とする。ただし、質屋業法（昭和二十
五年法律第二百五十八号）第一条第二項に規定す
る質屋については、この限りでない。

（罰則に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為及びこの法律の
施行の日から起算して一年を経過する日までの
間にした利息（債務の不履行について予定され
る賃借額を含む）の受領（この法律の施行前に
金銭の貸付けを行った者がした金銭の貸付けの契
約に基づくものに限る。）に対する罰則の適用に
ついては、なお前例による。

（質屋業法の一部改訂）

4 質屋業法の一部を次のように改訂する。

第三十六条中「受入」を「受入れ」に、「取締等」
を「取締り」に、「同法同条第二項」を「同項中「三
十六・五パーセント」とあるのは「百九・五パ
ーセント」と、「三十六・六パーセント」とあるの
は「百九・八パーセント」と、「〇・三ペーセント」と
あるのは「〇・一ペーセント」とし、同条
第一項に「貸付」を「貸付け」に改める。

第五条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改
る。

附 則

（施行期日）

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、大衆増税と大型消費税導入反対等に関する
請願（第四二二〇号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願

請願（第四二九四号）（第四二九五号）（第四二
九六号）（第四二九七号）（第四二九八号）（第四
二九九号）（第四三〇〇号）

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関
する請願（第四三二五号）

一、大衆増税及び大型消費税導入反対等に関す
る請願（第四三〇三号）

一、大衆増税等に関する請願（第四三一六号）

一、大衆増税と大型消費税導入反対等に関す
る請願（第四三四九号）

一、大衆増税及び大型消費税導入反対等に関す
る請願（第四四六一号）

一、大衆増税と大型消費税導入反対等に関す
る請願（第四四七一号）（第四四
七六号）（第四四七七号）（第四五九一号）（第四
五九三号）（第四五九四号）（第四五九五号）（第四
四五九六号）（第四五九七号）（第四五九八号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四六二号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四六三号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四六四号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四六五号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四六六号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四六七号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四六八号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四六九号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四七〇号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四七一号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四七二号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四七三号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四七四号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四七五号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四七六号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四七七号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四七八号）

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願（第四四七九号）

（四通）
請願者 札幌市中央区大通西九丁目丸菱ビル
内札幌中青色申告会連合会内
熊谷秀一外三名

紹介議員 岩本政光君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

（四通）
請願者 宮城県仙台市中央一ノ三ノ二七宮
城県遊技業協同組合内 竹田吉伸

紹介議員 遠藤要君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

（二通）
請願者 山川尚美外九百九十九名
紹介議員 川村清一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

（二通）
請願者 北海道登別市常盤町二ノ三ノ二
大衆増税と大型消費税導入反対等に関する請願
紹介議員 上條勝久君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

（二通）
請願者 宮崎市平和が丘西町二一ノ一宮崎
県電器小売商業組合内 関等

（二通）
請願者 北海道北見市大通東一ノ一株式会
社まるいとう内 伊藤元一郎外

（二通）
請願者 伊東栄一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

（二通）
請願者 千葉県船橋市本町一ノ二ノ一株式会
社西武百貨店船橋店内 伊東栄一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

（二通）
請願者 井上裕君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

（二通）
請願者 伊東栄一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

（二通）
請願者 伊東栄一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

（二通）
請願者 市青色申告会内 山内啓祐外三名

紹介議員 後藤正夫君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

（二通）
請願者 大分市長浜町三ノ一五ノ一九大分

（二通）
請願者 正夫君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四三〇〇号 昭和五十六年五月十二日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 熊本市桜町二ノ二四熊本県パン協
紹介議員 細川 譲照君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四三〇三号 昭和五十六年五月十二日受理

身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請
願

請願者 宮城県泉市将監一二ノ一四ノ一
平田健治外二十名

紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第四三一五号 昭和五十六年五月十二日受理
大衆増税及び大型消費税導入反対等に関する請
願

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第三八八六号と同じである。

第四三一六号 昭和五六年五月十二日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 神奈川県南足柄市塚原一、九二八
ノ四三 長谷川あや子外百九十九
名

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第四三四九号 昭和五六年五月十三日受理
大衆増税と大型消費税導入反対等に関する請願
(五通)

請願者 北海道浦河郡浦河町荻伏町一二
真下春夫外四千三百三名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三九五七号と同じである。

第四三六三号 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 静岡県清水市西高町三ノ二ノ三
伊藤栄太郎外三千八百六十一名

紹介議員 青木 薫次君

この請願の趣旨は、第三八八六号と同じである。

第四四六二号 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 愛知県豊橋市駅前大通一ノ四三株
式会社豊橋西武内 坂倉芳明

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四四五三号 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 栃木県足利市有駒町八三五足利商
工會議所内足利青色申告会内 内

紹介議員 田元四郎

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。
紹介議員 中山正博
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四五九七号 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都港区六本木六ノ一ノ二五
東印工組麻布赤坂支部内 森島一郎
紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四五九八号 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(五通)

請願者 青森市古川二ノ四ノ一青森県遊技
業協同組合連合会内 倉内義弘外

紹介議員 山崎 龍男君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四五六一號 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 長野県下伊那郡松川町元大島一、
五五九ノ三松川町青色申告会内

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四五六二號 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 長野市西後町一、五八三長野県遊
業協同組合内 市川弘

紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第四五六三號 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三
広瀬末吉外八名

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四五六四號 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 長野市西後町一、五八三長野県遊
業協同組合内 市川弘

紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第四五六五號 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 長野市西後町一、五八三長野県遊
業協同組合内 市川弘

紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第四五六六號 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 佐賀市松原一ノ二ノ三五佐賀商工

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四五六七號 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(二通)

請願者 静岡市本通一〇ノ五〇静岡県遊技
業協同組合内 村越一哲外十五名

紹介議員 戸塚 進也君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四五六八號 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(二通)

請願者 長野市西後町一、五八三長野県遊
業協同組合内 市川弘

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第四五六九號 昭和五六年五月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(二通)

請願者 佐賀市松原一ノ二ノ三五佐賀商工

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第五部 大蔵委員会会議録第二十三号 昭和五六年五月二十一日【参議院】

			第五号中正誤
ペジ 段行	三二五	誤	正
二三五	終わり	トシ	キロリットル
四二八	終わり		
九二一五	操作	少額	正
		繰り	
			第十一号中正誤
ペジ 段行	誤	正	
二三五	小額	少額	
四二八	抵	低	
九二一五	操作	繰り	
			第十二号中正誤
ペジ 段行	誤	正	
二三五	終わり	トシ	
四二八	終わり	キロリットル	
九二一五	操作	少額	

昭和五十六年六月一日印刷

昭和五十六年六月二日差行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C